

令和6年第3回（9月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和6年 9月10日 開会

令和6年 9月27日 閉会

東伊豆町議会

令和六年

第三回〔九月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和 6 年第 3 回 東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月10日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	13
楠 山 節 雄 君	13
山 田 直 志 君	27
稲 葉 義 仁 君	44
山 田 豪 彦 君	62
西 塚 孝 男 君	75
○散会の宣告	86

第 2 号 (9月11日)

○議事日程	87
○出席議員	88
○欠席議員	88
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	88
○職務のため出席した者の職氏名	88

○開議の宣告	8 9
○議事日程の報告	8 9
○一般質問	8 9
須 佐 衛 君	8 9
鈴 木 伸 和 君	1 0 7
○議案第 3 1 号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部 を改正する条例について	1 2 4
○議案第 3 2 号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 2 6
○議案第 3 3 号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について	1 2 7
○議案第 3 4 号 東伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全 部を改正する条例について	1 3 0
○議案第 3 5 号 東伊豆町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に 関する条例の一部を改正する条例について	1 3 3
○議案第 3 6 号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部を改正する条例について	1 3 5
○議案第 3 7 号 令和 6 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）	1 3 6
○議案第 3 8 号 令和 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 5 1
○議案第 3 9 号 令和 6 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	1 5 6
○議案第 4 0 号 令和 6 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 5 9
○議案第 4 1 号 令和 6 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 6 1
○報告第 2 号 令和 5 年度東伊豆町健全化判断比率の報告について	1 6 5
○報告第 3 号 令和 5 年度東伊豆町資金不足比率の報告について	1 6 5
○報告第 4 号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）	1 6 7
○散会の宣告	1 6 8

第 3 号 （9 月 1 2 日）

○議事日程	1 6 9
-------	-------

○出席議員	1 6 9
○欠席議員	1 6 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 9
○職務のため出席した者の職氏名	1 7 0
○開議の宣告	1 7 1
○議事日程の報告	1 7 1
○議案第 4 2 号 令和 5 年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	1 7 1
○議案第 4 3 号 令和 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 1
○議案第 4 4 号 令和 5 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 1
○議案第 4 5 号 令和 5 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 1
○議案第 4 6 号 令和 5 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 1
○議案第 4 7 号 令和 5 年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 1
○議案第 4 8 号 令和 5 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 1
○議案第 4 9 号 令和 5 年度東伊豆町水道事業会計決算認定について	1 7 2
○散会の宣告	1 8 5

第 4 号 (9 月 2 7 日)

○議事日程	1 8 7
○出席議員	1 8 7
○欠席議員	1 8 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8 8
○職務のため出席した者の職氏名	1 8 8
○開議の宣告	1 8 9

○議事日程の報告	189
○議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第43号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第44号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第45号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第46号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第47号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第48号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	189
○議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算認定について	190
○意見書案第2号 地震財特法の延長に関する意見書について	201
○発議第2号 適正な予算編成に努めることを求める決議について	203
○議員派遣について	205
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	205
○閉会の宣告	205
○署名議員	207

令和6年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月10日（火）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 3 番 楠 山 節 雄 君

1) 町専門職員の待遇改善について

2) 湧水化対策について

3) 農業支援について

2. 14 番 山 田 直 志 君

1) 地震に対する備えについて

2) 発災後の初動体制について

3) ごみ処理の広域連携について

3. 6 番 稲 葉 義 仁 君

1) 学校教育環境の整備について

4. 1 番 山 田 豪 彦 君

1) 三十祭について

2) 巨大地震に備えた災害対策について

5. 8 番 西 塚 孝 男 君

1) 野生の猿について

2) 街路灯と防犯灯について

3) 稲取駅の上にある国道出口付近について

出席議員（11名）

1 番 山 田 豪 彦 君

2 番 鈴 木 伸 和 君

3 番 楠 山 節 雄 君
 6 番 稲 葉 義 仁 君
 8 番 西 塚 孝 男 君
 1 2 番 内 山 愼 一 君
 1 4 番 山 田 直 志 君

5 番 笠 井 政 明 君
 7 番 栗 原 京 子 君
 1 0 番 須 佐 衛 君
 1 3 番 定 居 利 子 君

欠席議員（1名）

1 1 番 村 木 脩 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 嘉 久 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
総 務 課 参 事	森 田 七 徳 君	企画調整課長	太 田 正 浩 君
住民福祉課長	鈴 木 貞 雄 君	健康づくり課長	山 田 義 則 君
健康づくり課参事	柴 田 美保子 君	観光産業課長	梅 原 巧 君
建設整備課長	村 上 則 将 君	防 災 課 長	鈴 木 尚 和 君
教育委員会 教 務 局 長	齋 藤 和 也 君	水 道 課 長	中 田 光 昭 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 木 善 幸 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

令和6年東伊豆町議会第3回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、条例の一部改正、全部改正、令和6年度補正予算、令和5年度一般会計及び特別会計の決算認定などがそれぞれ日程に組み込まれておりますので、諸議案ともに十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定足の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第3回定例会は成立しましたので、開会します。

11番、村木議員から欠席届がありましたので、御報告します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（笠井政明君） 議会運営委員長より報告を求めます。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 議会運営委員会より、令和6年第3回定例会の運営について、協議した結果を報告します。

本定例会では、7名の議員より17問の一般質問が通告されております。一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。

町長には反問権の行使が認められております。

なお、反問に要する時間は制限時間には含みません。

質問通告者の中で、3番議員及び14番議員より掲示板使用の願いが、3番議員、10番議員及び14番議員より資料配付の願いがそれぞれ提出されております。

本定例会の提出案件は、条例の一部改正及び全部改正6件、補正予算5件、報告3件、令

和5年度一般会計決算認定及び特別会計決算認定がそれぞれ日程に組み込まれています。

議会からは、意見書案、発議、議員派遣についての審議も予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、財政健全化に関する報告第2号及び第3号並びに一般会計及び7つの特別会計の決算認定につきましては、それぞれ一括議題といたします。

補正予算の説明につきましては、一般会計でおおむね200万円以上、特別会計でおおむね50万円以上で説明をすること、会計管理者の決算概要の説明につきましては、歳入では、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出では、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額とすること、水道課長の説明につきましては、従前どおりとすることを確認いたしました。

令和5年度の決算審査につきましては、一つの特別委員会を設置し、付託案件の審議を行います。

また、一般会計の審査におきましては、課ごとで行うことを確認しています。

決算審査特別委員会の報告は9月27日としますので、御承知ください。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期につきましては、本日から9月27日までの18日間とします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであり

ます。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、須佐議員、12番、内山議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（笠井政明君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告及び令和5年度各会計の決算審査意見書につきましては、既に送付しました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（笠井政明君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

定例会の開会に当たりまして、御挨拶を兼ね、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

去る8月8日の午後、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震発生により、国から南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表されました。

町ではこれを受け、発災時に迅速かつ円滑な対応が図れるよう、関係職員が24時間態勢で待機し、防災体制の強化に努めたところですが、加えて、町民の皆様に避難経路や避難場所の確認、水や食料などの確保に向けた日頃からの地震への備えを再確認していただくよう、情報発信を行ったところでございます。

南海トラフ地震に関しましては、沖縄から関東までの約500キロメートルにも影響するとされています。災害はいつ発生するか分かりませんので、これを機に町民の皆様におかれましては、自分の身の安全を守るため、1人1人が取り組む自助の重要性に意識を傾けていただきますようお願いいたします。

また、9月1日の防災の日には、南海トラフを震源とする突発型の大規模地震を想定した訓練を実施する予定でしたが、8月22日に発生した台風10号の影響を考慮し、早めに中止を決定いたしました。日本各地に大きな被害を与えた台風10号は、当町でも断続的に大雨をもたらし、8月30日から9月1日にかけて、熱川地区で72時間雨量が504ミリ、最大時間雨量が51ミリと記録的な雨量となりました。幸いにも大規模な災害は発生しませんでした。これから台風シーズンを迎え、当町においても災害の危険性は高まります。町民の皆様には、各家庭に配布されている防災ハザードマップでの被害想定を再確認していただき、地震災害に限らず、あらゆる災害を想定し、飛散のおそれがある物の固定や家の周りの点検を行うとともに、飲食物、携帯トイレ、衣類、常備薬等を事前に備え、すぐに持ち出しできるよう準備をお願いいたします。また、避難先は混雑を避けるため、町や自主防災会の避難所のみな

らず、親戚宅等への分散避難についても御検討ください。

さて、現在、国内の観光地の地域間競争がますます激しくなっております。当町の入湯税におきましては、観光需要が回復している状況の中、昨年度4.01%、368万9,000円の増となりましたが、観光客の満足がいく、きれいで快適な魅力ある観光地として勝ち残っていくには、施設整備を含めた観光振興や維持管理などが今後さらに重要となります。

安定的な観光財源の確保が課題であり、昨年度、観光財源に関する検討会において、入湯税を現行150円から、150円引き上げる方針案が決定されました。

この方針案に基づき、8月の議会臨時会で、入湯税を1人1日300円とする条例改正が可決され、令和7年3月より施行いたします。使途につきましては、観光・宿泊関係者と協議の上、具体的な方策を探ってまいりたいと考えております。

それでは、行政諸般の報告をさせていただきます。

初めに、企画関係ですが、ノッカルひがしいずの本年度の実績は、8月末までの5か月間で100ライド、118人となりました。利用者数は十分に増えてはおりませんが、本年度は新たに稲取地区での事業を追加するとともに、エリア間の移動をスタートし、ノッカルひがしいずの制度を進化させたいと考えております。8月4日には、ドライバー講習会を開催し、一般参加者4名及び役場職員6名の計10名が、新たにノッカルのドライバーとして御協力いただけることとなりました。

今後も、運転手のさらなる確保に向け、広報に努めながら、オンタイム予約や各旅館が運行するバスとの連携を高めるとともに、ノッカル以外の地域交通の検討も行い、観光客や移住者など、全ての方が快適に移動できる地域交通を目指してまいります。

5月20日から6月21日まで、旧稲取幼稚園の愛称募集を行ったところ、83点の応募をいただきました。寄せられた提案を参考に、愛称を「よりみち135」に決定し、広報誌等によりお知らせしたところでございます。

6月21日に概略設計が完了し、現在、詳細設計の入札に向け準備を進めておりますが、その間、スマホ教室や夏休みの宿題を一緒に進める教室開放DAYを行うなど、工事が完成する前にファンづくりを行い、町民に親しまれる施設にしていく所存であります。

地域おこし協力隊につきましては、7月から新たに武田いづみさんと北嶋泰成さんが着任いたしました。武田さんは、雛のつるし飾り文化推進事業担当、北嶋さんは、観光振興・プロモーション事業担当として活動していただきます。

現在、当町で活動する地域おこし協力隊は10名となりますが、隊員の能力や経験を生かし、

課題解決や地域振興を進めていきたいと思います。

白田・片瀬地区コンパクトシティ検討会議について、委員の募集を行い、8月26日に検討会議を開催しました。人口の減少や空き家の増加が表面化する中、専門家の提案をいただきながら、今後、災害対応を念頭においたコンパクトなまちづくり及びゾーニング、白田川橋の必要性等について、委員と共に検討してまいります。

美しい伊豆創造センターでは、6月25日に総会、7月30日に臨時理事会が開かれ、新任として代表理事に伊豆市長の菊池豊氏、副会長に私が選任されました。これからは、代表理事の伊豆市長をサポートすると同時に、伊豆全体での観光振興という広域の視点からも、微力ながら尽力してまいりたいと思います。

次に、税務関係ですが、歳入の根幹をなす町税の令和5年度決算における収納状況は、現年課税分の収納率が95.51%、現年課税分と滞納繰越分を合わせた町税の全体では91.91%で、前年度を0.19ポイント上回る結果となりました。課税面の主な内容を前年度と比較しますと、個人町民税の現年調定額は、所得が伸びた影響で2.07%、909万円の増となり、固定資産税の現年調定額は地価下落などの影響で2.39%、2,871万2,000円の減となりました。

次に、防災関係ですが、6月18日には、低気圧と前線による大雨に対し、各地区自主防災会の協力をいただき、避難所の開設等、対応を図りました。崖地、急傾斜地等にお住まいの方は、自宅周辺の状況を確認し、町から高齢者等避難や避難指示が発令された際には、御自身での判断による避難をお願いいたします。

次に、消防関係ですが、7月3日に、東伊豆町消防団女性消防隊員と東伊豆消防署職員による花火教室をひがしいず幼稚園、認定こども園で行い、花火の安全な取扱いについて、実演を交えて子供たちに指導を行いました。

町としまして、駿東伊豆消防組合と連携し、消防・防災に関する訓練のほか、啓発活動も併せて実施してまいります。

次に、交通安全関係ですが、7月11日から20日までの夏の交通安全県民運動が実施されました。11日には、交通指導員、消防団、学校、PTA等の御協力をいただき、朝の街頭指導を行い、交通ルールとマナーを呼びかけました。御協力いただいた関係各位にお礼を申し上げます。

次に、住民福祉関係ですが、物価高騰対策給付金給付事業のうち、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への10万円の給付及びこども加算5万円の給付が、8月21日をもって完了いたしました。実績は、均等割のみ課税世帯404世帯、こども加算140人分の給付となりました。

また、6月の補正予算第4号において予算措置をさせていただきました、令和6年度新たに住民税非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対する1世帯当たり10万円の給付、さらに、その世帯に属する子供に対し1人当たり5万円を給付する事務を行っており、8月末に確認書・申請書を発送いたしました。この給付金は、令和6年10月末までの受付となっておりますので、支給申請がお済みでない対象世帯の方は申請をお願いいたします。

次に、健康づくり関係ですが、生活習慣病の早期発見、重症化予防等を目的とした特定健康診査及び後期高齢者を対象とした一般健康診査につきましては、役場及び保健福祉センターを会場に、6月9日から7月23日までの15日間で1,338名の方が受診されました。

今後の予定につきましては、9月19日から12月2日までの間に8回の集団健診を予定しております。また、9月より、健育会熱川温泉病院並びに康心会伊豆東部病院の協力の下、個別対応による特定健康診査を実施します。

一方、既に病院や人間ドックで健診を済まされている方からは、健診結果の提出をお願いするなどし、各種健診に対する受診率向上に努めてまいります。なお、健診の予約は、昨年同様、コールセンター及びインターネットから申込みできますので、お気軽にご利用いただきますようお願いいたします。

受診後の対応につきましては、特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防などの保健指導を受ける必要のある方に別途御案内しております。健康寿命の延伸のため、御自身の生活習慣を見直す機会と捉え、保健指導を受けてくださいますようお願いいたします。

本年度の新規事業であります50歳以上の方を対象とした带状疱疹ワクチン助成事業につきましては、8月末現在、12の方に御利用いただいております。申込みが始まったばかりで件数は少ない状況ですが、ワクチン接種を検討されている方は、ぜひ助成事業を御利用くださいますようお願いいたします。

次に、観光関係ですが、今年3月から7月末までの入湯客数は27万1,071人で、前年対比で見ますと12.8%の増となりました。コロナ禍前の令和元年の数には達していませんが、徐々に回復していると実感できる数字となっております。

今年の夏も酷暑に見舞われ、ニュースでも話題となっておりましたが、これまで主力であった海水浴客が思うように訪れないという状況がありました。ただ、観光関係者の御尽力もあり、宿泊客数を見ますと、それほど悲観することはないように感じており、環境変化にも柔軟に対応できる新しい観光地の姿を模索していきたいと思っております。

また、8月の南海トラフ地震臨時情報による巨大地震注意やお盆期間の最終日に台風7号が襲来したこと、さらには、月末の台風10号による鉄道の運休など、宿泊のキャンセルが多くあったと聞いており、少なからず影響が出てくるものと思われます。今後、災害に強い観光のまちづくりを進めたいと思っております。

当町を訪れるお客様として、外国人の方も増えている状況が続いております。現状を聞いたところ、宿での夕食は取らないという予約形態が多くなっているようですので、地域内での食事に困らないよう、飲食店の増加と充実を目指していかなければならないと感じております。

また、当町の宿泊施設の食事は、観光地の中で見てもとても高いレベルで提供していることを実感しておりますので、宿での食事のすばらしさを伝える努力もしていく必要があると思っております。

次に、イベント関係ですが、8月11日には、細野高原にて東伊豆アドベンチャーラリーが開催されました。2人から5人のチームを組み、数あるチェックポイントを通過し、ゴールを目指すタイムレース形式の競技で、県内外から67チーム196名と、これまでで最多となる参加がありました。当日は、晴れて気温も非常に高い中、雄大な細野高原でのラリーを体力の限界に挑みつつも笑顔で楽しんでいただいております。

東伊豆町にとって重要な資源である細野高原の自然環境を守りながら、さらなる活用も目指していければと考えております。

また、稲取温泉では、8月13日にi n a 盆2024が開催され、盆踊りをメインとして、屋台の出店や花火の打ち上げなどが行われました。さらに、台風の影響で延期され8月18日となりましたが、稲取の灯籠流しに合わせ、昨年に引き続き納涼夜市が開催されました。灯籠の幻想的な景色を眺めながら買い物を楽しむ人でにぎわいました。両事業ともに地元有志の発案により実施されている行事であり、地域の人が地域を盛り上げていくという、よい循環を生む大切なイベントであると感じております。

観光地域づくり整備事業として、本年度、北川温泉築城石公園のトイレをバリアフリー化する工事を実施する計画で進めており、この9月に入札の実施をいたします。老朽化したトイレが現在のニーズに合った多目的トイレとして生まれ変わることで、お客様に好印象を与えることができるため、北川温泉のさらなる魅力度アップに貢献してくれるものと期待しております。

続きまして、住宅リフォーム補助金ですが、8月末の実績で補助額は321万8,000円、実工

事費は1,968万1,000円、件数としましては29件となっております。継続して利用者の多い制度であり、住環境の充実に貢献しているだけでなく、町内の住宅改修関係事業者にとっても仕事を産む制度となっております。住まいの改修や改善を考えている皆様に積極的に活用していただければと願っております。

今後の経済対策といたしまして、商工会によるプレミアム地域商品券の発行事業を計画しております。年末からお得にお買物ができる取組を行い、長引く物価高騰の流れにより、生活に不安を抱えている方々にとって支援となるものであるとともに、町内事業者にも援助になるものと期待しております。補正予算につきましては、本会議に上程しておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税では、8月末までに9,369万5,000円と、前年の同月までと比べ430万7,900円の増となっております。現在のところ好調に推移しておりますので、さらに寄附額を増やすよう、魅力ある商品を提供していく努力と効果的な宣伝を打ち出していく所存であります。

次に、建設整備関係ですが、8月臨時議会において、補正予算の議決をいただきました町道湯ノ沢草崎線の災害復旧工事につきましては、8月29日に入札を行い、工事を発注したところでございます。

また、8月19日には、国の国土審議会半島振興対策部会「中間とりまとめ」に、県代行業業湯ヶ岡赤川線が事例として紹介されたことを機に、国土交通省に、半島振興法の延長並びに湯ヶ岡赤川線の事業推進と大川地区から伊東市へのバイパス道路整備について要望を行ってまいりました。

次に、教育関係ですが、昨年10月に学校教育環境整備委員会に諮問し、審議していただいた町立幼稚園・小学校中学校と県立高校の一貫性ある教育の在り方について、7月31日に答申をいただきました。8月8日には、私と教育委員の皆様により総合教育会議を開催し、答申の内容について協議を行ったところでございます。今後は、静岡県教育委員会に提案する具体案について、学校統合PTで検討し、県教育委員会と協議を進めてまいります。

昨年から再開されました岡谷市との姉妹都市児童交流が、今年は8月1日、2日の両日、岡谷市において開催されました。当日は、町内の小学5年生40名と岡谷市から5、6年生18名が参加し、暑さ厳しい真夏にスケート遊びや宿泊施設でのバーベキュー、キャンプファイヤーなどを通じて交流を深めながら、有意義な時間を過ごしたようです。

参加した東伊豆町の子供にとって初めての経験や体験を数多くさせていただいたことを伺

っており、御協力をいただきました関係各所の皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げます。

夏休み期間の社会教育事業といたしまして、7月20日から24日の5日間にわたり、稲取小学校プールにおいて、小学1年生から3年生までの親子を対象に、親と子の水泳教室を開催しました。期間中、13組22名の親子が参加し、教育委員会の職員やスポーツ推進委員の指導の下、親子で水に慣れることや泳ぎ方を学びました。

同じく稲取小学校で、寺子屋事業を4回開催いたしました。小学3年生から6年生の児童を対象に、59名の申込みがあり、東伊豆町学校支援地域本部実行委員会の方が主体となり、稲取高校ボランティア部等の御協力をいただきながら、夏休みの課題に取り組みました。

7月18日には、静岡県市町対抗駅伝競走大会の町内説明会を実施し、参加をお願いしている児童生徒及び社会人の方々に本年度の開催概要をお知らせしました。11月30日の大会に向け、暑さ厳しい時期ではありますが、8月20日から練習を始めております。

次に、水道事業関係ですが、現在、4号、5号井戸の運用を開始すべく準備を進めておりますが、県の事業認可が下りず、工事に着手できない状況となっております。

しかしながら、この状況を踏まえた上で、当初の予定どおりに本年度内の運用開始を目指し、認可取得後速やかに工事着手できるよう準備をしておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、朝夕は大分過ごしやすくなったとはいえ、まだまだ厳しい残暑が続くと思われますので、町民並びに議員各位におかれましては健康に十分留意され、御活躍されますよう祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第5 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

3番、楠山議員の第1問、町専門職員の待遇改善についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 皆さん、おはようございます。

まず、先般の台風10号、町長からの行政報告にもありましたように、本当に大量の雨が降って、警戒情報なんかも何回も発令されて、もう寝ずに役場のほうに詰めたと思います。御苦労さまでした。大きな災害がなくて安堵していますので、皆さんの御努力にお礼を申し上げたいと思います。

今回、私、3問質問を通告してありますので、いつもと同じように一問一答の形で答弁をお願いしたいと思います。

まず、1問目、町専門職員の待遇改善について。

専門職員は、募集をしても応募がない状況が、当町のみならず全国的にも続いています。災害対策、医療福祉及び乳幼児・高齢者対策等の観点からも、人材を確保することは不可欠で大変重要と考えますが、以下について伺います。

1点目、町はこの現状をどう捉えていますか。

2点目、待遇改善を図る観点から、専門職員の給料表の導入のお考えは。

3点目、専門職員の給料表導入の考えがない場合、手当等で補填をするお考えは。

3点、お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員の御質問にお答えいたします。

1 問目、町の専門職員の待遇の改善ということでございますが、まず、現状をどう捉えているかということですが、近年の少子化に加え、民間企業の採用が旺盛となっている状況の中で、保健師をはじめとした専門職はここ数年採用につながらない状況が続いておりまして、職員募集の在り方について、時代に即した対応が必要であるとも感じているところであります。

定年延長により、知識と経験が豊富である高齢期職員の配置が可能となりました。即戦力の期待が持てる中途採用職員の確保も含め、複雑、高度化する課題への対応力を強化する必要がありますと捉えております。

現在、職員採用試験の年齢要件は、保健師などの専門職については、45歳以下の方を対象としておりますが、既に実施済みの社会人採用に加え、採用年齢の引上げなど、採用枠の拡大についても検討したいと考えております。

2 番目、3 番目、待遇の改善を図る観点から、専門職員の給料表の導入の考え、その答弁をさせていただきます。

当町の職員給与は、人事院勧告を受けて改定をしております。

御質問にある専門職員のうち、医療職の給料表につきましては、人事院規則に規定されておりますが、適用範囲は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師、その他の職員となり、行政保健師には適用されないこととなります。技術職につきましては、一般行政職と同じ給料表となります。

県内市町の給料表を確認いたしましたが、公立病院を所有しない市町では、医療職給料表、これ自体が設置されておらず、一般行政職給料表により給与が支給されているということでございます。また、人事院が示す諸手当について、行政保健師に支給できる特別な手当等はございません。

しかしながら、専門職員の確保は重要な課題であることから、将来の就職先として当町を選択肢に加えてもらえるよう、本年度はふるさとワーキングホリデー事業を実施し、順天堂大学保健看護学部から、有資格者や保健師を目指す学生を受け入れました。まずは、このワーキングホリデー事業を確実に遂行し、成果につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

町長の今の答弁の中にもありましたように、ワーキングホリデーの関係なんですけれども、たまたま保健福祉センターの職員が、保健師不足でいろいろ市町が悩みを抱えているということで、看護協会でそういう相談会を行ったということです。その中で、ワーキングホリデーの制度というものをそこに参加した職員が気づいたと。その気づきが大きかったと思うんですけれども、何よりやはりすばらしいことは、町長が常々言っていますように、スピード感を持ってそういうことに対応する。そのことによって、今回、順天堂大学の保健看護学部の12名の参加という実績を得たというふうに私は思っています。大きな成果だと思います。そのことは今、町長のほうの答弁の中にもありました。

私は、そういう今一步を踏み出したよと、今までは募集をしても応募がないということの繰り返しで、ああ、今年も駄目だったねという、そういう繰り返しだったと思うんですけれども、その中で東伊豆町を知ってもらおうというワーキングホリデーの取組がなされたということで、大変有意義で重要なことだったなというふうに思っています。

なおかつ、そこでさらにそうしたものを実績に結びつける。ワーキングホリデー、今12名参加してくれていますけれども、果たしてその方たちが入ってくれるかどうかというのは、現時点ではやはり不明確ですので、そうしたことの促進をさらに進めるために、町長、私は専門職の給料表の実現だとか、手当的なものというのを今回提案させていただきました。これ、人事院の中ではそういう規定がないということなんですけれども、ぜひこの辺はちょっと調べていただいて、町独自でそういうことができないかどうか、その辺のお考えというのはどうなんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

専門職の分野に限らず、地方というのは全体的に人手不足が加速化してくるという中で、どういうインセンティブを持ってもらえるかということがとても重要になってくると思います。

これはいろんなところで言えると思うんですけれども、賃金を上げるということは確かにシンプルで分かりやすいやり方ではありますが、ただ、例えば医療職の給料表、公立病院を有する市町は設置していて、有しないところは設置していないという背景の中で、例えば賃上

げ競争に陥ったときに、大きな自治体に小さな自治体が同じように、対等な同じ土俵で競争ができるかというところも問題があるかと思います。

大切なのはその地域の魅力、賃金だけではなくて、トータルの魅力をどれだけ対象者の方々に伝えるかということでありまして、例えば、近年、経済成長が目立って低下している東京圏、額は大きいんですけども、ここ何年か、10年ぐらいですかね、東京圏の経済成長率というのはそんなに高くないです、実は。一方で物価は上がっているという中で、可処分所得に着目すると、要は生活費、家賃とか、食事の話もあろうかと思いますが、そういうものをトータルとして考えたときに、果たして都会がいいのかという問題も含め、東伊豆町においては、そのあたりやはり有利な点があるんじゃないか。加えて、海があり、山があり、住環境をしっかりと整えればとても過ごしやすく、プラス高規格の道路が整備されれば、比較的短時間である程度、一定規模の都市にも行けるというような、そのあたりをしっかりとお伝えするというのも重要ではないかなというふうに思っております。

賃上げ競争に陥るというのは、私は実はあまり好ましくないと思っておりますので、そのあたりを相対的に発信していく努力を続けていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

皆さんのところにもちょっと資料で提供させていただきましたけれども、県の市町村財政課のほうの方が丁寧に調べていただいたものなんですけれども、医療職、さっき町長も説明をしたように、そういうものは1から3まであって、その医療職の給料表というのは、保健師の適用は人事院勧告のほうで規定がないというふうなことなんですけれども、これ、町では森町が町立の病院を抱えているということで、医療職の給料表の適用をしているんですけれども、ここにもやはり確認したら、町の保健師さんについては医療職の適用はしていないで、一般行政職の1を使っているという話でした。市のほうは確認をしていなかったんですけれども、同等の町でどういうふうな状況かをちょっと確認させていただきました。

町長言われるように、地域の魅力をしっかりと伝えて、そういうもので魅力発信をして、賃金競争じゃなくて、そちらのほうを重視してやっていくということなんですけれども、現実的に、募集をしても応募がないという現状を考えると、順天堂の看護の生徒たち12名なんかも、最終的にはやはり給与的なものが恵まれている病院のほうに行ってしまうのではない

かなというふうに思っています。ですから、ここの部分については、しっかりと採用に結びつける、そこの部分について、やはりある程度待遇面の改善というのが必要じゃないかなというふうに思っていますけれども、再度、町長、賃上げ競争じゃないんですけれども、その辺のお考えは。もう全く東伊豆町の魅力だけで採用に結びつけるという考え方、待遇面での改善みたいなものという考え方はないかどうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 賃上げをするかしないかとか、二者択一的な考え方は一切してなくて、賃上げも一つのインセンティブだとは思っております。ただ、人というのはお金もうけのために生きているわけではなくて、自分の人生をどう豊かにするかというところを多分最近の方は多く考えていらっしゃるんじゃないかなと思っております。

そのような中で、より便利な都会に人が集まっているという状況かもしれませんが、やはりその辺は賃金のところにスポットを当てたとしても、先ほどお話しした可処分所得のところをしっかりと説明して、賃金はこれぐらいのレベルだけれども、実際の幸福度というのは高いということをしっかり発信することも重要なことと思っております。

賃上げを決して否定しているわけではなくて、そこも念頭に置きながら、ほかのところのインセンティブも最大限にお伝えするという努力をこれからもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） なかなか人事院勧告のほうの規定みたいなものに照らし合わせると難しいかも分かりませんが、東伊豆町がそういうものを初めてやるということは話題性も高まりますし、そうした効果というのはさらに増していくんじゃないかなという思いがあって、今その辺のお話をさせていただいています。

どうなのでしょう。病院の看護師さんあたりは主にはやはり病気の方、そういう方を中心として看護している。町の保健師というのは、健常者から病を抱えている人、それから健康増進のための事業計画をつくったり、あと立案、それから実施、それに伴ってやはり予算づけをしたり、予算をつけたものを執行していくということで、病院の看護師にはない職務だとかというのはすごく、単純に比較はできないと思うんですけれども、町の保健師の持つ責務というのはやはり大きいなというふうなことを感じていますので、ぜひ魅力発信も含めて、待遇面についても何か検討できるかどうか、検討していただければと思いますけれども、そ

この点をもう1回、同じ質問になって申し訳ありません。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 対象者の方に東伊豆町を選んでもらえるように、待遇面も含め、ほかの住環境、魅力度アップ等々、多角的に考えながら検討していきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 最後に1点、町長の答弁にもありましたように、技術職、土木関係なんですけれども、今回は保健師さんを対象にしたワーキングホリデーという取組をされたと思うんですけれども、こういう土木職に対しても待遇改善じゃないんだけど、町の魅力を知ってもらうだとかということで、その辺のお考えというのはどんなのでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 賀茂郡のみならず全国的に地方都市において、要は田舎において、技術職、土木系とか、少ないというのは全国的な傾向であると思います。

個人的には、このあたりをやはり県にある程度リードしてもらいながら、それぞれの技術者が少ない分を補完するための制度、例えば、いろいろなノウハウとかというものを最近の新しい技術によって統括した、そういう制度を県のほうにつくってもらって、それをみんなで利用するというようなこともいいのかなと、かつて提案をしたことがございます。

そのようなことになると今でもいいなと思っていますし、加えて、具体的な話を町単位で考えると、例えば、副業的な話、民間企業で働いている方の副業を取り入れるというやり方も、もしかしたらあるのかなというふうに思っています。既に当町においても、そういうアドバイザー的な役割の人材を何名かお願いしております。先ほど片瀬・白田のエリアのまちづくりのところでも、技術士を持った方をメンバーに入れて御意見をいただいているとか、そのような外部からの取り入れる手法についても、いろんな可能性を探りながら、これから検討していきたいと思っています。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、渇水化対策についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 第2問、渇水化対策について。

今年の猛暑は例年以上で、降雨が全くない状況が続いており、水源である白田川の水量は激減していると思われます。命の源となる水の給水に影響がないか懸念していますが、以下

について伺います。

1 点目、町は現状をどのように認識していますか。

2 点目、4 号、5 号井戸の整備状況は。

3 点目、東伊豆町・河津町との水道連結管の現状は。

すみません、先日の台風で大量の降雨があったということで、今現在は白田川の水量も回復していて、何かピンと外れな質問になってしまっている様相ですけれども、足元をちょっと見直すということで今回の質問をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

まず、渇水化対策についてという質問でございます。

町はこの状況についてどう捉えているかということですが、まず、御指摘のありました白田川について、これはイメージではなくて数字でいろいろ判断しなければいけないということで、気象庁のデータにより、稲取の降水量を調べてみました。結果は、令和6年は7月末時点で1,727.5ミリ、令和5年7月末時点では1,386.5ミリ、令和4年7月末で1,581ミリと、最近3年の中では令和6年が一番多く雨が降っているという現状です、数字で言うことです。また、白田川に関係しそうな天城山の降水量を比較しても、7月末までの降水量につきましては、令和6年、今年が一番多くなっているということでございます。

現在、白田浄水場は安定的に水を供給できている状況であります、今後さらに水量が減少し、安定的に水の供給ができなくなった場合、町民の皆様には水道節約等のお願いをする場合が、可能性があるということですが、その際は御協力をお願いしたいと思います。

町としましても、水源のリスク分散の意味も含めて、稲取に4号井戸、5号井戸を掘って、供給開始の準備をしているところでございます。今後も地下水の活用を考えた取組をしていくことで、水源のリスクを分散するとともに、白田川の渇水や汚染に備えてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

そして、今お話しした4号、5号井戸の整備の状況はということですが、町としましては、4号井戸、5号井戸の供給を開始するため、水道事業変更認可申請を令和6年4月8日に県に提出しております。県と事前の打合せでは、申請を提出してから2か月程度で認可を出せるという話であったため、今年度、4号井戸、5号井戸の配管工事等の予算を当初

予算に計上させていただきましたが、いまだに変更認可が下りず、工事ができない状況となっております。

2か月から随分たっているということなんですけれども、その認可が遅れている要因としては、令和6年4月1日から、水道の管轄が厚生労働省から国土交通省、環境省へ移管されたことや、5月に静岡県知事選が実施されたその影響が人事も含めて、組織的な問題も含めてあるのかなと、ちょっと予測をしております。ただ、一方で、速やかに認可が下りるように、業者や県との協議はしっかり進めていきたいというふうに思っております。

また、認可取得後には早急に工事に着手し、早期に供給開始をできるように準備を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

そして、3番目になりますが、これ、私もあまり深く理解していなかった部分であります。東伊豆町と河津町の水道の連結管の話であります。御質問いただいた河津町との水道連結管ですが、昭和53年に発生した伊豆大島近海地震に関連し、地震等により水道施設に災害を受けた場合に備えて、県の補助を受けて、昭和54年度に東伊豆町が整備し、昭和55年1月30日に、災害時等水道応急給水連絡施設の管理取扱いに関する協定及び覚書を河津町と締結したということを聞いております。

現状といたしましては、平成3年度に河津町職員の協力の下、通水試験を行っており、正常に通水し、水道として使用できることを確認しておりますが、それ以降は通水の試験は一切行っていないという状況です。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

3年間のデータで見ると、今年が一番降水量が多かったということですが、ちょっと写真が小さくて分かりにくいと思うんですが、白田川の状況を写した写真になります。この状況は、10号じゃないんですが、その前の台風で降雨があった翌日じゃなくて、その次の日に写真撮影したものなんですけれども、本当に川底をはうようにしか水が流れていない状況を見て、これ、本当にどうなるんだろうというふうに思いました。

質問にもありましたように命の水というか、大変重要な水ですので、給水制限等が行われると、やはり町民だけじゃなくて、観光立町でありますうちの町は多くの宿泊者が訪れる町です。そういう観光事業者への影響も本当に大きいんじゃないかなというふうに思って、質

間をさせていただいたんですけれども、町長の認識だと、降水量もそれほど減っていなくて、川の現状から見ても、今までも給水制限をしたということは、過去に私の記憶ではないと思います。節水のお願いをしたということは、過去にはあったと思いますけれども、給水制限まで至ったということはなかったように記憶しています。

リスク分散のためにいろんなことをやっていくよということが、町長のほうから答弁がありましたけれども、特にこの辺は心配ないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。この場で私が心配ないと断言することは、なかなか難しいかと思います。あくまでもE B P M、つまり、ちゃんとした数値的なデータの裏づけによって判断するというのが大事で、ただ一方で、この写真を見ると、印象的には少なくなっているのかなという印象を受けますが、ただ、この写真と同じ時期の写真を比べるとか、その辺のことが重要かなとちょっと思ったりもしましたし、白田川においては、これは河川勾配が急なので、恐らく、雨が降ってもすぐに下流に川が流れていくということもあるので、その辺の河川の形状とかも与える印象に影響が出てくるのかなと思っております。

ただ一方で、今回、議員からそういう渇水に対する危機感という考え方を共有させていただいたので、そのあたりは少しこれからも頭の中に置きながら、全体の水道事業というのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

4号井戸、5号井戸については、やはりリスクの分散だとかという観点からも重要だと思いますし、何より動力費がすごく今、浄水場から水を送るということはかかっているわけですから、そういう経費削減にもつながっていくということで、今回は渇水化対策のためにもこうした水をしっかりと確保していくということで、早めに水井戸については県から認可をいただくように努力をするべきだなというふうに思いますけれども、県知事選ですとか、いろんな影響もあって遅れているということですのでけれども、この辺はやはり町長自ら県へ行つて、その辺の認可はどういうところが問題で、どういうところをクリアすればその辺の認可が下りるのかという、その辺の動きということは、町長の中では考えておりませんか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） せっかくですので、担当課のほうから、具体的にどういうところをクリアすれば早くなるかというのが、もしそういう認識があれば、少し説明をしていただければと思いますし、ないならないというお話をしていただければいいのかなと思います。その後、また一つお答えをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） まず、申請ですけれども、5次拡張のときに申請を出した事項と今回変更で出した施設との整合性がちょっと合わないということで、5次拡張のときに実際に行われなかった施設が、現在、認可のほうには載っていると。それがなくても、どういった理由ですかとかという、ちょっとそういう施設のなものと、あと名称が5次拡張のときと違うけれども、どういうことというような、ちょっと細かい内容のものでありますので、その辺は今県のほうと詰めておりまして、業者とも詰めておりますので、8月末に一応データのほうで県のほうに再提出をしております、今返事を待っている状況であります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、担当課のほうからも御説明させていただいたんですけれども、印象としては、些細とは言いませんけれども、決定的な何か落ち度があるとかというわけではないような気がしておりますので、その辺は8月末に再提出したということもありますので、その状況を踏まえたいとまず思っております。

私が県に行く行かないという話も、もうちょっと状況を見ながら、必要があればどこでも行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） リスク分散のことになると思うんですけれども、新浄水場建設についても、まだ今、二転三転する部分があって、この辺もやはり早期に着工できるように努力をすべきじゃないかなというふうに、渇水化対策も含めてなんですけれども、その辺の考え方を町長、教えてください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 渇水化対策を念頭に置いて、新浄水場を早く造ったらどうかというお話だと承りましたが、それは、まず順番が私は逆だと思っております、本当に適切な場所は

どこかというのをちゃんと考えてから、なぜかという、多額のお金がかかるのでそれはなるべく手戻りがないように、言い換えるならば、町民への負担になるべくないような形を考えて、ただ、いつまでもゆっくりやっているわけではないので、そこはスピード感を持って、今、新しいところがあるかどうかの、ふさわしいエリアがあるかどうかの検討をしているので、そこを進めて、速やかに新しい浄水場の事業に進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 表題に渇水化対策というふうに私うたったものですから、その辺の話をしたんですけれども、渇水化対策だけで新浄水場を造ることじゃなくて、やはり経費削減も含めて、よりよい新浄水場を造っていくということでスタートしていますので、その辺はそこだけじゃないということの認識をしていただければと思います。

最後に、河津町との連結管については、平成3年に通水の取組をやったよということなんですけれども、それ以降やっていないということで、これらについても、渇水化対策も含めて、やはり災害対策等でそれらが造られたということですので、この辺については定期的に、例えば防災の日に通水試験をやるとかという、定期的なそういう取組というのが必要じゃないかなと思うんですけれども、その辺の考え方はどうですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

御指摘の水道連結管については、正直、その存在も多分多くの町民が知らないんじゃないかなと思います。水道管の維持管理のところも含め考えたときに、本当にこの水道管が必要なものなのかどうかというのは、再チェックする必要があるのかなというふうに思っております。

能登半島地震のときもそうなんです、どちらかというと水道の供給というのは、すぐではないですけれども、比較的早く供給される傾向があると思います。どちらかというと、下水のほうがなかなか難しいように何となく受け止めておりまして、熱海の豪雨災害、随分前にたしか水道管が、函南から引いてくる大きなのが破断したというのがありましたが、あれもそんなに時間を待たず復旧している状況を見ますと、その辺も含め、今この東伊豆と河津の間にある水道連結管、かなり時間がたっていて、しかも通水の試験をしていないということは、中がどうなっているかよく分からないという状況のものを今後維持管理していくトー

タルコストと、災害があったときの対応も含めて、今回、井戸4号・5号を新しく掘っておりますが、その辺の考え方プラス広域災害が発災したときの支援体制等も含めた中で、1回検討するのがいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 町長から今、能登半島、水は比較的早めに復旧したというお話を伺ったんですけども、私の認識だと、やはり水にずっと困っているという住民の声を聞いたりしていますので、その辺で対応をしっかりと図っていく意味でも、河津町との連結管、これらの有事の場合の有効活用というのを町長検討するということですので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、農業支援についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 3問目です。農業支援について。

J Aふじ伊豆では、農業者の持続可能な営農継続に向け、有害鳥獣被害対策のほか、農業用ハウス導入促進対策、農業機械導入促進対策として、生産に係る費用の一部を支援することとしています。町では、有害鳥獣被害対策については、J Aと連携して支援をしていますが、以下についてお伺いいたします。

1点目、現在、J Aのみの支援となっています農業用ハウス導入促進対策並びに農業機械導入促進対策について、有害鳥獣被害対策と同様に町も支援すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御答弁を申し上げます。

御質問にありました農業用ハウス導入促進対策と農業機械導入促進対策につきましては、今年度からJ Aふじ伊豆が始めた支援制度であり、限度額は30万円ということであります。

農業者の方々にとっては、心強い支援となるものだというふうに認識はしております。

現在、町では有害鳥獣対策のため、畑をワイヤーメッシュで囲ったり、電柵を設置したり

した際に、10万円を限度ということで、経費の2分の1を補助する制度を運用させていただいております。また、ビニールハウスの処分の際に、廃棄に係る費用に対して助成も行っております。

その他、国や県の助成制度もありますので、規模の大きな整備や改修などの際には、補助を受けるための条件が合うかどうかなど、遠慮なく町の担当に相談していただければというふうに思っております。

町といたしましては、農業を営む方にとってどのような支援が適当であるのかを精査していくことがとても重要なので、この場で何かを決定することではないのかなというふうに思っております。

農業者が安心して仕事しやすい環境をつくり出すため、J Aふじ伊豆とは緊密に連携して支援に当たることが必要です。J Aふじ伊豆との協力・連携については、こちらからも働きかけを行いたいと思っております。

町においても、現状の制度の見直しや拡充を検討するとともに、農業者に喜ばれる支援策を検討していきたいというふうにも考えております。

そのほか、ほかの考え方として、人材不足の応援というのも必要なと思っています。先ほど御答弁でもありましたように、人材不足というのは、あらゆるエリア、あらゆるジャンルで広がっていくということで、農業分野においても、それはそうなのかなと思っております。こちらも農業者にとって必要とされる仕組みであることが大事でありまして、例えば都会から若者を短期で受け入れる制度など、同じ方向を向いている大手企業なども絡めて進めていくことができればと、総合的な支援策というのを行政は考えるべきではないのかなという、そんな印象を持っているところです。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 東伊豆町は観光立町で、観光が輝くというのは、やはり観光産業だけがしっかりした対応をすればいいということではなくて、1次産業ですとか、商工業関係者、こうしたものが観光を高めるというか、資質を高める要素だなというふうに思いますけれども、町長、その辺の1次産業の振興は、観光にとって私は不可欠だなというふうに思いますけれども、その考え方というのはどうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 観光産業のみならず、1次産業、中小企業、小規模事業者の方々の存在というのも、当然大事なものだと思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 今回、この農業支援の質問をさせていただいたのは、考えたらやはりふるさと納税のことがちょっとよぎって、今、町は観光商品というか、宿泊商品を中心として多くのふるさと納税の資金を調達しているわけなんですけれども、こうしたものもいずれはやはり鈍りを見せてくるだろうなと。その中で、農漁業を中心としたこういう1次産業の商品開発というのは、ふるさと納税をこれからさらに伸ばしていく上では、絶対に避けて通れないというか、不可欠なものであるなというふうな、そんな思いがしたので質問させていただいたんですけれども、どうでしょう、この1次産業の活用だとか、充実を図っていくということは、町長の認識にもあると思いますけれども、そこを最後お願いしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まちづくり指針の中にも触れていると思いますし、これまでいろいろなところでお話をしている中で、1次産業はとても重要だという認識は当初から持っていますし、今もそれは変わらず持っているところであります。

一方で、農業においては、農協さんという大きな存在があって、そこが全体的に合併をしたという背景もある中で、どういうものが農業重従事者の方々にとってふさわしいかというのは、町もしっかりと考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、現場サイドの農業従事者の方々の御意見、また、可能ならば農協の関係者の御意見を聞きながら、何がいいかというのをしっかり考えていくことが重要かなと思っています。

○議長（笠井政明君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時5分まで休憩とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、地震に対する備えについてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第1問、地震に対する備えについて質問いたします。

静岡県の第4次地震被害想定や能登半島地震での教訓から、まず第1に、自助、また、自衛の対象が重要であると思います。次に、共助であると考ええるものです。そこで、町民及び自主防災組織の対応について伺いたいと思います。

まず1点目に、町の住宅耐震化率は67.3%と公表されております。町としてこの状況を向上させる対策はお持ちでしょうか。

2点目に、県内では耐震シェルターや防災ベッドへの補助金を出している市町がありますが、町ではこれらについてはどのようにお考えでしょうか。

3点目に、県が呼びかけている7日間の備蓄や私の避難計画についての実施状況について、町は把握しているでしょうか。

4点目、自主防災組織の台帳及び世帯台帳、人材台帳及び避難行動要支援者台帳の整備、更新はされているでしょうか。

5点目に、避難所に発電機、能力を含めてですが、また、照明の個数、また、簡易トイレ等の配布等は用意されているでしょうか。

6点目に、避難者台帳の用意とそれに関わる訓練はしているでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員にお答えをいたします。

1番目の質問でございますが、6問の質問から成っておりますので、1問ずつお答えをいたします。

まず、最初の耐震化率の向上についてのご質問であります。

プロジェクト倒壊ゼロの制度を活用し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震診断と耐震補強の制度、これが行われております。補助額は一般世帯で100万円、65歳以上のみの世帯または障害のある人などが同居する世帯は120万円を上限に、工事費の8割を補助しているという状況です。

耐震化率向上のためのこれまでの取組といたしましては、当町ですね、広報ひがしいずや町のホームページに倒壊ゼロや補助事業について掲載し、広報を行っているところであります。

また、耐震診断未実施の方と、耐震診断は行ったが補強工事をまだ行っていない方に対して、ダイレクトメールでこれを送付させていただいて、診断等を促すとともに、県の職員とともに戸別訪問を実施し、対象となる町民に直接制度の説明も行っているということでございます。

県では、広報重点年度として、テレビCMの放映、新聞広告を実施しております。住宅耐震補強の推進に向け、あらゆる手段で広報等を行っておりますが、補強工事実施に至る件数は少ないのが実情でございます。これは、耐震診断をして、結果、自宅の耐震強度が足りない状況でも、御自宅の関係で例えば後継ぎがいなかったり、高齢化した世帯ではなかなか思い切ってコストをかけて耐震補強の工事をするというところまで、そこまでいかないという裏の背景があるのかというふうに認識をしております。

この状況を踏まえますと、別の対応も必要と考えております。耐震化は進んでおりませんが、耐震診断を実施することにより、ほかの補助事業、耐震化以外の、多分後ほど話題になると思いますが、その補助事業的なものもあるので、通知が届いた方やまだ耐震診断を受けていない町民の皆様には、できる限り耐震診断を受けていただきたいという考えは当町として持っております。

そして、2番目でありますが、今の話に絡むんですが、県内では耐震シェルターの設置や防災ベッドの購入の補助を行っているという中で、町はこれに対してどう考えるかというお話であります。県では耐震診断に基づく耐震化以外の命を守る対策ということで、耐震シェルターの設置や防災ベッドの購入に補助制度を設けて推進をしているところです。県内で耐震シェルターの設置や防災ベッドの購入に補助要綱を設けている市町は26市町あり、そのうち耐震シェルターのための補助は5市町、そして防災ベッドのための補助は3市町となっております。耐震シェルター、防災ベッドの両方に補助を設けている市町もありまして、それは

18あるという状況です。

補助工事や建て替えなど、家屋を耐震化するには多額のコストがかかり、先ほどお話ししましたとおり、それが耐震化の診断進展を阻害しているというお話をさせていただきました。これに比べて、今、冒頭お話があった、命を守る対策である住み替え、防災ベッド、耐震シェルターの対策は、比較的安価で対応できることから、耐震化されていない家屋の場合、耐震シェルターや防災ベッドを活用することは非常に効果的であると考えておりまして、東伊豆町としてはそこに支援をしっかりとさせていただきたいと思っています。

能登半島地震が起こった直後に、結構ニュースで、防災ベッドを造りましたみたいな話があって、とてもいいなと思っておりまして。なので、町としてもそれを進めていきたいというふうに思っております。

3番目、県が呼びかけている7日間の備蓄と私の避難計画の実施状況の把握ということでありますが、まず最初に押さえておきたいポイントとして、災害への備えを考えるときには、自助、共助、公助、この3つの視点が、議員が冒頭お話にもあったとおり、これとても重要だと思っています。順番も重要かと思います。自助、共助、公助、この順番だと思っています。まずは自分自身の身の安全を守ることが重要で、この自助ができた後に共助、つまり、地域コミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うことで、それが大切で、それがあって初めて公助、つまり、市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助、援助が効果的に生きてくるということだと思っています。

それを踏まえて、7日間の備蓄についてですが、これまでも飲料水や食料品の備蓄が呼びかけられてまいりました。南海トラフ巨大地震のような大規模災害では、被害が超広域にわたります。国や自治体の支援に時間がかかることが予想されます。そのため、家庭で自活するために、飲料水、食料品とも1週間分以上の備蓄が必要となってまいります。町民の自助の部分であるこの備蓄については、特に実施状況の把握は行っておりません、自助の部分なので。備蓄を行う主役は町民お1人お1人ですので、今お話ししたとおり、行政としては1人でも多くの皆さんが十分な備蓄をしていただけるように、飲料水、食料品の1週間分以上の備蓄をホームページ等で呼びかけるとともに、全戸配布させていただいている東伊豆町防災ハザードマップの中で、大規模災害発生時に備え、1週間分以上の備蓄をするよう周知を図っているところです。

次に、静岡県が進めている私の避難計画についてですが、これは身の周りの災害リスクに対して、いつ、どこに避難するかあらかじめ記載したものであります。私の避難計画につい

でも、自助の部分が大きいと考えておりますので、具体的な実施状況まで把握をしておりますが、当町としても自分事としてしっかりと認識をしていただきたい。私の避難計画を作成することが、地域住民の避難意識向上に非常に有効だと認識しておりますので、その有効性を町民の皆様に理解していただけるよう、今後とも町もホームページ、広報紙、LINEやYouTube等を活用して、作成の手順などの案内や各区の総会で作成についての呼びかけなどの対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、自主防災組織台帳、世帯台帳、人材台帳及び避難行動要支援者台帳の整備、更新についてであります。自主防災組織台帳は組織名称、避難場所、活動資機材装備品、救護施設など、組織の基本的な事項の台帳であります。世帯台帳は、住所、家族の人数、安否確認にも活用する基礎的な台帳です。人材台帳は、災害時に活用できる資格、技能を持った人材を把握するための台帳で、自主防災組織の防災力アップをさせる台帳となります。

前述の3つの台帳については、自主防災会において作成していただいているものでございます。確認したところ、台帳はありますが、毎年は更新していないということでしたので、今後、町として統一した様式を各自主防災会に配布し、その更新を呼びかけてまいりたいと考えております。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法において、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を要する者と定義されており、当町では要介護3以上、身体障害者2級以上、養育手帳A、精神障害者全て、難病患者等、そのほか妊婦、乳児等を対象としております。令和6年7月末現在で616人が登録されており、更新は随時行うこととしております。

続きまして、避難所に設置されている発電機的能力、また、照明、簡易トイレ等の備品、どのような状況かということでございます。

避難所の発電機的能力ですが、発電機を各広域避難所に用意しておりますが、その数と能力は、例えば大川小学校で5,500ワット掛ける2台、熱川小学校で5,500ワット掛ける1台、熱川中学校で5,500ワット掛ける1台、稲取小学校で5,500ワット掛ける2台、稲取中学校で5,500ワット掛ける1台となっております。用途につきましては、発電機を体育館の外部電源に接続し、間引いた状態で照明及びコンセントが使用できて、1台当たりフルに使用した場合で6時間使用できるというものです。

このほかにも、避難所用に500ワットの投光器23台、100ワットのバルーン投光器11台を用意しております。簡易トイレについては、ベンクイックという洋式で利便型の仮設トイレが54基、ユニットイレという便座型の蓋付き簡易トイレが90基、簡易トイレエマという段ボール

の便座型の蓋付き簡易トイレが635基、合計使用回数については34万9,010回分の対応することができるといふようになっております。

最後に、避難者台帳の用意とそれに関わる訓練ということですが、避難者台帳は避難してきた住民が入所日、区名、住所、連絡先、安否確認の公開・非公開の有無、緊急時連絡先を記載していただき、それを台帳として利用するものであります。

そのほか台帳に附属するものとして、避難所利用者登録表に自宅の被害状況、滞在を希望する場所、避難所なのか、避難所敷地内に駐車し避難するのかの有無、避難所以外の場所など、場所はどこか等の詳細を記入していただき、避難生活に必要な対応を適切に実施するため、提出をしていただく流れとなります。

訓練の実施については、平成30年に自主防災会を交えて実施しております。今後は、自主防災会の協力を仰ぎながら、定期的に訓練を実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

いずれにしても、被災とその後の避難生活という問題は大変厳しいものがありまして、当然プライバシーはもちろんですけれども、自由な時間や生活というのがやっぱり避難生活というのは保てないわけで、日常生活の対極にあるような不自由で不便で不快な生活を強いられるということからは逃れられないというのが認識だろうと思うんですね。

そこで、町長、まず、耐震化の問題、また、その耐震ベッド、耐震シェルターの問題なんですけれども、これが東海計画って県の計画もうできてから随分たっているのが一つあるんですね。自分もやろうと思ったんですよ。県の耐震化工事、耐震診断無料なんです。じゃ、100万円で、町は50万ぐらい出るのかな。そういうあれでやろうかということで、モデルケースを例えば県が示しているやつというのは、大体250万ぐらいでできて、150万補助金もらえたら、100万の負担でできますねと言うんだけど、この250万ぐらいでできる耐震工事ってどの程度のことかなというので、ちょっとホームページで耐震化工事のことやっているところを調べてみると、大体250万で収まるというのは築60年ぐらいの建物で、80平米、24坪ぐらいの家だったら250万ぐらいで改修はできると。150万もらえば100万の自己負担でできますよということなんです、それ以上の面積とか、それ以上の築年数を持っている住宅の場合には、これよりはるかにかかってくるんですよ。

自分の家が、親父から引き継いだやつというのが35坪ぐらいかな。そうすると120平米以上で大体50年ぐらいたっているんですけども、そういうふうにやってくると400万ぐらいになっちゃうんですよ。こういうところが、県の計画も最初のスタートはそうだったんですけども、現状ではやはりやれるかやれないかという話になると、どんどん補助金の制度と実態が乖離しちゃっていて、負担が大変だよなというところがあるのが1つ。

もう一つ、耐震シェルターやベッドの問題も、県も伊豆新聞にもこのところ何回も掲載をされているんですが、これもいろいろ調べてみると、耐震シェルターもいいなと思うんですけども、実際工事価格というのは50万とか60万なんですよ。そうすると、15万の県の補助金だけではちょっと心もとないのかな。

耐震ベッドも大体購入して設置云々かんぬんで、やはり30万から40万かかりますよと。ですが、防災ベッドについても、県の補助金10万。この辺も含めて、町長、支援をということであるならば、その実態を本当に改善するということが絶対必要じゃないかなというのがまず1点ございますが、この点についてはいかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

とても重要な視点かなと思います。無料の耐震診断やったとしても、その後に制度がついてきていないということかなというふうに認識をしておきまして、それは財政的な面で県も限界があるということだと思います。その部分に関して町が全部負担できるかという、それもかなりの財政的な問題があるので、そこで基本に立ち返り、一番何を重要視するかというと、やはり人の命を守ることと立ち返るとすると、今お話にありましたような防災ベッドとか、今お話ししたようなやり方というのがとても効果的ではないかなと、耐震シェルター並びに防災ベッド。50万から60万の価格ということですが、県の補助も含めてなるべく町もよい制度設計をつくって、町民の命を最低限守っていくという姿勢は示していきたいなというふうに思っています。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） その辺はほかの議員も質問があるようですから、そこにお任せして。

私、今回この1点目で特に町長、重要だと思っているのは、世帯台帳とか自主防でやる自主防の各種台帳の問題ですよ。町長、これからもう1回やっていくということをおっしゃったので、特に私はここで資料を皆さんにも配付してありまして、1枚目、2枚目、その辺に避

難者台帳と世帯台帳なんか出ていると思うんですけれども、これ、同じようなことを必要な状況って、確かに必要なことは同じなんです。ただ、私はそこで、ここにも書いてありますけれども、そこのおうちが耐震状況が的確かどうかとか、あと、この間町長も議会で答弁されているように、ペットの所有というのが、今これだけ高齢化してくる中で、家族の一員同様に、ペットと共に避難するという方も増えているわけですね。そうしますと、これらの状況を事前につかんでいくということが必要じゃないのかなと。

ですので、そういう同じようなデータを取るということでいけば、それをしっかり取ってもらう。自主防でもそういう方々全体の相対として、自分の行政区域の中に津波地域があるのか、土砂災害の主体地域があり、どのくらいの方が警戒区域の中にお住まいになっているかという全体を把握する。避難が必要な方、また、ペット等と暮らしている方。私が過去、自分の住んでいるところで区の役員をやって、そのときに防災台帳をつくり直して、ペットのことを書いてもらったんです。そしたら、今、280件か90件の入谷区町内会でペットがたしか80から90います。それだけの方が飼っているということだなと。そうすると、どこか場所に置いていけばいいということじゃないわけですし、そういうことを把握しながら、家具の固定であったり、今の町長言われた備蓄の問題、また、それぞれのお宅での避難計画を持っているか。いろんなことは調査をして、それもアンケートとして回収する、そうしていくことで、町民がどの程度これからの地震に対して対応する能力があるのかな、ないのかなということが判断できると思うんです。

それともう一つ大事な問題は、世帯台帳をできれば各町内会、紙でやるんじゃないくて、それを全てパソコンで、県のほうも既にエクセルなんかでこれを集約するものを、仕様を出しています。各町内会、自主防でそれぞれが全部台帳が整備できて、それを例えば当然うちの町の場合だと、稲取と熱川ということに分かれるんですが、それぞれの大きな避難所のところでは、町のパソコンに全部それぞれの町内会のデータを入れ込んで共有化していくことで、ある面、そこへ行ってわざわざまた避難台帳を書き直して、そうしなければ避難所へ行かないとか、こんなことは防げて、万が一被災をされても、その後の対応というのが素早く対応できると。県もそういうことを言っていますし、この辺もやはりぜひ台帳の整備ということで、町長もこれからやり直すということであれば、見直す中にこういういろんな必要な要素も入れ込んで、整備していただくということをお考えいただきたいと思います。それが1つ。

2つ目の問題は、避難者台帳等の関係なんですけれども、うちの町の場合、町民の皆さんも当然そうなんです、それ以外では観光客の問題もあります。また、外国人に対する対応

という問題も出てきますよね。さらに、当然最近は自宅避難だとか、ビニールハウス避難とかいろんな問題が出てくるので、こういう状況を現状に合わせて、避難者台帳なりそういうものを整備していく必要があるのかなということと、その中で一番私活用できるなと思うのが、県の防災アプリは外国語、たしか11か国の外国語に対応しているというふうな状況もありますので、今後、東伊豆町に外国人登録される方、いろんな方々なんかにこういうアプリを入れていただいて、地震に対する最低限の情報というのを、町のハザードマップや何か渡したって、日本語で書いてあってよく分からないということもあるんですけども、県の防災アプリはそういう外国語対応をしているというところが非常に優れているので、これは当然町民の皆さん含めても重要だと思うんですけども、こういうアプリの活用というものについて御検討いただけませんか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 貴重な御意見をいただいたと思っております。いろいろな台帳、存在だけではなくて、それをどう活用するかというところがとても大事だと思っていまして、ポイントは、台帳に入れ込むデータの中身、まさに今言われたように、ペットの状況とか、自分のうちが耐震化できているかできていないかとか、いろんな入れるべきものは入れていくというのはとても大事だと思っているのと、あともう一個大事なポイントというのは、中身だけではなくて、それをどう料理をするか、つまり、活用していくかというところがとても大事だと思っています。

この間、賀茂郡の職員の研修の中で、石川県の副知事でいらっしゃった西垣副知事、今はもう経産省に戻られたんですけども、西垣副知事に来ていただいて御講演をいただきました。その中で、いろんな教訓を学ぼうと思ってあの講演会は呼ばせていただいたんですけども、1つの教訓としては、たしか安否確認にしても、紙媒体であるものを一回全部データに移して、それでまた検索をかけてみたい、その手間が物すごくあったので、そこはまず書式を統一してデータ化していくというのはとても大事だという認識は既に持っておりますので、議員が御指摘のような県のフォーマットも参考にしながら、県とも相談をさせていただきながら、データの中身とそれを十分スピード感を持って活用できるような体制づくり、つまりエクセルがいいのかどうかという話もあるんですが、そのあたりは進めていきたいと思っております。

それと、避難者台帳について、避難という視点でのそういうデータベースもとても大事だと思っています。おそらく今回いろいろバタバタ南トラの関係でした中で、いろいろな資料

を読ませていただく中で、多分我が町の地域防災計画の中に観光客という視点がもしかしたら入れられていないような気がしておりまして、そのあたりも含め、避難者計画の中に、観光地でありますので、観光客の皆様の避難というところもちゃんとしっかり考えていきたいと思っております。

ここについても、どういうデータを保存していくかという話と、入れたデータをどう活用していくかという話がとても重要なので、ここにおいてもデータ化、紙媒体ではなくて、しっかりとクラウドかどこかに保存してとかとなるかもしれませんが、そういうやり方等も含めて、しっかり検討していきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 今からやっていくと、町民の皆さんは世帯台帳がある程度充実していて、それを町と共有できていれば、町がそのままそれをある程度避難者の情報として活用はできるわけですね。その辺と、あと、観光客について、防災計画で十分じゃないのは、かえって全て熱川、稲取の防災会か何かにある意味丸投げしているんです。防災計画を見ましたけれども、あまりそこが具体化されているのかなという点で見るとすごく、能登地震で加賀屋さんがいろんな、お布団を提供したとか、送迎バスで金沢まで送るとか、いろんな加賀屋さんのことも新聞には載りましたけれども、旅館具体的にどうなのかなというところはもう少し具体的にはやる必要がある。

もう一つ、町長、石川県のデジタル担当技官が指摘しているのは、今回マイナンバーカードというのは、実際何も活用できなかったという中で、一番活用できたのが、JR東日本のSuicaだということは町長も御存じなわけですね。Suicaが避難所への入室だとかお風呂へ行った行かないだとか、いろんな行動を集約する上で、どなたがどうだったのか。いちいちお風呂に行った人の名前を書いてもらうとかそんなことしなくても、Suicaに情報を入れ込んで、Suicaでピッとタッチすることで、避難者のそれぞれの情報がかなり確保できて、そこも非常によかったというようなことを石川県のデジタル担当官が言っておりまして、なるほどなという側面ですので、その辺もぜひ御考慮ください。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、発災後の初動体制についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 発災後の初動体制について質問いたします。

町はということですが、災害発生後の静岡県第4次地震被害想定の中核体制についての準備状況について伺います。

まず、1点目に、職員の招集はどの程度の人数になるとお考えか。

2つ目に、役場の電源確保とその能力、照明やパソコン、コピー機等、稼働はどの程度稼働できると見込んでいますか。

また、国・県からの情報確保と送信手段は。

4点目に、自主防災会との情報送受の体制はどうか。

5点目に、車両の確保についてはどのようになっていますか。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

まず最初に、職員の招集はどの程度の人数になるかというお話であります。平成30年に策定、そして令和4年に一部改正をされました、東伊豆町業務継続計画、BCPと呼ばれておりますが、ここにおいては、役場職員の参集場所を大規模災害時、これは津波以外ということだと思っておりますが、大規模災害時には、役場本庁舎、保健福祉センター及び町立の図書館へ。大規模地震後に大津波警報が発令された場合には、旧稲取幼稚園が今、よりみち135と呼ばれておりますが、あとは片瀬地区の防災センター及び町立図書館に参集することになっております。これは沿岸部に位置する役場本庁舎や保健福祉センターが津波による被害を受けるリスクを考慮したもので、当然役場職員の参集場所にもこれらを考慮しなければならず、大津波警報並びに津波警報が発令された場合の役場職員の参集場所も津波リスクのない場所ということになります。

また、地震津波等の被害及び施設への登庁が困難な場合、道路が寸断され、指定された場所へ参集が難しい場合には、各地区の自主防災会の参集場所に集合し、町災害対策本部との連携調整を行うこと、また、町外に住んでいる方々、町外居住者については、県等の行政機関に参集し、道路警戒後に速やかに参集することになっております。

それを踏まえて、現行の東伊豆町業務継続計画における参集人数については、前提条件として、参集場所から徒歩で2キロ圏内に居住する職員が、職員の7割となりまして、役場本庁舎が被災しない場合は、発災後1時間以内に役場へ51人、本庁舎が被災した場合は、発災後1時間以内に旧稲取幼稚園へ51人、片瀬地区防災センターへ15人、町立図書館へ18人とな

っております。

現状、大津波警報が発表された場合の役場職員の参集場所は、先ほど述べましたとおり、旧稲取幼稚園、よりみち135と片瀬地区防災センター及び町立図書館ということになっておりますが、現在、気象庁が示している大津波警報、そして津波警報並びに津波注意報における取るべき行動の考え方との整合性、また、津波災害を役場本庁舎が受けた場合に、役場本庁舎の災害対策本部としての機能が喪失されるおそれがあることを考慮し、持続的な災害対策本部の確保の観点も踏まえ、現在、適切な役場職員の参集場所を再検討させていただいている段階であります。

続きまして、電源の確保とその能力ということでございますが、災害対策本部における電源の現在の準備状況ですが、現在、災害対策本部を役場に開設することを前提に、役場本庁舎に5,500ワットの発電機を3台確保しており、災害対策本部用に1台、2階フロア用に1台、3階フロア用に1台の活用を想定しています。

本部運営に必要となる機器は、LED投光器5台、ノートパソコン10台、プリンター1台、テレビ1台、スマートフォン充電器10台、コピー機1台、ファクス1台、デジタル無線機5台、衛星電話2台を想定しており、5,500ワットの発電機1台で賄える想定となっております。

一方で、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意を受け、東伊豆町役場の災害対応について、現在全ての項目について再検討を指示しているところでありますが、先日の協議も踏まえ、少なくとも役場本庁舎が対策本部として機能するかということについては、これは私見ではありますが、役場本庁舎が災害対策本部としての機能を喪失する可能性は高いという認識でおります。

その認識の下に、早急に津波により役場の災害対策本部としての機能が期待できないケースを想定した体制も構築しなければならないと考えております。その際には、一定規模の駐車場や会議ができるスペースがあること、電力の確保など持続的な災害対策本部の機能確保の観点も踏まえ、現実的な災害対策本部の配置をスピード感をもって検討したいと考えております。

なお、役場以外に災害対策本部を設置する場合には、庁内各所に避難所専用を除いて発電機が5,500ワットが9台、2,000ワットから2,800ワットが12台、予備として確保されておりますので、このあたりも有効に活用しながら、その体制づくりに進んでいきたいと思っております。

3 番目、国・県からの情報確保と送信の手段はということで、少しここ深掘りしちゃったんですけれども、答弁。まず、静岡県第4次地震被害想定で示される地震災害は、国家的な危機事態とも言える大規模超広域災害となる可能性があります。この場合、過去の災害とは次元の異なる過酷な事態が生じることになります。

そのような状況の中で、まず、県との情報のやり取りについては、発災直後には、最初に賀茂地域局の危機管理課とやり取りをすることになります。この際の情報確保と送信手段については、受話器を上げると賀茂地域局に直接つながる県とのホットライン、または衛星電話にて対応することになります。

一方、大規模な広域災害の場合、多数の市町村が場合によっては都道府県も甚大な被害を受け、地方における全ての行政機能が著しく低下する可能性があります。都道府県をまたがる全国レベルでの調整は、国の立場でしかできないこと、被害が広域化して、広域避難者の受入れ先の調整など、多数の市町村間、都道府県間で対応するには多大な労力と時間が必要となることなど、また、昨今、国の指揮、調整機能を強化すべきとの議論がありますので、今後は県のみならず、国との連携ということも、小さな町ではありますけれども、しっかり考えていかなければいけないというふうにも認識しております。

国土交通省が作成した市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドラインにおいては、所管の都道府県の相談先に加えて各制度、これは国レベルのものも含んでありますが、そこの窓口への相談も可能と明記されておりまして、国の機関との具体的な連絡先も示されているところであります。

加えて、国土交通省の地元事務所である沼津河川国道事務所の所長とは、災害時に直接携帯電話を通して連絡を取り合うことになっておりまして、先般の台風10号の対応時においても、連絡を私自身が取り合っております。

豪雨災害が激甚化、頻発化する中、また、大規模地震のリスクが相対的に上昇する中、既存の災害対策、対応計画など、もう一度見直し、より実効的な対応が図れるよう、その作業を進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、4 番目の自主防災会との情報送受信の体制はということですが、先ほどお示ししました、東伊豆町業務継続計画（BCP）の中に、情報連絡体制の確保の項目が示されておりまして、各自主防災会が災害対策本部との情報連絡体制の確保に努めると明記されております。

具体的な通信手段は、固定電話が19台、そして携帯電話が8台、衛星携帯電話が18台、防

防災行政無線、これ、固定系が1基、防災行政無線（移動系）が、基地局、結構な数がありまして、基地局が1局、半固定局が11局、車載局が45局、携帯局が133局というかなりの数の用意がされている状況です。

自主防災会と災害対策本部との主な情報の受送信は、衛星電話と防災行政無線、これ、デジタルということらしいんですけれども、そういう状況になっております。

なお、固定電話の保有の一つとして、稲取幼稚園となっておりますが、熱川幼稚園、稲取幼稚園が合併した際に、ここの固定電話については廃止をされております。熱川幼稚園のものは引き続き東伊豆幼稚園での固定電話として利用可能な状況であります。

そして、5つ目の質問、これが最後になると思いますが、2問目の最後になりますが、車両の確保についてであります。

大規模地震発生後に必要となる車両の確保について、先ほどの東伊豆町のBCPにおいても書かれておりますが、そこで書かれている非常時優先業務の中で、公用車及び借上げ車両の配車、避難時の輸送等車両計画及び民間借上げ車両の調達に関する項目が明記をされておりますが、先般の南海トラフ地震臨時情報発表を受けて見直しをかけたところ、見直してまだ見直しきっていないんですけれども、今の現状でさえなんですけれども、見直しをかけたところ、どの項目についても具体的かつ詳細な計画が立てられていない状況であることが確認をされました。それを踏まえ、当面の暫定的な対応として、以下の対応を考えているところです。

まず、公用車及び借上げ車両の配車については、現在、役場の公用車は役場本庁舎と隣の立体駐車場に置かれております。大規模津波発生時には、役場本庁舎が対策本部として機能しない可能性があるとの認識を持っているという話、先ほどしましたけれども、これは役場隣にある駐車場についてもほぼ同じ見解で、ここに駐車している車両が使えなくなる可能性があるというふうに思っております。

津波被害を受ける前に、適切なタイミングで津波被害を受けない場所まで移動させることが望ましいとも考えておりまして、南海トラフ巨大地震警戒になった場合は、現在の車両を津波浸水エリア外の場所に移動させることとします。

また、突発的な地震が発生し、津波警報が発令された場合は、これ、車両を移動する時間が多分ないので、車両を移動することはせずに、避難優先で対応を図りたいと考えております。

なお、車両が焼失した場合は、災害時における自治体相互応援に関する協定というのがあ

りまして、岡谷市、大島町、埼玉県の戸田市と車両等の提供及びあっせんを締結しております。具体的かつ詳細な計画については、速やかにスキーム構築のための関連自治体との協議を開始したいと考えております。

避難時の輸送等車両計画については、平成27年3月に株式会社セイシン流通様と災害時における緊急輸送業務に関する協定書、令和2年12月には、一般社団法人静岡県トラック協会様と、災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書、そして昨年、2023年の9月には佐川急便様との地域活性化包括連携協定を結んでおりまして、その中で災害時の輸送に関わる具体的なスキームの確立を進めたいと考えております。

なお、ほかにも平成10年8月には、稲取漁業協同組合様と漁船による緊急輸送活動に関する協定書、そして平成28年1月には、東海汽船株式会社様と、大規模災害時における輸送等に関する協定書を結んでおり、大規模災害時における陸と海上を含む効果的な輸送体系の構築に取り組みたいと考えております。

民間借上げ車両の調達に関しては、現段階では白紙の状態ではありますが、いずれにせよ、現在のBCPを速やかに見直し、具体的かつ詳細な計画を作成し、実効的な対応策を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 全体的に今回の地震の問題から見直しを図られているということなので、その動向を注目したいと思うんですが、資料でBCPの資料を読ませていただいて、ちょっと気になるところが私ありまして、1つは、避難所のセッティングへの問題で見ますと、BCPで見ましても、職員1人の配置というような状況になっています。

町長、自主防との情報の伝達の部分で見ますと、通常、今、防災訓練なんかの場合でも、ほとんど役場の職員が各自主防災会のところに行って、無線やいろんなものを操作しているというのも実態的にはあると思うんですよ。そうしてみると、そういうBCPのものを見ても、この辺がちょっと弱いんじゃないのかなと。だって避難所を全て一律につくらないにしても、まず稲取小学校なり熱川小学校って、最低この2つをやらなきゃならないとかという問題があったときに、1人じゃどうするのという部分ありますよね。

町の防災計画では、避難所の運営は自主防災会だと言っていますけれども、自主防災会にそれだけの能力というか訓練等ができていかなということになると、これもやはり十分じ

やないと思うんですよ。たしか今年、県の避難所運営マニュアルなんかも改定されていますよね。かなり毎年のごとく、災害が起きるたびに県の地域防災活動、いわゆる自主防のマニュアルなんかも改定されて、これを配布されているんだと思うけれども、そういう役員さん替わるたびに、こういうマニュアルをちゃんと読み込むような指導、援助も必要になっていると思います。そうでなければ、やはり避難所の問題とか自主防からの情報伝達とかというのも、現状ではちょっと難しいのかなという問題意識をもっています。

もう一つは、町長、現状、やはり職員減ってきたという中で、大変な形で防災、BCPでも配置しているんですけども、実際町の場合も人数多くなってきた会計年度任用職員なんかの活用とか、そういう方々にいろんな形で町のこれからの業務に、災害時に携わっていただくというような考え方はないのでしょうか。この辺絞ってお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ここにおいてもマンパワー不足というところだと思うんですけども、今後、様々な地域防災計画の見直しも含め、BCPの見直しも含め、そこにぶら下がっている様々なマニュアル等もあるので、そこについての見直しもしっかり図りたいと思っていますし、その中で新しい人材については、役場OBという手段もあるかもしれませんが、そこは幅広にちゃんと検討を加えて、新たな人材確保ということを考えていきたいと思っています。

○議長（笠井政明君） 第3問、ごみ処理の広域連携についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ミニ広域として、河津町とエコクリーンセンター東河を立ち上げて22年が過ぎようとしております。ごみ排出量も減少している。そこで、施設の広域連携の検討について伺いたいと思っております。

1点目に、令和4年、令和5年度のごみ焼却量は何トンか。また、令和4年、5年度の1日当たりの焼却量（平均、最大、最小）は何トンか。

2点目に、焼却炉の改修に伴う起債総額と償還額、返済期間はどの程度になっておりますか。

延命化による施設の利用を何年先までと現在は想定していますか。

それらを含めて、4点目に、現在、下田を中心に1市3町で54トンの焼却炉整備を検討されている、南伊豆地域清掃施設組合との広域連携について検討すべきと考えておりますが、

いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問に御答弁を申し上げます。

まず、ごみの焼却量等についてであります。初めに、年度ごとの焼却量ですが、令和4年度が8,665トン、令和5年度が8,207トンとなっております。

次に、1日当たりの焼却量ですが、令和4年度の平均が722トン、最大860トン、最小が580トンで、令和5年度の平均が683トン、最大が824トン、最小が534トンとなっております。

焼却炉の改修に伴う起債総額、償還額及び返済期間ということですが、平成29年度からの改良事業において、地方債の借入れを3か年行っております。起債総額は15億1,340万円で、利子を含む償還額が15億1,948万8,564円となります。

返済期間につきましては、15年償還となっておりますので、平成30年度から償還が開始し、令和16年度で3か年分全て償還終了する予定となっております。

続きまして、延命化による施設の利用を何年先までと想定しているかについてですが、平成26年度に策定した長寿命化総合計画において、建築物の対応年数である50年間の施設供用を目標としており、稼働開始後50年目の令和34年度を延命化に関する目標年数として設定しております。

そして最後になりますが、54トンの焼却炉整備を検討している南伊豆地域清掃施設組合との広域連携についてですが、山田議員の質問趣旨にございました、ごみの排出量が年々減少傾向にあることについては、町の当局側でも認識をしております。また、県の策定した一般廃棄物処理広域化マスタープランの中でも、賀茂地域広域1市5町での広域処理が、経済面の評価がより高い結果になることが想定されております。ただし、一方で、東河地域と南伊豆地域の施設更新時期にずれがあることなどから、施設集約の調整が困難であることも想定されております。

このようなごみの現状や県の評価結果、また、現在南伊豆地域で取り組んでいるごみ処理施設整備の進捗状況などを見ながら、将来的にはより効率のよい広域処理について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、いずれにしても今のとおりなんですけれども、まず資料で添付してありまして、そこにも掲示してありますけれども、最大ではまだ30トンを超えるんですけれども、平均してみると、令和4年、令和5年見ましても、1日のごみ焼却量というのは二十数トンという、1時間、そういう量ですよ。

そうしてくると、現状、施設は改修したんだけど、ほぼほぼ50%は稼働状況とすると下回る状況にあるわけです。それで、改修した15億の元利償還を払い続けている今、実態があります。

私、なぜ南伊豆地域の広域施設組合との連携検討というのは、今、下田地区でやっているのは、54トンの炉を造る、約120億です。これはリサイクル関係があるので、ごみ全体からすると、1トン当たりで大体2億円ぐらいですよ。うちのやつは1トン当たり5,000万ぐらいで造っていると思いますけれども、当時は。だけれども、この南伊豆地域のやつは、その資料にも付けましたけれども、自らの計画で18年ぐらいには34%が空きが出るんですよ、もう既に。造る前から、15年先にはもう3分の1が使われなくなる炉を今造っているわけです。だったら、その分、最初が例えば20トンぐらいエコセンターのほうへ持ってくるということで、向こうはいわゆるイニシャルコストの圧縮ができますし、エコセンターからすれば、元利償還金の部分は運営費プラスで頂くことで、圧縮できる部分があります。

なおかつこれは今のまま両方の、エコセンターと南伊豆地区のやつが両方存在してきた場合、うちの町の場合もたしかに50年まで使えるとしても、また15年先ぐらいに15億とか何十億。その段階ではもっと焼却量が減っているであろうものを改修しなきゃならないという。

下田地区も令和18年度ぐらいに34%減っている。そこでも54トン改修するという、こういう宿命が今それぞれの施設にあるわけで、人口減少ということが大きく影響してくる中で、ごみの排出量が減ってくるというこの中で、市町村財政に無駄な支出をしないで、お互い連携してやっていくことができないかなというのが私の認識なんです。

町長、私が注目しているのは、今年の3月29日に環境省の廃棄物適正処理推進課というところが、これは通知を出していますけれども、ここは毎回平成9年の市町村の広域化についてから何から通知毎回出しているんですけども、今回の通知では、ごみ処理の集約化とともに、社会経済的な観点からも効率的な事業となるよう努めることが必要であるというふうに、この広域化、集約化の重要性を指摘しています。

これまでの通知の中では、こういう踏み込んだことはありませんでしたので、今の市町村財政が厳しい財政的な問題、さらにうちの町が堆肥化に取り組むように、リサイクルにも取り組んでいかなきゃならないという中で、本当に使われない状況の中で、やはり施設整備をしていくということは、非常に無駄が生じているわけですから、その点もぜひ、県とも含めてよく協議して検討していただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 人口減によってごみの排出量も変わってきて、それに伴って施設がミスマッチを起こしているという話だと思います。

議員ご提案の内容については、有効性も認められるとは思いますが。ただ、一方で、南伊豆側の対応と、あと当町においては、河津との一緒にやっている仕事ということもあるので、その辺も踏まえながら、よりよい議論が少しできればいいのかなとはちょっと思っております。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 稲 葉 義 仁 君

○議長（笠井政明君） 午前に引き続き一般質問を行います。

6 番、稲葉議員の第 1 問、学校教育環境の整備についてを許します。

6 番、稲葉議員。

(6 番 稲葉義仁君登壇)

○6 番(稲葉義仁君) それでは、午後の一発目ということで、よろしくお願いいたします。

学校教育環境の整備について。

本年 7 月 31 日に、東伊豆町学校教育環境整備委員会より当町の学校教育環境整備に関する新たな答申をいただきました。

今回の答申を踏まえ、当町における学校教育に関する新たな方針が示されていくと認識しておりますが、これまでの教育環境の整備に関する様々な会議体において、この学校教育体制の整備については、それ相応の期間がどうしても必要になるということについて、繰り返しお示しいただいております。このため、新たな環境整備の実現に至るまでは、やはりそれなりの期間を要するものと理解しております。

一方、その環境に大きな影響を受ける子供たちは、毎年確実に年齢を重ね、時期が来れば旅立っていくということも無視できない現実でございます。

そこで、新たな教育環境の整備がなされるまでの期間において、現在当町の教育環境が抱える課題に対して、どのような対応を検討されているのかお伺いいたします。

1、近年の当町の学校教育環境に関し、議論が深まる経緯として、中学校の部活動、こちらの問題がそのきっかけになったように記憶しております。この点について、これまでの取組及び当面の方向性についてどのようにお考えになっておりますか。

2、少子化が進む環境下において、当町では現在も稲取と熱川、2つの拠点に学校を維持しています。町内に複数の拠点が存在するということは、学校間の交流に関する知見を深める、こういった点においては、近隣市町と比較すると逆に言えば大きなメリットであるとも考えますが、小学校・中学校それぞれの双方において両拠点間の学校の交流を図る取組、こういったものについてどう考えていますか。

3 点目、今回の学校教育環境整備委員会の答申は、幼小中高の教育に一貫性を持たせ、効率的・効果的に教育の集中化を図ることにより、教育環境を充実させたいと述べております。また、以前から協議されていた事柄として、小中一貫の教育と、こういったお話があったこともございました。加えて岩井町長からも、少子化が進む環境においては同学年の「横」の世代の交流に加え、年齢の異なる子供たちの「縦」の交流に着目をし、環境整備を進めていきたいといったお言葉をいただいた覚えもございます。こういったこと全てが現在の動きに

つながっていると認識をしております。

これらのことを踏まえ、当面の教育環境の整備において、幼稚園・小学校・中学校の児童生徒たちの交流を深める方策について、現在、検討・実行している施策はありますか。

4番目、これから当局が構想する学校教育環境の整備がなされるまでの間において、おのこの学校が現在、抱えているその他の様々な課題の解決に当たり、現在、検討されていることがあったら、その方向性についてどうお考えか、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） 本質問は教育委員会の関係する質問だと思いますので、教育長のほうから御答弁をさせていただきます。

○議長（笠井政明君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） 稲葉議員の第1問、学校教育環境の整備については、4点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、稲葉議員のおっしゃるように、最初の教育環境整備委員会の設置に至る論点の中に部活動がありました。

平成26年度まで遡るのですが、そのとき教育委員会において議論されたのが、少子化が急速に進む中、中学校の生徒数と部活動の数について考えなければならない事態が生じ、そのことと併せて、町全体の学校の今後の在り方について検討する必要があるということでした。

その議論が進む中で、平成27年度に教育環境整備委員会が設置され、その後会議を重ねる中で、大川小学校、大川幼稚園、熱川小学校と熱川幼稚園の統合を検討することになったという経緯があります。

御質問の中にある中学校の部活動につきましては、町に部活動のガイドラインというのがあります。それに沿って学校長の指導の下、生徒数と部員数、外部指導者や部活動指導員の活用等を含め、計画的に適切な数の部活動の設置について校内で検討しています。もちろん、外部の保護者の方の意見なども参考にしながら決めています。これは今までも、そしてこれからも変わらない同じ形で決めていくこととなります。

しかし、残念ながら生徒数の減少に伴い、部活動数の減少が続き、さらに現在ある部活動につきましても、かろうじて単独チームが維持できるような状況になっています。

そんなことを踏まえまして、今後につきましては、単独のチーム編成ができなくなった場合、これは団体競技に限られるのですけれども、稲取中学校と熱川中学校とで合同部活動を編成する予定です。これも合同チームとか合同部活動とか、いろんな組み方があるのですが、東伊豆町では合同部活動というのを編成する予定です。

また、文科省の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてとか、県教委から出されている学校部活動の地域連携や地域クラブの在り方等に関する方針が示されたことを受け、地域連携や地域クラブ活動に関する意見交換を今年度行う予定で、そのための協議会を設置する準備を今、進めているところです。

続きまして、第2問、稲取、熱川の両拠点間の学校の交流についてですが、稲取、熱川両地区において、小・中間、稲取小・中、熱川小・中の小・中間の交流というのは、様々な形で行われてきていましたが、両拠点間、御質問にある熱川地区と稲取地区の小・中学校双方の交流というのは、これまであまり活発には行われてきていませんでした。

そこで、3年前になるんですけれども、東伊豆町の未来図を描く総合的な学習プロジェクトという構想を立てて、具体的には昨年度より始まったのですけれども、小・中4校の教務主任を中心にして、総合学習というと小3から中3までの7年間やるんですけれども、そこを、見通しを持った探究活動を進め、町として育みたい子供像の今、共有を図っているところです。

その中で、子供たちが学習してきたことによる気づきを町に提言する、いわゆる、子供議会のようなものを開催しようかなという考えも、今のところあります。まだ、計画の段階ではっきりとは言えないんですけれども、年度末までには第1回子供議会が開ければいいかなというふうに考えております。その準備段階において、両拠点間の学校の様々な交流ができるのではないかなというふうに考えております。

そのほかにも各種行事等における合同開催の可能性についても、探ってもらえるように、校長先生方のほうにはお願いをしているところです。

次に、3点目、幼小中の児童生徒、園児たちの交流を深める方策についてですが、現在でも幼稚園から中学校、さらに東伊豆町では、稲取高校まで含めて園児、児童生徒の交流は行われています。

いろいろなことがあるんですけれども、幾つか例を挙げさせていただきますと、幼稚園児が、稲取小学校4年生が演じる「ばかばやし」を見学しに行ったり、熱川小学校の観劇会を小学生と一緒に鑑賞したりしています。

また、中学生・高校生の保育実習や職場体験として、幼稚園を訪問し、園児とのふれあいや、幼稚園教諭の仕事を学んでいます。

コロナ以前はもっと盛んに行われていたこともあるんですけども、ややコロナの期間で中止になってしまった行事等もあります。

また、子供たちだけではなくて職員の交流も行われており、賀茂幼児教育アドバイザー訪問時には、幼稚園教諭が小学校1年生の授業参観、その後小学校の先生方と懇談会を行ったり、稲取地区には昔から幼小中高連携会議というのがありまして、また、熱川地区では、小中連絡会議を開催し公開保育や公開授業を見学したり、生活部とか学習部に分かれて分散会を実施し、それぞれの地区における縦のつながりを強化して、子供の教育に生かせる情報公開や、スキルアップを行っています。

また、私のほうが定期的に町内の園長、校長会を主催しています。これは、稲取高校をも含めた県下では恐らく東伊豆町だけしかやっていないと思いますけれども、そういう園長、校長会を主催して情報の提供や共有、あるいは課題解決に向けた話し合いを行っております。

現在でも盛んに交流は行われていますが、新しい教育環境の整備がさらなる交流を深める場となることを期待しているものです。

最後に4点目ですけれども、その他の課題として挙げられるものは、やはり学校施設関係のものが多いです。補強工事や大規模改修工事を行っているとはいえ、築年数が50年以上経過している校舎等、古い施設が多く、ひび割れや風向きによっては、雨漏りなども見受けられ、その都度、修繕等対応している状況になります。

また、敷地周辺の樹木の計画的な管理やグラウンドの整備、あるいは近年猛暑に対応するため、特別教室に空調設備の設置ができないかなど、財政的なことも含めて検討を進めているところです。

そのほか、子供たちの居場所づくりや様々な理由で、不登校や不登校傾向になっている児童生徒に対応するため、適応指導教室、最近では教育支援センターという呼び方をしているんですけども、その設置についても調査研究をしている段階です。いずれにいたしましても、子供たちのよりよい教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

今回は、学校教育環境整備委員会からの答申が出たいい機会ということで、一度質問をさせていただこうかなということで、まとめさせていただきました。

この4年間で多分、学校絡みで9回か10回ぐらい、資料を見返すと、やはり一般質問があって、それなりに皆さん、いろんなところで関心を持っているんだなというのを改めて再確認したところでございます。

その中でも幾つか出てきて、今回の私の質問の主題でもあるんですけども、どうしても新しい学校、これが小中一貫、それに高校が連携してという形になるのか、新しい設備を造るとなるとどうしても時間がかかってくる。これは、前の小中一貫のときから準備段階から含めると、どんなに頑張っても5年はみたいな話があったり、かかってくるというところがある中で、どうしても今いる子供たちのことが、やはり気にかかっているところがありましたので、改めて、その辺の対応について重点的に伺いたいと思って、今回は質問させていただきました。

1つ目の部活動のところ、単独でできない、単独でチーム編成ができないものは、稲取、熱川の合同部活動というものを検討していくというところと、地域連携というところに向けて、各種団体との意見交換をして、その準備を進めたいということでございました。

なかなか、はたから見ると動いていないようでも、きちんと進めていただいているんだなというところはあるんですけども、一つまず、前提としてお伺いしたいのが、以前の質問でも一応部活動は全員加入というものを原則として、その他、特段校外で活動したいことがある者については、個別で許可をしていくというようなことを伺っておりました。

その中で笠井議員からも、望む部活が用意できないのであれば、いっそのこと自由にしちゃえばみたいな質問がございまして、それに対して教育長のほうからは、中学生になるとやはり、これちゃんと読んだほうがいいですかね。

「自由参加のことについては、中学校の段階になると生徒指導的な問題が結構ありまして、稲取中、熱川中について、そういうことはないかとは思いますが、本当に自由にしてしまうと、放課後、子供たちが何も活動をせずに家に帰る。そのまま家に帰ればいいとは思いますが、もし万が一ほかのところでは何か生徒指導的な問題が生じる可能性もあります。」と、こういった理由もあるので、やはり部活動は原則参加にしたいというような答弁をいただいております。

一方で、今年の6月かな。西塚議員の質問の中では、この部活動が生徒、教員が減っているという前提の中での話、含んでの話だと思うのですが、部活動は教育課程外の活動で、学

校と切り離して考えてもおかしくないというような御答弁もいただいております。

このあたりの御認識について少し、全員参加という部分と部活動はある程度切り離してという部分で、乖離があるような気がするのですけれども、この辺現在、どのような方向で捉えていらっしゃるかというところについて、ちょっと伺えればと思います。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 部活動に関しましては、教育課程外というのは今も変わりません。

教育課程の中では、そのすみ分けがなかなか難しいところなんですけれども、教育活動の中ではあるんですけれども、教育課程の中にはないという、ちょっとややこしい形になるんですけれども。

だから、例えば、部活動の顧問をお願いするときにも、命令はできないんです、校長が。この部活動の顧問をやりなさい。変な言い方をするとやりなさいではなくて、お願いしますなんです。例えば、教育課程の中の自分は英語なんですけれども、英語の授業を何時間持ちなさいというふうに校長からは命令を受けます。その辺の違いがあるんですけれども、ただ、教育課程の中にはないといっても、教育活動の中では重要な意味を占めるという意味で部活動は学習指導要領の中には明記されています。

そんなような違いがあるもので、なかなか難しいところではあるんですけれども、当時、全員参加が望ましいと言っていた答弁をした時代、年から何年かが過ぎて、今は稲中も熱中も全員参加ではなくなっています。ただ、放課後の活動は何かしらの活動をしなさいよという形で、学校の部活動に入るか、外部での活動、何かしらの活動をしてくださいという形でお願いをしているところです。

ですので、例えば、稲取中学校ですと、今、ある部活が女子バスケ、男女バレー、男女テニス、男子卓球、吹奏楽が学校ではやっているんですけれども、そこに加入していない生徒で、例えば、野球、水泳、陸上、新体操、ダンス、ピアノなどに放課後活動している生徒がいます。

熱川中学校ですと、男女バレー、男女テニス、女子卓球が学校にはあるんですけれども、クラブチームで卓球に入っている生徒、陸上をやっている生徒と校外の活動をしている生徒もいます。ですので、いわゆる全員参加ではなくなっています。そんなところでそういうふうに少し変わってはきています。

以上です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君）　ありがとうございます。

教育委員会と少し異なる見解かもしれませんが、あくまでも町長個人的な、まあ個人的な意見が多過ぎるというお叱りを受けるかもしれませんが、あえて大変重要なところだと思うので、少しお話をしたいと思います。

クラブ活動については、当然少子化が進んでおりまして、運動部活動、あと部員数自体もどんどん減っていくという試算がされています。今後30年間で大体30%ぐらい部活人口が減ってくるという話もあったり、特に団体スポーツになると半減以上するパターンが多いというふうに言われています。

極論すると、子供たちはやりたいスポーツができなくなってくるということだと思うんですけれども、これは、少子化が原因なんですけれども、いつもいろんな施策でお話していますけれども、今までにないような状況に対応するためには、今までにあるような基本的な考え方で対応していても、絶対乗り越えられないと私は思っておりまして、当然、新しい価値観の下で新しいやり方というものを考えていかなければいけないと思っています。

そんなことを考えると、日本のこの間のオリンピックで活躍をした、平野美宇選手のお母様が、卓球の平野卓球センターというのをやっております、テレビで見えていましたけれども、上は85歳、下は5歳、仲よく、しかも障がいを持たれる方も一緒にやっているという環境の中で、それをやっていて、加えて、そこのクラブからは結構いろんな大会で活躍をしている選手も出ているということがございました。

一方で、私たち大人の立場からすると、東伊豆町は決定的に大人がスポーツをする場所が少ないと思っております、スポーツジムすらないという状況の中で、健康寿命の延伸は幾ら口で言ってもそれが伴っていないというふうに思っております。個人的に走ったり、歩いたりという方はいらっしゃると思いますけど、そこは何となく町全体で何かをやっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そんなことを考えますと、私がこの間つくった、まちづくり指針の中にも全員参加というキーワードを入れさせていただいて、課題に全員で取り組みながら幸福度を向上させるというふうなことを書かせていただきました。これからの部活の中では別に子供たちだけで運動をする必要はないと思っております、町民全員が一緒に楽しみながらでも場合によれば、かなりグレードの高い運動ができるチャンスがあるのではないかなというふうに思っています。

加えて言いますと、個人的に私は運動が好きで子供の頃から水泳、バスケットボール、空手等々いろいろやっておりました。1人の子供が1人の競技に私は絞る必要はないと思いま

す。様々な競技を同時進行でやったっていいのではないかというふうな考えがありまして、これはあくまでも私見なので、こんな話も含めて教育委員会の現場サイドのお話も聞きながら、新しい部活の在り方というのを今後検討していくのが、とても重要ではないかなと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 町長、ありがとうございました。

何ていうのかな、ちょっと言おうと思ったことを取られてしまった気がしないでもないんですけども、子供が少なくなっただけに、確かにもう部活がなかなか成り立たないよねというところだけはもう、稲取、熱川が一緒になっても厳しい状況は多分それほど変わらない中で、どうしたものかなとちょっと思っていたときに、やはりふと、これこうしろとかそういうのじゃなくて思ったのが、やはり何でも部じゃないですけども、1人が文化部もスポーツも含めていろんなことをやるというところと、あと先生も少なくなっている、先生も数が減って、仕事の負担のところも先ほど教育長からいただいたとおり、決して強制ではないという複雑な状況の中で、国・県としてはそのことも踏まえて地域移行みたいな話が出ているんだと思いますけれども。

そういうところ全部踏まえると、国・県の状況を多分待っていても待っているからこの町に舞台が整うわけでもないというところでいくと、うちの町で今あるものというところと、やはり社会教育、社会体育のいろんな団体さんとか、ああいうところをうまく使って、大人も子供も一緒に、それが部活と言っているのか、そういう意味で部活って何ぞやという話はやはり出てくると思うんですけども、活動していくという方向も一つあるんじゃないかなと何となく思っていたことを、ちょっと町長に整理いただいて、すっきりしました。ありがとうございます。

本当に、これまで教育委員会がいろいろ難しい中で、状況に合わせ部活動のある意味外部に開放というか強制ではなく、好きな活動でもいいからとにかくやっていこうよという形で開いていただいたりとか、いろいろ努力をしていただいたりしているということは今回十分理解いたしました。

いずれにせよ、ここから、これは幼小中高が一緒になろうが、今の状況であろうが、子供が少ない状況というのは、やはり変わりませんので、できるところからというところも含め

て、先ほどの教育長からは地域連携というところで関連各団体との意見交換も始まるというようなことも聞いておりますので、ぜひそのあたりは頑張ってお進めさせていただきたいというところと、あと場合によってある意味、部活動が学校の活動としてやはり考えていくんだという前提であれば、欲しい部活の種類によっては、町がきちんと人材を引っ張ってくるというところも、お金の問題は置いておきますが、必要になってくると思いますので、そういったところも含めて、幅広く教育委員会には議論をいただいて、ぜひ町長を困らせていただきたいと思うのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） はい、ありがとうございます。

地域移行に関しては非常に難しいです。国のほうから令和7年度までには、何とか移行の形を整えろみたいなお達しが来ているんですけれども、非常に多くの課題があります。いろんな教育長さんとお話をさせていただくんですけれども、東海沿線の大きな市町でさえ、難しいよということが叫ばれています。

何がそんなに難しいかというと、やはり小さな町ですと、町内のスポーツ団体20個ぐらいあるんですけれども、例えば、東伊豆バレーボールクラブとか、陸上のT F Cとか、体育協会関係の剣道連盟、バトミントン連盟とかいろいろな連盟があつたりするんですけれども、あるいは一般の方がやってくださっている団体なんかもあるんですけれども、それぞれいろいろまちまちなんですよね。月謝が発生するところもあれば、中学生は参加していないところもあれば、いろんな課題がありまして、それをどうやって解決していくかというのが、今年度ある程度方向性を示していかなければいけないかなと今、考えております。

ざっと調べたところだと、町内のスポーツ団体の中で9団体が、中学生が参加して中学生の面倒も見てくださっています。会費が発生するところが7団体、1回幾らというところから年間幾らなんていうところもあつて、いろいろまちまちです。

そうすることによって、あまりお金のことは言いたくはないんですけれども、保護者の経済的な負担が今までは部活動としてやっていたものが、そういうふうに移行するとなると経済的な負担が若干増える、あるいは人材の確保というのも結構難しいです。

地域に移行したとしても、例えば、中体連の大会に参加する場合には、教員が引率しなければなりません。そういう問題もあります。先ほど挙げた部活動指導員と外部指導者という2つがあるんですけれども、外部指導者というのは学校のほうに外からコーチとして指導をしてくださる方なんですけれども、部活動指導員となると町が雇って教員と同じような立場

になるんですね。だから、引率もできます。でもそういうことがない場合には、外部指導者はただコーチだけであって、もちろん大会等試合のアドバイスでベンチに入ることはできるんですけれども、引率ができません。そうすると部活動の顧問の先生をお願いをしなければならない。そんなこともあってなかなか難しいところがあります。

ですが、難しい難しいだけ言ってはいられませんので、今年度そういう方々に声をかけて、どういうふうに進めていこうかという、まずは地域移行に向けて第一歩を今年、今年度進めていこうかなと考えております。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。できない理由を考えるよりは、できる理由を私は考えていきたいと思っております、いろいろ課題はあると思います。

国のほうも真剣に考えていて、ここに経済産業省の「未来のブカツ」ビジョンというのが出されておまして、ここに実際にフイージビリティスタディということで、何校か選んで、多分そういう今、議論があるような取組をやった経緯がございます。

最後のほうに、それをやった結果、いろいろ反対意見が出たというのが書いてありまして、それに対して問いかけの例ということで、こういう考え方もあるんじゃないかというような文章が、結構何ページかにわたって書いてあるので、お時間が許す方は一度これを御一読いただくと、いろいろな可能性が出てくるのかなと思って。

今、教育長の言うことはごもっともなところもあって、いろいろな団体がいろんなことをやって課題を持っているということ。ただ、ある程度町が音頭を取りながら、どの団体にも自由に参加できるようなことをつくれば、結構いろんなものができるんじゃないかなと、ちょっと今のお話を聞いて思ったりしました。

なので、いろいろな御議論あると分かってはおりますが、この辺できない理由をしっかりとわきまえながら、できる理由も一緒に考えていくという方向で、いい方向性が出せたらなと私個人的には思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

いろいろこうやって聞いただけで、いろんな課題があるというのは、理解をしております。ただ、生徒のほうで言ってみますと、これも以前教育長から一般質問の中でもあったかと思

いますけれども、全ての子供たちが大会に出たくてやっているというわけでもなくて、楽しみながらスポーツがしたいという人もいるんだよねみたいな話もあったかと思います。

そういう意味合いにおいて、中体連とか大会とかそういうところまで考えると、いろいろ確かにややこしくなっちゃうというか、部活動として考えるとややこしくなるぐらいであれば、それで最初聞いたりしたんですけれども、部活動と言わなくてもいいんじゃないかなとか、いろんな小学校で言うと、ふるさと学級じゃないですけれども、あのくらいの軽いノリで入れる団体がいろいろあるというのも、考え方としてあるのかななんて思ったので、ぜひそのあたりはいずれにせよ、今ある環境の中で今いる子供たちがどれだけ幅広く活動を選べるかじゃないですけれども、多少不便があったとしても、ぜひそういう選択肢を少しずつでもいいから広げていってあげる、そういった取組をしていただけると本当にありがたいと思います。

大体、中体連にという話も出ていましたけれども、最近あれは中学校でしたっけ、全国大会の種目が減ったとか、そもそも大会自体がこのまま学校の部活動というくくりでいうと、将来的には本当にこのまま開き続けられるのかという話もあるし。そうすると、大会が必要だからというよりは、まずそういったいろいろなものに参加できる、この機会をつくってあげる、こういったところをぜひ重視して、課題解決に取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 本当に理想的にスポーツを楽しむということで、地域部活、地域クラブなどに参加して、そういう中体連の大会とかに参加しなくてもいいよというのであれば、本当に楽しめるのかななんてふうに思うんですけれども、やはりやっていくと子供たちが勝ちたいとか、大会に出たいというふうになってくるんですよね。

これも中体連のほうで決めてくれればいいのになというふうには思うところもあるんですけれども、子供が出られるのは学校の部活動として出るか、地域クラブとして出るか、どちらかの選択を迫られる時期があるんです。なので、地域クラブのほうで出ちゃうと学校の部活動としては出られないので、極端な話、バレーで6人しかいない中学校で、僕は地域クラブのほうで出たいよ、こっちのほうで勝つ可能性があるよ。変な言い方をすると。だから、こっちで出るとなると、中学校の部活動が5人しかいなくなって出られなくなるなんてこともあり得るんです。そういうのが、まだいろいろな壁があってなかなか難しいところがあります。

全中全国大会、中体連の全国大会の種目が減っている、そのなくなっているというのは、もう一つ教職員の働き方改革なんてこともあって、あれも全部、中学校の先生が運営から何から全部やっているんです。

お金のことはあまり言いたくないんですけども、ほとんどただ働きのような状態でやっているというところもあって、そこを変えていかなきゃいけないなんていうところもあって、先ほど、教育課程外ですよと言ったのは、例えば、土日の部活動なんかは、本来は働かなくても、勤務を要しない日なんですけれども、そこで先生方が部活動をやっていますよね。部活動手当出るんじゃないのと思われている方がいらっしゃると思うんですけども、あれは出ないんです。特殊勤務手当というのは出ますけれども。

平日の部活動も4時半以降、勤務時間外に部活動指導をしているんですけども、それも部活動手当は出ません。お金のことはあまり言いたくはないんですけども、出ていません。教育課程外ですから。

なので、先生方はほとんどボランティアと言ったら変ですけども、そんなことを考えずに、とにかく子供たちのために指導はしてくださってはいるんですけども、そんな教職員の働き方改革もあるというところが、非常にネックになっていて、部活動は本来教職員のやる業務ではないというのが、国から出ている言葉ですけども、それでも先生方はやってくださっている。なので、管理職としてはこの顧問をお願いしますなんていうさっきの話に戻るんですけども、そんなふうになっています。

ですので、地域移行に関してもこれから、いろいろ町長の話ではないですけども、できることを考えながらやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

いろいろ課題はあるかと思いますが、とにかく今いる子供たちのためですので、ぜひ皆さんが楽しく学校生活を送れるように、御助力をお願いいたします。

こればかり思ったより時間をくってしまったのであれなんですけれども、学校間交流のところ、それから、幼小中のところ、お話を伺いました。

学校間交流の部分では、子供議会というのを最終的にやろうと思っているというところで、いろいろ今、始めているよというお話を頂戴いたしました。本当にこの部分、前任の教育長もちょっと言っていたんですけれども、そのときにもちょっと話にも出たんですが、

せっかく熱川と稲取が残っているんだから、残っているうちに両方の学校の物理的に離れながら、どうやって交流をしていくかというところは、せっかくの機会なので、どんどんあるうちに、使って勉強というわけではないんですが、していただきたいなと思っております。

これ、いずれ東伊豆が、1つの学校になったとしても、数としては大した数では、大した数ではないという言い方は大変失礼なんですけど、昔のような大人数ではないという前提でいくと、多かれ少なかれ、どちらにせよオンライン、ICTを使った学校間の交流というのは、もちろんあるでしょうし、場合によっては河津なんかとも学校間の交流というところも考えていかなきゃいけないというようなことも出てくるかと思いますので、そういったときに、うちこういうのをやっていたよというのが、実績体験としてあるとないとは、結構違うと思うんですね。

実際、大川小学校と熱川小学校が統合したとき、そのときは2年ぐらいかけて学校間の行き来というものを、交流を増やして、統合につなげたという話も、前の教育長からは伺っておりまして、そのときの経験を踏まえて、とてもよいことだったからこういう交流というのは、稲取と熱川にも広げていきたいよねというような話もいただいておりますので、なかなか物理的に離れたところが、こう動くとなると移動の手段の確保ですとか、大変なところは出てくるかとは思いますが、決してマイナスにはならないと思うので、いろんな形でこの交流というのは、強化していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

子供議会は、まだできるかどうか計画の段階ですので、何とか実現させたいななんていうふうに思っておるんですけども、例えば、今、昨年度、中学校の校長先生にお願いしたのが、音楽発表会、今、両方の単独でやっているんですけども、1クラスになってしまっているんで、1クラスでもそれぞれ技術を磨いて、すばらしい歌声をつくってくださってはいらっしゃるんですけども、そこに複数クラスあると対抗意識が出て、どんどんうまくなるなんていうのは、今まで自分が経験したことだったんですけども、それを稲中、熱中で、合同でやったらどうなんっていうことを昨年度提案させていただきました。

今年度、どういうふうに進められるかなんていうことを探って、来年度、もしかしたら合同開催ができるかなんていうふうに思っております。まだこれは決まりじゃないんですけど、そんなふうになればいいななんていうふうに、あるいは、遠足を同じ目的地にして、稲中、熱中、稲小、熱小が現地で交流するとか、そんなことも提案をさせていただきました。

とにかく今できる範囲の中で、一緒に何かが、将来的に一緒にいるならば、それもいいよねなんていう話をさせていただいております。

大川小学校が熱川小学校に統合される前に、私、大川小学校の校長だったんですけれども、行った年、平成25年か、平成25年に大川小学校の校長になったときに、この6年生がいずれは熱川中学校に入学する。そのときに、4人しかいない子供たちが三十何人の中に入って、困ることがあるかもしれないからといって、熱川小学校に行かせたことがあったんですよ、何回か。行って一緒に勉強してきなということを年間何回かやったんですけれども、まさか、こういうふうになるとは当時は思っていなかったもので、中学校に行ったら大人数の中で負けないように、今のうちに慣れておきななんて形でやらせたことがあったんですけれども、確かにそのときには、すごくいいことだなと思って、実際今度大川小が統合するとなったときには、その平成29年度には非常にたくさん交流をして、統合に向けて準備をしたということがあります。

ずっと昔のもっとかなり前の話ですけれども、20年ぐらい前の話になるんですけれども、私、熱川中学校で1年部の主任をやっているときに、当時は3年生の受験の裏で2年生が修学旅行に行っていた時代があります。1年生は、2、3年生がいないので、1年生だけで2、3日学校で過ごすなんてことがあって、そのときに、稲取中学校と熱川中学校の1年生の交流学習をずっと計画していて、稲取中学校の生徒が一日、熱川中学校に来て1時間目から6時間目まで一緒に勉強をして、一緒にグラウンドで遊んだりなんかして、レクリエーションもやったりなんかしたことがありました。

ただ、当時はちょっとまだ早過ぎて、なかなかうまくいかなかった、そのとき自体はうまくいったんですけれども、継続されなかったということがあったんですけれども、統合に向けてできる限りいろんな形で交流は進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

単純にあまりふだん会わない人たちと会うというのは、子供たちにとって刺激になるし楽しいと思うんですよね。特に、今、学年1クラスという状況だと、なかなかそういう刺激がない時代なので、できるだけ知らない顔が知っている顔にじゃないですけども、交流が深められるようにいろいろと御検討いただけると大変ありがたいです。

あわせて、今も私どもの町では頑張っていますという縦のところの連携、ここのところも

引き続き、ここはまさに、将来的には小中一貫というところも視野に入ってくるかと思うので、それをそのままとは言いませんけれども、その中にあるエッセンスというものは、うまく使っていて、今やっている活動をさらに強く、太くしていただければと思います。

だんだん時間がなくなってきちゃったので、この辺についてはいろいろと取り組みいただいているところもございますので、それをぜひ進めていただきたいということにさせていただきたいと思います。

あと、その他の課題のところ、学校の施設が特に今一番の課題だというお話をいただきました。ついだから、ちょっと時間がないので聞いておきますけれども、たまたま稲取中学校が避難場所でもあるという中で、ちょっと雨漏りしているみたいだという話を先ほど耳に挟んだんですけれども、その辺は大丈夫ですかねって今、聞いて分かりますか。なければ調べておいてくださいということだけで、構わないんですが。

○議長（笠井政明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） 稲取中学校につきましては、体育館のほうで雨漏りをしているというような報告を受けておりまして、業者さんに見ていただいているような状態となっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

その他の課題として、これもさんざん今までも一般質問で出てきております。つい先日、教育長のほうにも、行政相談委員より通学路の問題、具体的に言うと堀切の問題についてちょっと要望というか、意見というようなものが出されたという伺いました。これについては、通学路の認識の問題であつたりとか、民地の問題、いろんな課題があつてなかなか進まない中、一方で、町長が替わられて少し、町の対応も今、現実問題として進んできている部分もあるかと思います。

一番、やはり話を聞いていて、もめているというか、問題になっちゃうところって結局、危ないよということと、そこを通るのは誰の責任なのみたいな話になりがちで、そこ通学路の話というのが、ちょっと絡んできてややこしくなっちゃっていると思うんですけれども、現在、教育委員会としては、多分、堀切は雨が降って、またいろいろ枝が落ちてとか、

実際またいろいろ手直しを計画していただいたりとかしていると思うんですけれども、現状の認識としては、今までどおり危険を十分見ながら、このまま通行させるという認識でおられますでしょうか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

通学路という問題は、非常に定義の仕方が難しく、学校が決められる通学路というのは限られていて、ここを通りなさい、ここを通りなさいと言うと変な言い方なんですけれども、法定通学路というのがあって、学校から半径500メートル以内で決めるんです。以内で安全なところ、この道、この道、この道がいいねというのが、学校が決められる通学路です。

そこに、行くための道、家からその道の行くまでの道というのは、家庭で決めるんです。だから、家から学校までが学校が決める通学路じゃないんですよ、実は。そこですごく問題というか、誤解が生じるころがあって、それ、学校が認めている、学校が決めた通学路でしょと言われると、そうとも言えないところもあって、学校が決められるのはあくまでも先ほども言ったように、半径500メートルのところ。

ただ、堀切に関しては、その堀切の一部、出口のところかな、上ってきた出口のところが500メートルのところにかかっているんです。なので、そこが、堀切が危険だと訴えがあったら、もうそこは通ってはいけませんというふうに学校はやることができるんですよ、実は。なので、いろいろ誤解があるんですね。

家から学校までのこの道を通りますよというのは、4月の最初に家庭環境調査票というのを各家庭に配ります。通学路を、恐らく皆さん書いたことあるかななんて思うんですけれども、地図を書いて赤い線でこうやって引っ張って、ここを通ってきますなんていう地図を書いて、学校に提出したことがあると思いますけれども、それが、通学路になるんです。それを校長が認めているので学校が決めたと言われたら、確かにそうなのかもしれないんですけれども、あくまでも家から学校が決めるその500メートルの範囲のところまでの道は、各家庭が決めるんです。

だから、堀切危ないから遠回りさせてこっちへ行きますよと言ったら、それがその子の通学路になります。その通学路を学校が把握しておく必要があるのは、もし万が一、登下校中に事故があった場合に、その通学路を通らずに別のところで、事故とかに遭った場合には保険が下りなかったりする場合があります。なので、確実にその通学路を通して帰りなさいという指導をします。

そんないろいろなことがあって、なかなか難しいんですけれども、堀切に関しては危ないのは重々承知しております。警察のほうにもお願いをして見回りを頼んでいます。あるいは、学校支援本部実行委員の方が、週4回なんですけれども、下校のときには堀切の上のところまで行って、じゃ、気をつけてねとぐるっと回って下のところで待って、そういうこともやってくださっています。いろいろな手を尽くして、安全の見届けは行っております。

今、この訴えがあったものに回答をつくっているところなんですけれども、教育委員会のほうでも、スクールバスのほうを何とかできないかなんていうことで、いろいろ考えてはいます。ただ、スクールバスも人数制限があるので、その人数とか運用の仕方なんか時間をどういうふうにしていこうか、あるいは、片瀬白田、浜の子供たち全員乗せたらどのぐらいになるのかなとかいろんなことを考えて今、検討を進めているところです。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

これさんざん話もこうやって議論されてきているところであれなんです、1点だけ。

先ほどの通学路の定義の部分なんですけれども、多分、教育長が言われるのがそのとおりだと思うんですが、私もこの年になるまで、通学路はそういうものだとは思っていなかったし、ということで言うと、恐らく町民の方、ほとんどの方が現実問題としては、通学路は学校が決めるんだよねと認識しちゃっていると思うんですよね。

なので、そこは逆に言うと、これはあんたらが決めるものだよって言ってもこれしょうがないところなので、向こうがそう思っている前提で逆に本当に堀切が危険でということであれば、指定はできる、できないは別として、あそこは危ないから通らないでねというアピールをすることも必要なのかなと思いました。

ただ、今はいろんな形でメンテナンスをしたり、確認をしたり、代替手段というのを検討していただいているということですので、今すぐそうせよということではなくて、認識としてそんな感じなのかなと思ったので、こういうところでもめるとすごくむなしいじゃないですか。なので、この辺は逆に上手にやっていただければ、もめなくていいところでもめなくて済むのかなと思いましたので、あえて言わせていただきました。

いずれにせよ、いろいろ問題は全体的に見て、いろいろありますけれども、教育委員会の方々がいろいろ一つずつ、一つずつ着実に対応を取っていただいているということも今回は理解することができましたので、とても個人的には大変実のある質問になったなと思って

おります。

ぜひ、特に部活の部分、それから交流の部分、このあたり、いろいろ難しいところあるか
と思いますけれども、そこは何とか進めていただけるように、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（笠井政明君） 以上で、稲葉議員の一般質問を終結します。

この際、14時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 豪 彦 君

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員の第1問、三十祭についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 皆さん、こんにちは。

本日は、質問は2問です。よろしくお願いいたします。

まず、1問目の三十祭について。

東伊豆町商工会の総会で、渡辺新会長から30歳を祝う三十祭（さんじゅうまつり）という
ことで実施したいとの提案がありました。

二十祭から10年後の節目を祝うだけでなく、この10年間で社会人として活躍している者、
結婚して子供を持つ親になった者、地元で頑張っている者、それぞれ違う道を歩み出した同
世代の仲間が集まり語り合う。そのことによって新たな考えや20歳の頃とは違った地元愛も
生まれ、ふるさと納税の活性化、人口減少、地方の過疎化など解決の糸口になることも期待
できると考えますが、そこで以下の点について伺います。

1点目、三十祭の開催について町の考えはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田豪彦議員の質問にお答えをいたします。

三十祭の開催についての町の考えはということですが、東伊豆町商工会の総会で、渡辺新会長から三十祭の提案があったということは私も報告を受けております。大変すばらしい考えだと思っております。地元から都会へ出た方の中には、実は地元に戻りたいと考えている方が一定数いるのではないかなと感じております。

ただ、実際問題、マンションを買ったり子供が小学校へ通い出したりすると、なかなか今度は帰ってくるのが生活の基盤があちらに移っていくということだと思うんですけども、地元に戻ってくるのが難しくなるということがあるのではないかなと。

そういう意味で、30歳で同窓会を開催して、地元っていいなと改めて感じていただくことは、とてもよい事業ではないかなと思っております。

ほかの自治体でも、地元回帰や郷土愛醸成などを目的に、何らかのことは実施しているところは幾つか散見をされます。私のところにも30歳ではありませんが、同窓会を促進してほしい、やってほしいというような声、または連絡は取り合えるので、協力するよというような御提案等もいただいております、実は既に担当課のほうにその検討を指示を出しているところです。

商工会の方に確認したところ、まだ具体的にどういう形で実施するかは決まっていないということで、今後、町が考えている同窓会促進と、商工会が考えている三十祭をどう連携をしていくかというところが、ポイントになってくるのかなと思います。

ただ、町としてはこれまでの成人式や二十祭のように、式典方式でないほうが集まりやすいのではないかなという考えもありまして、ほかの自治体でも三十祭、三十路式、三十会（みとえ）という名称で既に実施がされております。

主催は青年会議所が実施する会もありますが、多くが実行委員会を発足し、5,000円から8,000円ぐらいの会費で、ビュッフェ形式で同窓会的な形で、開催をされているという状況のようです。

ちなみに、対象も町内中学校卒業者とすることや、現在、その自治体に住んでいれば参加可能という出会いや交流を目的とする会、そのほか、広域で開催する団体もございます。年齢は30歳とする会や、30歳から33歳、また、30歳が対象ですが、28歳から29歳も参加可能

としているところもあります。

また、自治体によっては、同窓会促進のために補助金制度を用意しているところもございます。県内でも小山町や富士宮市が設置しており、地元の再発見、郷土愛醸成、Uターン促進、地域活性化、ふるさと納税促進などを目的に、3万円から5万円を上限に実施がされております。

いずれにしても、30歳の方たちが本当に実施したいと考えているのか、実施するときに核となる幹事、実行委員となる方がいるのか。また、そういう幹事というのはとても大変なので、町や商工会がどうサポートすれば実現できるか等、これから検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

私も調べた内容を、完璧なる御返答いただきましてありがとうございました。

この三十祭という、商工会長がぜひともやってみたいなということを言ったときに、私も大賛同したところでありまして、もちろんふるさと納税のことも含めて、二十歳の頃にはお祝いムードで、まだ学生時代でもありまして、親がそろえた洋服やら着物やらで出るのが、この今、東伊豆町は令和5年からやっていますけれども、二十祭だと思っております。

30歳にもなりますと、地元に残っているのも子供たちも、子供たちというか地元に残っている若者も自分で商売を始めたり、仕事においても部下ができたり、また、都会のほうに出ていますと、もうそこそこな役職に就いて、実はやはり隔世はありまして、この地域で取っている給料とまたさらに大きなお金を手にして、ふるさと納税もしやすくなっているような状況の若者もいらっしゃいます。

そんな中の子供たち、若者たちが、このふるさとの東伊豆町に帰って来て、生活をここにするとかではなくて、みんなでもう一度10年後に集まって、今の状況をお互いに語り合って、お前こんなことやっているんだ、じゃ、俺らも東伊豆町で今、仕事をしていてこんなものもできたから、お前の会社でちょっと扱ってみてくれないかとか、いろんな飛躍的なことが生まれると思っております。

そんなことで、町長も先ほど言うておりましたが、パーティー形式というか式典ではなくて、例えば今度は地元のホテル、旅館、地元の商売をしている仲間が、もし、都会で仕事を

していたらうちの商売に何か役に立つことはないかということで、みんなの前で5分ぐらいのアピールタイムとか、そういったことで自分の商売を宣伝していただいたり、困っていることを若者たちの前で訴えたりして、その情報をお互いに共有するというようなことができないかと思っております。

もちろん、お酒が入って楽しいパーティーのほうがいいかと思いますが、多分、私の期待しているところでは、若者たちもこっちに残っている人も、みんなこの町で育って、この町から巣立っていった仲間たちですので、どこかしら、頭の中には東伊豆町のことを気にしていると、私は確信しておりますので、そういった仲間が集まれるところをつくってはいかがということで思っております。

そんな中で、町長がやっているこの「うちっち」、「うちっち」ということで東伊豆町のファンクラブを、ファンをつくろうという試みで、東伊豆町の応援をして、何回かこの町に来たら交通費の一部を助成しようとか、いろんな今、取組がなっている中で、そういった補助金という改めてつけるのではなく、そういったいろんなことを情報発信、多分、今、うちの町がどれだけいろんなことをやっているかというのは、地元にいる私たちでも分かっていないことがある中で、よそで生活している仲間に全部が伝えきれていないと思います。

ぜひとも今度の令和7年の二十祭の式典のときに、LINE登録をしていただいたり、「三十祭というのをやったら皆さんは来ますか」というようなアンケートを取ったり、まずはその辺からスタートしたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

「うちっち」の活用についても触れていただきまして、ありがとうございます。

先ほどの答弁の中に、関係部署に指示を出しているというお話をしたんですけれども、それが今のような話にもつながるんですけれども、東伊豆にゆかりのある方がここで生まれて、もしくはここで育って、場合によればここで仕事をしてという人が東伊豆町から、ほかのところに離れている方がたくさんいらっしゃると思うんですけれども、そういう方をやはりファンとして東伊豆を応援していただけるファンとして、広げていきたいという思いが当初からあります。

ただ一方で、いろいろな学校関係者の方にもそんな話をしたんですけれども、やはり個人情報の話とかが前面的に出てきて、そこから物事が進まなくなっておりまして、その辺をどうするか、先ほどLINEの登録という話もありましたけれども、その辺を工夫によってや

っていくことが必要かなと思っておりまして、指示を出したのは学校ではなくて、ボランティアで例えば、同窓生を束ねている中心的な人材が、人物が大体どの学年にも1人か2人いるということ、その辺でうまくそういう情報というか、それを合意の上である程度集めて、1回LINEに登録していただければ、いろんな発信ができるというふうに全く思っておりますので、そんな工夫をやっていきたいなと思っております。

どこかのどのタイミングでそれができるかというのも担当課、そして、当事者の方々、その世代の方々の御意見も聞きながら進めていくことができればと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

そんな中で、東伊豆町のいいところを外に出ている仲間たちが発信してくれて、東伊豆町に行きたいという人がいたら紹介できるような体制をつくるためにも、この町の素晴らしい自然だったり、素晴らしい食べ物だったり、そういったのを紙媒体もそうですけれども、LINE情報の中にビデオとして昔からあるのもありますけれども、改めてビデオとして作ってみて、そういうのを流すとか、新たな試み、二十祭という式典の飲み会の延長を三十祭でやるのではなくて、東伊豆町の1人1人が観光大使になり得る状況だと思います。

東伊豆町が今、これだけ頑張っているのと、頑張っているけどピンチにもなっている。人口減少やら過疎化、人手不足、いろんな面をいい面も悪い面も情報発信していくことで、30歳の若者たちに、お願いばかりするのではなくて、30歳の皆さんも東伊豆町、ふるさとに帰ってきたときには、私たちも大歓迎しますよといったような内容のことが発信していければと思っております。

うちの町には、もちろん、キンメダイやらニューサマーオレンジ、カーネーション、いろんなところに誇れるもの、産物もありますし、観光ではホテル、旅館も先ほどの町長の答弁でも言っていましたけれども、食べるものも本当においしいものを出しているホテル、旅館ばかりです。

そういったところもぜひとも今、東伊豆町の私も、毎日のように流れてくるLINEを見えていますけれども、そういったところにも流せるような仕組みを取って、三十祭というお祭り、イベント、もちろん商工会の皆さんも全面的に頑張ってみようということで、今日も話を聞きに来てくれておりますが、みんなでももちろんこれに漁協も農協も観光協会もみんなで

この町を元気にしていこうという仲間はいますので、この三十祭というようなイベントを通じて、さらなる町の活性化にしていければと思いますが、すみません、最後にそののこのところだけ、よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

今日いただいた御意見も参考に、具体的なやり方というのを考えていきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、巨大地震に備えた災害対策についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） それでは2問目、巨大地震に備えた災害対策について。

8月8日に発生した日向灘を震源とする地震の後、南海トラフ地震臨時情報が発表され、その後も神奈川県や茨城県を震源とする震度5弱程度の地震も観測されています。

能登半島地震の状況も踏まえ、改めて当町の取組や現状について伺います。

1点目、海拔3メートル程度に建つ庁舎が対策本部として機能するか。

2点目、津波情報が発令された場合の職員の招集場所は。

3点目、築40年程度経過した消防署の老朽化、庁舎の建て替え、または移転についてどのように考えているか。

4点目、道路沿いにあるブロック塀等の撤去事業についてはどのように考えているか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田豪彦議員、第2問の答弁を申し上げます。

まず、最初の1問目、1番目、海拔3メートル程度に建つ庁舎、そこは災対本部として機能するかという話ではありますが、なかなかストレート勝負の質問でありがとうございます。

平成30年3月に策定をされました、これは令和4年9月に一部改正をされているんですが、東伊豆町の業務継続計画、いわゆるBCPにおいて、大規模災害時における職員の参集場所として、役場本庁舎、そして保健福祉センター並びに町立図書館への参集が原則として挙げられております。

一方で、同計画では大津波警報が発令された場合は、またちょっと状況が違って、被害が

予想される役場本庁舎並びに保健福祉センターは、避けて旧稲取幼稚園、現在は「よりみち135」という名称に新しくなりましたが、そこと片瀬地区の防災センターに参集先を変更することになっております。

議員質問の役場本庁舎が災害対策本部として機能するかについては、これは私見ですが、役場本庁舎が災害対策本部としての機能を喪失する可能性は高いと考えております。

機能が失われる理由として、まず、津波の浸水による役場内の電源回路がダメージを受ける。また役場の発電機は津波の来襲を考慮し、5階に設置されておりますけれども、発電機に燃料を給油するタンクが1階に設置されているということもあって、燃料の発電機への供給ができなくなる可能性があるということ。

あと東伊豆町の庁舎が建っているエリアは以前砂浜でありました。それを埋め立てて庁舎が建設をされております。つまり、大きな地震があると砂地盤のような軟弱地盤は液状化を起こす可能性があるということで、液状化、液体のごとく地盤が装うということで重いものは沈み、軽いものは浮き上がるという現象が起こるということで、どういう影響を受けるかがまだ予測はない、分からないというところと。

あともう一つの原因として、同じ軟弱地盤は、能登半島地震のときもそうなんですけれども、RCコンクリート構造物の高いビルが倒れたニュースがありましたけれども、あれがまさにそうなんです、軟弱地盤は地震度を増幅する性質がありまして、想定以上の地震度を構造物に与える可能性があるということで、この砂地盤の上に建っているこの庁舎がどのような影響を受けるかというのは、なかなか普通の地盤よりリスクが高いのかなというのが大規模地震に機能しなくなる可能性があるという根拠であります。

それと、2番目、津波情報が発令された場合の職員の招集場所ということでありますが、若干ちょっと説明しますけれども、津波情報というのは気象庁が津波警報及び津波注意報を補完する情報のことで、津波警報、注意報が発令された場合に、津波の到達予想時間や時刻や予想される津波の高さなど、補完的に流すという情報なので、津波情報を聞いたらどうのこうのではなくて、その前段階で多分対応することが必要だと思いますが、それを踏まえまして、地震に伴って津波による災害の発生が予想される場合、津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報、津波注意報が出されます。

大津波警報や津波警報が出された場合は東日本大震災のような巨大津波が襲ってくる可能性がある非常事態でありまして、沿岸部や川沿いにいる人たちは、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する必要があります。

また、津波注意報が発表された場合は、注意報の場合ですね。注意報が発表された場合は、海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れる必要があります。

これらを踏まえ、職員の参集場所ですが、平成30年に策定、先ほどのBCP計画においては、役場職員の参集場所を津波以外の大規模災害には役場本庁舎、保健福祉センター及び町立図書館へ、大規模地震後に大津波警報が発令の場合には、旧稲取幼稚園と片瀬地区防災センター及び町立図書館に参集することとなっているとお話をしましたが、これは沿岸部に位置する役場本庁舎や保健福祉センターが津波による被害を受けるリスクを考慮したもので、当然役場職員の参集場所もこれらを考慮したものになり、大津波警報並びに津波警報が発表された場合の役場職員の参集場所も、津波リスクのない場所ということになります。

また、地震、津波等の被害及び施設への登庁が困難な場合、道路が寸断された指定場所へ参集が難しい場合には、各地区の自主防災会の参集場所に集合し、町災害対策本部との連携調整を行うことに、また、町外の居住者、町の外に住んでいる職員については、県等の行政機関に参集し、道路警戒後速やかに参集することになっております。

現状、大津波警報が発表された場合の参集場所は、先ほどのように旧稲取幼稚園、片瀬地区の防災センター、あと町立図書館ということになっておりますが、気象庁が示している大津波警報、津波警報並びに津波注意報における取るべき行動の考え方との整合性、また、津波災害を役場本庁舎が受けた場合に、役場本庁舎の災害対策本部としての機能が喪失される恐れがあることを考慮し、持続的な災害対策本部の確保の観点も踏まえ、現在、適切な役場職員の参集場所を再検討している段階です。

続きまして、築40年経過した消防署の老朽化、あとは庁舎の建て替え、または移転についてということですが、消防署については、昭和58年2月に建築され、令和6年4月時点で築41年が経過しております。

現在は、東伊豆方面の拠点施設として、駿東伊豆消防組合が定める消防署所適正配置計画により運用されております。現時点では、老朽化対策に関する特別な相談は、駿東伊豆消防署からは受けておりません。施設の老朽化については、計画的な保全を行い施設の安全性を確保していく上で、施設寿命の目安として目標耐用年数が設定されていると伺っております。

駿東伊豆消防署消防組合が定める目標耐用年数については、一般的な公共施設60年に対し、消防施設であることや24時間常時使用している影響などを考慮して50年となっております。なお、消防署更新の検討開始予定は令和10年となると伺っており、その間小規模な修繕は負担金により賄われているということになります。

庁舎については、昭和58年12月の竣工から本年12月で築41年を迎えます。鉄筋・鉄骨コンクリート造の建築物の耐用年数は65年であることから、耐用年数からいうと、まだ建て替えの時期は迎えていないということになります。

一方で、現状の東伊豆町役場の位置する箇所は津波被害を受けるリスクがあり、津波被害を受けた場合には役場が災害対策本部として、機能を果たさない恐れがあることなど、今後、有識者を交え、庁舎の建て替え、または移転について、全庁的な課題として検討する必要があると認識をしています。

あと、ブロック塀について、道路沿いにあるブロック塀等の撤去の事業についてということですが、ブロック塀の撤去については安全で美しい家並み整備事業として補助制度を設けております。道路に面するブロック塀を撤去する場合、補助対象経費と撤去するブロック塀の延長1メートルにつき2万円を乗じて得た額と比較して、いずれか少ない額の3分の2を補助いたします。ただし、上限額は26万6,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

先ほど、14番議員の答弁でも聞いておりましたので、私もいろいろ勉強に、そのときからなっておりました。

この平成30年に策定されたということで、職員の招集場所ですか、それに合わせた訓練とかそういうことはやったことがあるのか、または、これからは地震津波だけが防災対策ではありませんし、災害本部として庁舎が動くわけではありませんので、こと津波に関してになってくるかとは思いますが、この間本当に初めて、私も南海トラフという注意情報というのを生まれて初めて聞いたときに、やはりこういうのがいつか来るんじゃないかなという気もしてきました。

さらに、調べてみますと、どうもうちの町では南海トラフより相模トラフ地震のほうが、災害が、想定が大きくなっているようです。しかも、津波の最短到達時間も南海トラフ地震では11分ぐらいということですが、相模トラフの場合は3分で襲来するというような想定も出ております。

そんな中で、今後多分訓練も必要になるでしょうし、職員の方々も本当に予告なく訓練をされているというのも私も承知しております。何も知らされない中で、これだけの人数が集

まったとか、何分で集まったとかというのは皆さんやはり緊張感を持っているんだなと思っておりますが、この津波に対しての今後訓練も必要になってくると思いますので、まずは訓練をしたことがあるかというのと、今後の訓練に対してのお考えを聞かせてください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 足りないところがあれば、担当課から補足をしていただこうかと思いますが、まず参集訓練については、多分やったことがないんじゃないでしょうか。少なくとも私が町長になってからそういう話はあまり聞いたことがない。

それと、避難訓練についても、その前に9月1日に防災訓練をやるじゃないですか。あのときに、実は今回9月1日はキャンセルになりましたけれども、あの中で津波警報が出たときの避難を役場職員は、やろうかという話に実はなっていました。今までは垂直避難、この建物にいる職員については、垂直避難で上に逃げるという話だったんですけれども、本当にその垂直避難が有効かどうかというのは、検証はされていないので、水平避難の検証も1回やったらどうかということで、この間の一日の日は、ここから庁舎から出て高いほうに役場職員で行こうか、どれぐらい時間がかかるかというのを計測しようかという話も、実はしていたところですが、キャンセルになりましたので、やったかと言えばやっていませんという答えになってしまいます。

それと、これは総論で思うことなんですけれども、全てのことは言いませんが、例えば9月1日の防災訓練のときに、今まで私はどう言われていたかというと、参集をこういう条件で地震が発生して津波が到達みたいな話で、ストーリーを書いてやるんですけれども、次の瞬間、何をやるかという、町長は各避難所を回るんです。ということになっていたと思うんです。

私が今回担当課に言ったのは、それは本番ではそんなことしないよね。常に本当にあったことをイメージしながら訓練をしないと、あまり効果的ではないんじゃないかということで、今回の避難訓練においては、私は各避難所を回ることは止めてもらって、災対本部にいるということにさせていただいて、何が言いたかったかというと、今までいろいろ形として決められていることがあっても、実情、それを具体化するための訓練とか考え方がつくられていなかったりすることが多かったので、それを1回見直しして具体的に逃げたり、具体的に対応を図るような、その辺のリスクが高まっている中で意識を少し変えていただいて、そういうような対応をこれからやっていかなければいけないのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（笠井政明君） 1 番、山田議員。

（1 番 山田豪彦君登壇）

○1 番（山田豪彦君） そういう意味では台風が来なければ、いろんなまた新しい訓練ができていたところだったと思いますけれども、ぜひとも訓練等はしていただきたいと思っております。

静岡県は、もともと昔からこういう地震とかに対しての備えが、建物もそうですけれども、もう先進的な県としてまた、私たちが小さい頃から地震や大雨やいろんな被害、被災者としてなったことも経験上から特にこの地区においては、防災訓練等もちゃんとやっているかと思えます。日々のその訓練によって、本当に何か有事の際に、あ、そうだったな、こうすればよかったなというのが、どこか頭の片隅に残るはずですので、ぜひ職員の皆さん、職員の皆さんが機能してくれないと、多分この町の被災した後の状況も、各区とか自主防のほうだけでは全然できないと思いますので、職員の皆さんの訓練もまた期待したいと思っております。

それで、消防署ないしこの庁舎の建て替えとか移転、そのことで私も勉強不足でして、今回この議会に入りまして、駿東伊豆消防の運営委員会のほうに出席するようになったので、この東伊豆の消防署のほうにもちょっと勉強に行ったりとかしておりました。実は多分私もそうだったので、割と多くの町民は、東伊豆町は駿東伊豆消防に属しているから、消防車も建物もみんなどんどん新しくなっていくはずだろうと、私は少なくとも思っていました。それがよくよく改めてちょっと聞いたところ、建物に関してはこの市や町の自治体が管理するものだとして初めて聞きましたので、こりゃ大変だなと思った次第です。

もちろん、予算が十分にあるわけでもないでしょうし、お金がなくていろんなことで町のほうも、いろんなお金の使い方を考えたりしてやっているのを見させていただいている中で、多分この庁舎の建て替え、消防署の建て替え、もちろん移転も含めてですけれども、計画してから建つまでには、先ほどの誰かの質問にもありましたけれども、5 年何とかと言っていましたけれども、この大きな建物の、学校ですね。大きな建物の建て替えとか、もちろん移転だけでも相当な年数が必要となってくると思われます。

まずは建て替え、移転が必要であると私は考えておりますが、これすぐにやれと言ったってすぐにできるものでもありませんし、すぐに計画してと言ったってすぐにお金がない中で、全額お金を出せばできると思いますが、この半島振興法やら地震の補助制度が継続されているうちに、いろんな情報をもらって計画していったらどうかなと思っておりますが、その辺

のことに、町長、どうでしょうか。質問が。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、修繕なんですけれども、基本的には負担金の中でやっていると思うので、ちょっと認識が違ふような気が。町が町の予算の中で、修繕というよりは、駿東伊豆の中で負担金を出して、人件費やら何やらところの中で多分消防車を買うのも、その負担金の中で購入ということになっていますし、ということだと思います。

移転を半島振興法でやるというのが、よく分からなかったんですけれども、何て答えればいいのでしょうか。移転の補助金については、まだこれまで特に移転というのが話題になっていないので、そこまで検討はしておりませんので、今後、その件については移転をするのかしないか、ということをもまず決めるのと同時に、どういうやり方があるのかというのを考える必要があるのかなと思います。

ただ、一般的に言ってすぐにはできない話だと思います。新庁舎を建てるのか建てないのか、含めてそれには非常に大きな要素があると思うので、いろいろな要素を鑑みながら考えていくということになろうかと。少なくとも東日本大震災が発災してからもう10年以上経っているわけで、その辺をどこまで検討しているかということも、もう一度ひも解きながら、それも踏まえながらやりたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 大変申し訳なかったです。

頭の中のうろ覚えな言葉だけが先走ってしまいましたが、半島振興法とかそういったことではなくて、今、能登半島地震やら何やらがある中で防災対策とかのことが叫ばれている中、そういったものをうまく使えればなということで、補助金とかということに限らないんですが、そういった面を勉強しながらつくっていかれたらと思っております。

ブロック塀のことでちょっとお聞きというか、私もこのブロック塀の撤去のことに、自分の商売柄、生垣とかに変更したことも仕事の中でありまして、その頃と比べますと、この1、2週間前に稲取からずっと熱川のほうまで、ちょっと走りながらブロック塀の状況とかを見ましたけれども、本当に少なくなってきたはおります。

だけど、やはりよく見ると部分的には高いところにブロック塀があったり、それが通学路だったりというのは、通学路の定義は先ほどちょっと触れましたけれども、子供たちが多く歩くところと言ったほうがいいかな。そういったことで、まだブロックが若干残ってい

るところが見受けられました。

そんな中で、このブロック塀の撤去についての補助金ですが、もちろん壊すだけのブロック塀の撤去、そして、植物を植えるというようなブロックの撤去の後の植物を植えるのにも補助金が出るというのは承知しております。

この関係でちょっとだけ触れていきたいなと思ったのが、今、もちろんうちの町もお年寄りが多くなってきたというのと、植物を植えるとその後の維持管理がかかります。私が実は植えたところも維持管理ができなくなって、切って違うことをやってあるところも見受けられます。

そんな中で町のほうにはお願いで終わろうと思っていますが、ブロック塀を撤去した後の、撤去しっぱなしというのは、多分住人にとっては侵入者とかいろんな不安な面があると思いますので、フェンス、フェンスを建てるのにも補助金とかそういうのが考えてもらえないかなと思っているところです。これは質問のブロックの撤去だけの内容だったので、後でこの質問を出してからいろんなところで感じたところでありますので、また、このフェンスに関しても検討していただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 状況をまず確認させていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） すみません、勉強不足で。ちゃんとした回答を求めるところまでの質問になっておりませんでした。

先ほどの消防署のことを最後にもう1個だけちょっと消防署からも当時の署長、今の署長も御礼を言っておいてくださいということでしたので、あれなんですけれども、消防署が去年、大雨のときに一時通信システムが不通になったということがあって、それに対しては町のほうですぐに防水工事、塗装工事をしてもらったということで、確かに先ほど町長が言っていたように、対応については割と早い対応で感謝しておりますと言っておりましたので、そのことを申し伝えながら、これから、本当に雨も今まで100年に一度とか50年に一度とか、意味の分からない言葉が多かったんですけれども、実際に昨日あたりもところどころで大雨が降って、災害も避けて通れない時代になってきているように感じております。

これに地震やら何やら本当に災害だらけで、町民が安心して生活できるように私たちも、みんなで頑張っていきたいと思っていますので、引き続き、町のほうの皆さんにも

よろしく願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、15時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員の第1問、野生の猿についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 私の質問は3問からなっていますので、よろしくお願いします。

1問目、野生の猿について。

最近、稲取地区に野生の猿が至近に出没していると聞くが、次の点について伺う。

- 1、野生猿の行動範囲を調べているのか。
- 2、人への危害や農作物などの被害は届いているのか。
- 3、今後の対策を考えているか。

よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員の質問にお答えをいたします。

まず、最初の質問であります。野生猿の行動範囲を調べているかということについてですが、野生の猿については出沒情報が来ているところは把握をしており、季節によりそれは変化がございますが、稲取地区のほか、北川、奈良本、白田から目撃情報が出ております。

皆様からの情報から、ある程度の行動範囲は推測しております。通報を受けますと職員が現地へ赴き、対応することとしておりますが、実際現地に到着した際には、既に姿が見えないという状況が多いのも現実であります。

住宅地で目撃される猿は、小数であることが多いため、見つけにくいということもあります。見つけた場合には花火や資格の必要のないエアガンなどで追い払うようにしています。根本的な解決は難しいですが、住宅地に出没した際には、人に被害が及ばないように注意喚起の情報発信などを実施しているところです。

続きまして、人への危害や農作物などの被害は出ているかということですが、まず、人への被害についての通報は、町へ連絡されたことはございません。農作物の被害については、目撃情報があった際に被害があったか聞いているほか、農地利用最適化推進委員会や農業者と話す機会に聞き取りを行っております。農業者の方はそれなりに自衛をしているため、大きな被害を受けているという情報はございません。聞いておりません。

J Aふじ伊豆には月に1件程度相談が寄せられているとのことで、指導としてパトロールや周りの木を伐採することで、園地に入り込みにくい状況をつくるよう指導しているというようです。

3番目、今後の対策を考えているかについてですが、町の対応といたしましては、これまでどおり通報を受けた際に、追い払いに出向く対応をしていきます。人的被害が出た場合には警察にも連絡をし、町も協力をしながら対応をしていくことになります。具体的な対応については、状況によって異なりますので、最善と思われる対応をその都度していきます。

農作物に被害が出ている場合には、猿については年間を通して捕獲の許可を出しておりますので、わななどで捕まえるよう対策をしていきます。

野生動物の対策は根本的な解決が難しいこともあり、課題は多いと感じておりますが、できる対策をしていくという姿勢で、今後臨んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 自分がなぜこういう話をしたかというと、温泉場の旧稲取幼稚園のグラウンドの奥と東海ホテルさんの寮の間を抜けて、5、6匹とか7匹の子供を連れた、小さい子供を背負った猿が、あそこの脇を降りて来て、道を屋根の上じゃなくて道を伝わって元の伏見、宿屋さんがあった、あのところを歩いて行って、そこからまた屋根を上ってという

中で、道を歩いているから、観光客なんかも、あ、猿だとか言って見たりするんですけども、子供がいるんですよね、小さい子を背負って。そういうときには、結構危ないと子供がいるときは危ないよとかいう話は聞くもので、頻繁に本当に台風前は毎日というほど、朝と晩に出ていたんですよ。

台風の後、ちょっとこのところ見ないけれどもあの稲取の、旧幼稚園のグラウンドのところには、よくいるという話を聞くものでね。人への被害がなければいいですけども、道を屋根とか上のほうを伝わっているならいいんですけども、道を歩いているというと、ちょっと何かあったら怖いかなというんでこの質問をしたんですけども。この前もお巡りさんが3人、通報があってきて、どんつく通りの上から猿を追いかけてきましたけれども、それだけじゃ何にもならないのかなと思うんですよ。

だから、役場のほうへ電話すると、花火とか何か持って、エアガンですか、そういうのを持って来てくれるんですか。どうなんですか。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 今の御質問ですが、役場の農林水産担当の係がございまして、そちらの職員がロケット花火という、ヒューと音が出ながら飛ぶやつですとか、あとエアガンですね、資格が要らないものというもので追い払うという形を取っております。ですので、通報があった場合にはそちらの対応を常にさせていただいている状況です。

ですけども、やはり同じところにもう一度出たりはしますので、その都度行くしか今のところ方法がないのかなという形でやっています。あと、わななどをかけられる場所があった場合には、置いてみたりはするんですけども、なかなか入ってくれないというのが現状です。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に危害が加えられない、観光客なんかも襲われないような、珍しいからキャーキャー、また外国の方は猫でもそうですけれども結構寄って行ったり、猫に手を触れたりとかということをしていますので、そういうことがないようにすればいいのかなと思っているんですけども、今度からは見たら、役場へ電話して対策を取ってもらうということを言っておきます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、街路灯と防犯灯についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 街路灯と防犯灯について。

町内に設置している照明について伺う。

1、町が単独で電気料を支払っている街路灯、防犯灯はどのくらいあるのか。

2、各商店会等に交付している電気料金への補助金の補助率は。

お願いします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁をさせていただきます。

町が単独で電気料を支払っている街路灯及び防犯灯はどのくらいあるかということでございますが、令和5年度で町が単独で電気料を支払っている対象は、防犯灯のみで総数は1,928基、金額にして789万2,013円となります。

また、各商店会に交付している電気料金への補助金の補助率ということでございますが、各商店街への交付は、補助率によって定められているわけではなく、交付される補助金の額については、東伊豆町私設街路灯維持事業補助金交付要綱によって定められています。要綱によって定められています。

また、補助額は要綱の中で、その手続によって決定された交付団体20件、交付団体があるんですが、その20件に対し予算の範囲内で毎月4月から12月までの電気料を合算し、その総額に対する割合によって案分された額とすると定められております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 町長、黒根からずっと役場の前を通ってきている、あれは街路灯、防犯灯なんですか。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

○防災課長（鈴木尚和君） 黒根からきている裸電球のことだと思うんですけども、あれは防犯灯になります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 裸電球の防犯灯もあると、水銀灯のあるじゃないですか。30メートルおきについている防犯灯、あれも防犯灯の種類に入っているということですか。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

○防災課長（鈴木尚和君） 水銀灯については、防犯灯の扱いではなくなっています。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） すみません。水銀灯じゃなくて防犯灯でLEDが、どんつく通りとかは商店会が解散しちゃって、防犯灯ってあの形になっているんですよね。というとなれはもう一律ではなくて、ここの地区は、防犯灯はそういうのが付けられるとなっているんですか、あの裸電球型の。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

○防災課長（鈴木尚和君） 当初、商店会等で設置したものについて、補助金を出している関係で、その部分については、商店街の負担になっていると思われます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 商店街のお話が出ましたので、商店街につきましては、一番なんですかね、整備し始めた頃というのは、蛍光灯から水銀灯に皆さん入れ替えて、大分電気代が高くなっていたということで、町のほうもLED化するに当たりまして、その補助を出しまして、今の裸電球っぽい雰囲気の良いような、あれもLEDが使われていることが多いんですけども、ああいう雰囲気の良いちょっとオレンジ色っぽいような感じの雰囲気がいいようなものに変えてきまして、そちらについては商店街さんがお支払いしているものについて、防犯灯の役目も果たしていることで、防災のほうで補助を出しているところもございます。ですので、一概にどこがどうだというのが、なかなかその場所、場所で違いますので、すぐ返答が全体に対してできないというのが現状です。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に先ほど言った水銀灯を昔つけて、大体あの頃、自分の温泉場だと月に8万円ぐらいの電気料、30本でかかったので、補助金をもらってやったんですけども、今の電気に換えるのに300万円かかって、100万円県、100万円町、100万円地元という中で、地元も負担して、ちゃんと付けたわけですね。

付けた当初は、電気代が1万1,000円いかないぐらい、1万900円とか、そのぐらいで安くなってよかったなと言っていたら、今、先月あたりは1万9,000円となってきてね。商店もなかなか皆さんも知っているように温泉場も空き店舗が増えてきて、商売屋さんが本当に少なくなってきたと、負担がだんだん大きくなってくるのかと。

ほかの温泉通りじゃなくて、銀座通りとか駅前通りなんかも同じようなものだと思うんですよ。皆さんそろって今、あのLEDに換えて、料金安くなってきたけれども、それとともにやっている商店が減ってきたと。今、温泉通りのところだと、大体年間に16万円ぐらい、去年のだと。3分の1、5万幾らかの補助率でもらっていたんですけども、そのところがだんだんときつくなってくるのかなと。こうやって電気代がどんどん上がってくると、負担が多くなってくるのかなと。

今町長の話の聞くと、あるお金の分配金で決まっていると、何%じゃないよと。そうなる分配金は、町長、上がってくるんですか、それともどうなってくるんですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 分配金については総額が固定をされておりまして、私が聞いたところによると、96万円という予算額の中で、毎年それを、案分をしているというふうに伺っております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） いろんな熱川でも、町長、この前提灯を付けましたけれども、あれなんかは商店街で電気料は持っているんですか。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 熱川につきましては、観光の関係も関わりましたので、ちょっとこちらで把握している部分を述べさせていただきます。

熱川温泉の提灯に使っている電気というのは、場所、場所によって商店街のものだったり、いろいろ分かれたりしてはいるんですけども、旅館組合で全て把握しておりまして、熱川温泉の。そちらのほうについては、ある程度旅館組合のほうからお出しするという形でやっ

ておりますので、負担割合とか何とか細かいことは、まだ私達は聞いていないですけども、ある程度、組合のほうからの支援があるよという形で付けております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 自分の商売のためだけれども、観光客のために電気を灯しているというところもあるわけですね。なぜ、あの電球にしたか。みんな暗いじゃないかって最初、町民から怒られたけれども、あれは、白夜は新宿へ行けばいい、都会へ行けばいい。なぜあれなんだって。青空、満天の星空が見えるからあの光にしたんですよっていうのは、そういうコンセプトであの光を付けたんです。観光客が空を見たとき、星がきれいに見える、月も見えるという中で喜ばれている中で、だけど、負担がこれから年数が経ってきたから、壊れてくる、電気の補修というのが出てくると、もっと商店街に負担がかかってくるのかなと。

一番最初やったのが、うちの商店街と銀座通りですがありますので、それを思うとそういう修理代がこれからかかってくる。そういうのに、全額商店街で見るのか、町の補助があるのかを聞きたいんですけどもどうですか。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

○防災課長（鈴木尚和君） 平成28年9月に東伊豆町商店街外路灯LED化推進事業補助金交付要綱というのが定められていますものですから、それによって補助を出すことが可能なんです。現状、つくった当初、28年度予算に、要綱をつくった当初は補正予算に50万円のほうを計上させていただいたんですが、実績がなく、何年か当初予算に計上させていただいたんですが、それもちよっと利用がないということで、現在に至っておりますので、御利用がある場合は、補正予算等で対応するような形になると思いますので、事業実施する方がいらっしゃるようであれば、事前に町のほうに言っていいただければと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 今の話を聞くと、もし年数が経ってきて、海岸沿いだから塩風、塩とかの線の傷みとか、そういうのが多くなるんですよ。そういうのがあったときの取換えってあったときは、商店会で町のほうへ申請したときは補助とかが出るということですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。熱川の台湾提灯をぶら下げた話と、ちょっと区別していただきたいと思います。それはなぜかと言うと、熱川の温泉街においては、観光集客ということと、あとは飲食店の空き店舗がかなり増えてきたということで、それを増やしたいというそういう施策的な意図もあって台湾の提灯をまちづくりの一環としてやったということとであります。全てがそれ商店街、全て町が出すかという話になると、それはちょっと違うんじゃないかなという認識があります。

それなりに検討をして方向性がある中で決めていく話なのかなと。ここで一概に商店街の街灯に対して、維持管理費を町が出すとか出さないとかという話にはならないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 熱川のことは置いておいて、先ほど当初予算に50万円上げてあったと、修繕費ですか。だけれども、つくったばかりのときは修繕がないわけですよね、絶対に。だから、年数が経ってきたらやはりそういうのがなかったらおかしいのかなと思うんですけれども、その修繕費も補助があるのか、先ほど言った96万円の限度額は電気代が上がってきたら、増えていくということは、町長、ないんですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まさに、人口減があって消費する側のニーズも減ってきていて、あと商店街の方、店舗がだんだん少なくなってきた直接的要因というのが、分析をしたわけではないので個人的に分からないんですけれども、やはり減ってきた時点で何らかの対策を考えなければいけないのではないかなというふうに思います。

当初の予算は、ある程度人数がいたから軒数があったからできたけれども、それが減ってきたから負担ができなくなったということであれば、例えばそれを増やす施策も一緒に考えると、その辺をしないと何でもかんでも役場が少なくなってきたから出すというふうにはなかなかそれは難しいところがあるのかなと。しっかりとその商店街をどうするかという話も併せ持って一緒に考えて何かいい施策を立てながら、それに必要な経費も検討していくという流れが一番美しいのではないかなと思います。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） そうなんです。だから水銀灯を減らしてLEDにしてきたんですけども、それでも言ったように少なくなっている。どんつく通りは解散して防犯灯になったと聞いているわけですよ。うちなんかも容易じゃなかったら商店街の電気はよして、町に預けて防犯灯にしたらどうという意見も出ているということなんですよ。だけど、あれは30メートルに1本ですか、防犯灯というのは。そうですね、違う。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

○防災課長（鈴木尚和君） 30メートルに1本かどうか分からないんですけども、大体電柱1本間隔当たりについているようなイメージなんですけども、正確にはちょっと分かりません。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） そういうのもあるということで、だけど、観光客に出てきてもらってあの懐かしい灯りで町を歩いてもらいたいというのがあるから、みんなで頑張っていこうよと。けど、先ほど言ったように修理とかがどんどん重なってくると大変になってくるのかなと思うので、またそのときはまた町のほうへ相談しますから、ひとつよろしく願います。これで終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、稲取駅の上にある国道出口付近についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 3問、稲取駅の上にある国道出口付近について。

稲取駅上の県道のうち、国道・県道交差点寄りから国道出口まで草や枝木で生い茂っているが、以下の点について伺う。

1、稲取駅から上に向かって国道まで県の管理と聞くと、町は県に要望しているのか。よろしく願います。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問目の質問にお答えいたします。

稲取駅から上に向かって国道までが県の管理という中で、町はどのように県に要望しているかという話であります。国道・県道の草刈りや伐採については、毎年、下田土木事務所

にそれらの維持管理について要望をしております。

また、町民の皆さんから情報、要望をいただいた、届いた場合は、その都度現地を確認して、下田土木事務所に対応をお願いしているという状況です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） なぜこの質問をしたかという、1番議員がその前の定例会でもこのことを述べたんですよ。県に要望してくれたのか、しましたか。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 1番議員から以前にということでしたが、すみません、ちょっと自分の記憶にないんですけれども、そのときには個別での話というのは、県のほうには申し訳ありませんがしていないです。今回もこの話を伺ったので、すぐに県のほうに現場写真とか確認をしまして、要望するという形で今、準備をしております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） あそこのところは自分が観光協会にいたときは、有志で毎年2回か3回やっていたんですよ。だから県もやってくれなかったんですよ。やってくれなかったというか、自分たちがきれいにしたからやらなかったのか分からないですけれども。もう年を取ってきたからもう危ないから孝男さんよしたほうがいいよって、よしてから、大体ずっと見てのとおり、あのまんまになっている。

毎年皆さんも通っていて、分からないのかなって車で通っている人なんかはあれを見れば、あんなぼさぼさで本当に観光立町でいいのかなと。これは県に要望しました。やってもらえなかったら要望じゃないですよ。言ったのか、言っただけ。人に教えるって町長、分かりますよね、川に字を書くようなものです。だからちゃんと相手に分かるようにやってもらえるまで言わなかったら、要望、言ったにならないんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、所管が県なので県が対応するのが基本的な考え方です。それは何かあったときに、対応ができなくなるからという裏の、裏というかそういうルールがあるのかなと思います。

一方で、草刈りのお話はいろいろなところから出てきます。それを行政にやってほしいという町民の声も分かりますが、一部ボランティアの方が草刈りをやっていたらいてはいるボラ

ンティアも町内にいらっしゃるので、前からお話をしておりますが、自助・共助・公助、ここでもその考え方が基本にあるのではないかと思います。

マンパワーがある程度役場の中でも限られていて、当然町民もだんだん人数が少なくなっている。ある程度、自助・共助・公助の考え方に基づいて、やれるところを町民も協力して何か対応していただけるとありがたいのかなと。

以前、御提案しましたが、それを伐採までお金も全部持つてというところは、なかなか厳しいところが、それは財源的にもありますし、マンパワー的な問題もあるので。例えば、町民の御協力をいただきながら、資材だけはなるべく町が負担をするというような新しいやり方、そんなことも検討していけばいいのかなと。

県にちゃんと伝わっているかというお話をしているのかと思いますが、確実に担当課が県に話をしているときは、確実に県に伝わっております。ただ、県も同じように多分財源的问题とかいろいろな問題があるので、やりたくてもできない状況があるのは御理解をいただかなければいけないと思います。

その中でどうやってその空間をよくしていくかというのは、みんなで協力をし合いながらやらないと、維持ができないと私は考えております。なので、行政もしっかりと頑張る姿勢は見せなきゃいけないと思いますが、当然町民との協力、自助・共助・公助、その辺の力加減というのがこれからの地方における持続的な存続に関係してくるのではないかと思いますので、新しい考え方、ぜひ取り入れていただいて協力しながら何かに当たっていくという何かそんなことを東伊豆モデルとして構築できればありがたいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 自分も思うんですけども、あの手前まできれいにやっているんですよね。上がってツツジですか、あそこまできれいにやっていて、あれから10メートル下がなぜできないのかって思うだけなんです。あの上もちゃんときれいにみんなやっているじゃないですか、県で。だから、何であそこだけが残されるのかなというのが分からなかったから、こういう。ずっと毎年、毎年、ああやって草木がだんだんと多くなっているというのがあったもので、それはやればやってやりたいですけども、なかなかやるなって言われたりしていますからね。

だけど、今回また県のほうに要望してくれるということで期待していますので、よろしくお願いします。これで終わります。

○議長（笠井政明君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時46分

令和6年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月11日（水）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

6. 10番 須 佐 衛 君

- 1) 中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 2) 南海トラフ地震臨時情報への対応と今後の取り組みについて
- 3) ふるさと納税基金について

7. 2番 鈴木 伸 和 君

- 1) 大規模地震における建築物の耐震対策について
- 2) 人口減少問題の取り組みについて

日程第 2 議案第31号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第32号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第33号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

日程第 5 議案第34号 東伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

日程第 6 議案第35号 東伊豆町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第36号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第37号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）

日程第 9 議案第38号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第39号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第40号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 1 2 議案第 4 1 号 令和 6 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 3 報告第 2 号 令和 5 年度東伊豆町健全化判断比率の報告について

日程第 1 4 報告第 3 号 令和 5 年度東伊豆町資金不足比率の報告について

日程第 1 5 報告第 4 号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

出席議員（12名）

1 番	山 田 豪 彦 君	2 番	鈴 木 伸 和 君
3 番	楠 山 節 雄 君	5 番	笠 井 政 明 君
6 番	稲 葉 義 仁 君	7 番	栗 原 京 子 君
8 番	西 塚 孝 男 君	1 0 番	須 佐 衛 君
1 1 番	村 木 脩 君	1 2 番	内 山 愼 一 君
1 3 番	定 居 利 子 君	1 4 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 嘉 久 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
総 務 課 参 事	森 田 七 徳 君	企画調整課長	太 田 正 浩 君
税 務 課 長	木 田 尚 宏 君	住民福祉課長	鈴 木 貞 雄 君
健 康 づ くり 課 長	山 田 義 則 君	健康づくり課参事	柴 田 美 保 子 君
観 光 産 業 課 長	梅 原 巧 君	建設整備課長	村 上 則 将 君
防 災 課 長	鈴 木 尚 和 君	教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	齋 藤 和 也 君
水 道 課 長	中 田 光 昭 君	会 計 課 長	国 持 健 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 木 善 幸 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第3回定例会2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員より一般質問で資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

10番、須佐議員の第1問、中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1問目ですが、中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてということで、コロナ禍後の町内経済を見ると、思ったほどの回復はなく、このところの原材料費の上昇や最低賃金の引上げに加え、いわゆるゼロゼロ融資の返済や金利の上昇により資金繰りが苦しく、町内の中小零細企業の経営状況は厳しくなっている。このような現状を踏まえ、以下の点について伺う。

(1) 町内の倒産や廃業した事業所はこの2年で何軒ほどか。

(2) 町として、事業所への聞き取り調査やアンケート調査の予定はないか。また、具体的な支援策を検討しているか。

(3) 中小零細企業の持続的な発展に取り組むことを規定した中小企業・小規模企業振興基本条例は、静岡県で平成28年に施行されたもので、県内23の自治体がこれに倣って条例を施行している（令和5年7月末現在、県調査）。当町で条例案の提出を検討できないか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員に御答弁申し上げます。

まず、問1の質問でございますが、(1)から順次答弁を申し上げます。

最初に、町内の中で倒産または廃業した事業所はこの2年で何軒ほどかというお話であります。ここ2年間の数字ということですので、令和4年度と令和5年度の2年間に倒産または廃業した事業所数を申しますと、倒産で1軒、廃業で34軒という数字になっております。

廃業の理由としては、高齢となり継承する方がいないこと。継承しても安定して収入を得られるか不安であることが理由として一番多いと聞いております。また、店主がお亡くなりになって、そのまま廃業という事業所も多くありました。

倒産という形はほとんどありませんので、事業が完全に立ち行かなくなっているというよりも、後継者がいない。先行きに不安があり後を任せるという考えにならないというのが廃業の理由として大きなものになっていると感じております。

明るい話題といたしましては、ここ2年間で町内にて創業した方は18軒となっています。創業支援補助金が効果を底上げしていると言えます。

また、今年度中に創業を計画している件数は12軒あります。こちらも創業支援の補助金の効果もありますが、熱川温泉の活性化が効果的に働いていると考えております。

続きまして、アンケートについてであります。町が主導的に聞き取り調査やアンケート調査は実施をしておりません。一方で、町内の中小企業・小規模事業者等への支援としては、町の商工会が中心となり、調査や相談などの様々な支援を進めています。現状、町としては、そういった業務を遂行していただくため、商工会に補助金を支出しております。

現場の声を拾い上げるための1つの手段として、町が主体となってアンケートを実施することは有効だと考えております。

アンケートに関してですが、現在、現場を取り巻く経済状況を判断する数値としては、日本政策金融公庫が行う景況に関する調査や、全国商工会連合会が実施する小規模企業景気動向調査など、幾つかの調査によって得られるデータはありますが、これらはどれも大まかな景気動向は分析できても、個別の地域の詳細な状況を把握することはなかなか難しいのではないかなと感じております。

それを踏まえたと、町内事業者の個々の課題を聞き取るためアンケート調査を実施することは、現状を把握し、効果的な対策を考えていく上で、大変その基礎ともなりますので、アンケート実施に向けては、検討をしっかりと進めたいと思っております。

参考までに、商工会事業としては、経営改善事業として経営者への聞き取りやアドバイスを積極的に実施しているほか、国や県の助成制度活用に向けたアドバイスも行っているということです。

町が用意している支援関係では、短期経営改善資金利子補給制度、経済変動対策資金利子補給制度といった借入金利子に対する支援を実施しております。毎年恒例となっております地域商品券発行事業についても、支援策の1つと捉えております。

人口減少や物価高というマイナス要因により、将来に不安を抱えている中小企業者も多いと思われるので、商工会と連携をし、支援策を検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、（３）中小企業・小規模企業振興基本条例についての御質問をいただきました。

中小企業・小規模企業振興基本条例に関して、この背景には、経済産業省、これ、その中でも中小企業庁が策定をした中小企業関連法制がございます。2014年に小規模企業振興基本法が成立いたしました。実はそのときにちょうど私が経産省の大臣政務官という仕事をしておりました。この小規模企業振興基本法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律を手がけておりました。多少は理解があるということ

でございます。

今回の質問を受けまして、そのときの記憶を改めて思い起こさせていただいておりますが、せっかくですので、我が国における中小企業関連法制に変遷に触れながら、少しお答えをさせていただきます。

まずは、中小企業の存在について、日本の経済に中小企業が果たした役割は大きく、例えば終戦直後に生活に必要な物資を供給し、また繊維産業や雑貨産業など輸出によって貴重な外貨を稼ぎ、1970年代以降は日本経済を牽引した電気産業、自動車産業を支えたのも、その部品を供給する中小企業で、このように日本経済が直面する課題に対応していくために中小企業が果たした役割というのはとても大きいというふうに認識しております。

そのようなことを背景に、1948年に中小企業対策のための総合的な経済官庁の1つとして中小企業庁が設置をされ、その後、激化する国際競争への対応や高度経済成長下に生まれた大企業と中小企業の格差是正などを図るために、1963年に、今少しお話があったかもしれませんが、中小企業基本法というのが制定をされました。

国内における大企業の割合は、国内にある企業の総数約421万社のうち、僅か0.3%、数にして1.2万社程度で、比率から見ると極めて小さいものです。

一方で、大企業以外の中小企業は約99.7%、数にして419.8万社、さらに小規模事業者は中小企業の中の84.5%を占めており、小規模事業者は地域の経済や雇用を支えるため、極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠であるという認識の下に、2014年に小規模基本法が制定をされました。

以上が中小企業関連法制の変遷ですが、それらを踏まえて、東伊豆町における基本条例の制定の道筋を考えると、当町においては、これまで中小企業基本法を反映した中小企業基本条例がまだ制定されていないということで、これを機会に、新しく中小企業振興基本条例の理念の中に小規模企業振興の理念も組み込み、東伊豆町版中小企業・小規模企業振興条例の制定を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今、町長の力強い御答弁をお聞きしまして、一步この町の中小、小規模、零細の事業所に少し光が差してきていると思っております。

もちろん今まで町や商工会等が行ってきた事業も、その下支えになっていたとは私も思っておるんですけれども、ここ数年のやはり物価高というものは尋常じゃない。今月に入りましたが、1,000品目ですか、また物価が上昇していると。食品関係特にですね。

そして、最近ですよ、10月には50円上がって、最低賃金1,034円程度になるというような話もございまして、このところの人手不足につきましては、なかなか人材が見つからない中で、いわゆるアルバイトの方でも人材派遣の形が定着しておりまして、実際の時給では1,100円、1,200円ぐらい観光業のほうでも時給がなっていると。それプラス2割から3割、マージンといいますか、その派遣会社に払わなきゃいけない部分があったり、大変厳しい状況になっているということがあるかと思います。

その中で、今、町長の答弁によりますと、倒産、廃業ということで、倒産が1軒、廃業が34軒ですか、かなり深刻になっているなというようなことがうかがえると思います。

私も青色申告の役員をやっております、事業所が減ってきているなとすごく実感しております。令和4年では、この東伊豆町に青色申告の会員が384人いたんですね。384軒ありました。それが、令和5年には354人と30人減っている。その部分がそっくり廃業しているんだということを今、町長の御答弁で理解できた。下田管内で見ますと、100軒減らしているということをこの間、会で知ったところでございます。

そんな中で、私ども総務経済常任委員会が2年前に事業継承についての所管事務調査を行いました。これは農漁業者に特化した調査だったんですけれども、もちろん農漁業者の方も中小・小規模事業者になるかと思うんですが、その調査を行った根本にあるのは、コロナ禍の中で、我々出向いて行って、いろいろ話を聞いたり、その事業所の方々の意見を聞いたりなんかした中に、事業を続けることが難しいという声が非常に多かったということが1つにあったんですよ。

その中で、ある程度規模があるホテルや旅館さんは、後継者の方がしっかりいて、将来的に見据えて、いろいろな形で投資をしたりということにチャレンジできる環境にあるということなんですけれども、今、町長言われたように、高齢となっている、安定収入がないというような方たちに関しましては、これから先やっていくことが難しいよという話があります。

今年、県のほうの補助金で寮を整備するとかという形で、町もそれに加えるという形での補助があったんですけれども、今、うちの町ではリフォーム補助金というのがあるんですが、そのリフォーム補助金というのは、事業者には該当しないという形の取り決めがあります。一般の家庭向けにそのリフォーム補助金があるんですが、なかなか商店街の活性化といって

も、そういった形で、自分のところの事業を少しでも補助金で直したいけれども、なかなか難しいよという声もある。ですので、その辺のところも、ちょっとやっぱり酌んでもらいたいなということがございます。

それと、あと中小企業・小規模企業振興基本条例、先ほど町長の力強いお話があって、中央省庁の中で政務官やられていた。その中で、2014年ですか、中小企業の基本条例の取組を見てこられたということの中で、これ、ぜひ進めていただきたいなということがございます。

今、本当に町長がそういう熱心なときに進めていただいて、新たな形でこの地域に根差したものの、どうしてもやっぱり国というのは上から見て、新しいこと、デジタル化にしてもそうですけれども、それから新しい産業とか新しいテクノロジーとかって、いろいろ話も聞こえてくるわけなんですけど、実際のところ、町に照らしてみると、厳しい現状というのがあって、その人たちを見捨てていいんですかという話にもつながりかねないところで、少しでも後継者不足のことについても、これからまたアンケート調査を検討していただけるということです、しっかりそここのところを見ていただきたいなというふうに感じます。

それと、ちょっと長くなって申し訳ないんですけども、もう一点、今、静岡県の方で、台風10号災害について、中小企業災害対策資金という制度融資を立ち上げられています。

この東伊豆町においては、やはりキャンセル等が発生しているところの間も銀行さんに聞いた話があって、直接的な建物の災害というのは少なかったかもしれないですけども、そういうような間接的な被害等もあるということで、そこについては、今、町長がお話いただきました利子補給制度、町で持っている。これは大変いい制度だというふうに思いますので、そういうような形で、県のその制度に乗っかる形での制度融資を受ける方については、ちょっと検討していただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時49分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず最初に、全般的な人手不足の対応ということでもありますけれども、アンケートのお話も出ました。具体的にアンケートは有効であるという認識もこちらの答弁の中で触れさせていただいた中で、やはりアンケートは何のためにやるかという、現場サイドの本当に問題意識を拾い上げるという意味でやらなければいけないと思っております。

そういう意味で、アンケートはまだ取ってないんですけれども、今のところの問題意識とすると、先ほどお話ししたように、廃業というところがあって、その理由としては、高齢となり、先ほど後継ぎがないという話でありますので、やはりこれは国の制度でも過去にあったんですけれども、事業者のマッチングですね。後継者と今経営されている方々をどうやってつないでいくかということをやっていくのが効果的ではないかなと思っております。

そのためには、廃業というか、かなり厳しい経営、それは後継者がいないという面で厳しい経営をされている方々のまずニーズを拾い上げるということと、それをしっかりとある意味見える化をして、逆に町外からそれをしっかりと見ていただいて、やりたいという希望を募って、うまくつなげていくとか、全国でいろいろなマッチング事業というのが行われていると思いますので、その辺を参考にしながら、新しい取組というのを展開できればいいのかなというふうに思っております。

利子補給という話が出ました。なかなか災害時の補償でどこまでやれるかというのは、これ、なかなか難しいと思います。それは、例えば保険を見ても分かると思うんですけれども、恐らく例えば地震保険とかああいうのは、保険料を払っていたとしても、全額が多分対象にならないとか、最近、災害が激甚化、頻発化をしている中で、どこまで補償ができるかというのは、なかなか難しい側面があるので、そのあたりはしっかりと町の財政も考慮しながら、何が、どういうやり方があるのか、ないのか、その辺も含めて検討するべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ありがとうございます。

今の話の中でも、創業が18軒と、それからまた新たに12軒という話がありまして、本当に町長のやろうとするべきところに、光を当てようとするべきところに、しているところに、本当に育ってきている部分というのはあると思いますし、今のマッチング事業についても、とても大切なところだというふうに思います。

やはり自分のところなんかもそうですけれども、やっぱり東京ですとか、そういうところに出て行った子供たちが、戻って稼業を継ぎたいなというような思わせるような、個人の努力ももちろん大切です。ですけれども、また町の支援というものも、そこを期待したいなと。考え方というものを、そのアンケート等のことも、しっかりやっていただければと思います。

また、利子補給につきまして、またちょっと検討いただきまして、今回のことっていうのは、これからまた台風の災害なんかもまた出てくるかと思いますので、柔軟にそのところを検討していただければなと思います。

また、今日、資料を付けましたけれども、ちょっと資料についてコメントしませんが、でも、またこれを参考までに見ていただくとともに、熱海市も今、パブリックコメントも実施しているということで、熱海市も案がもうできております。ということですので、今、自治体としては、23の自治体ということでしたけれども、そろそろ24の自治体になっていくということになりますので、付け加えさせていただきました。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、南海トラフ地震臨時情報への対応と今後の取組についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 続きまして、2問目です。南海トラフ地震臨時情報への対応と今後の取組について。

8月8日、宮崎県沖の日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震を受け、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されたが、この情報による対応は各自治体が個別に判断した。そこで、以下の点について伺う。

（1）稲取の池尻海岸や熱川海岸での遊泳はどのような判断がなされたか。

（2）地震臨時情報の発出により、スーパーなどでは飲料水の完売が相次いだ。今後、4号井戸、5号井戸が供用された際には、町としてペットボトル入りの飲料水を各家庭に配布することは考えられないか。

（3）改めて、庁舎の移転や災害対策本部の設置場所について検討が進んでいるかを問う。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

南海トラフの地震臨時情報、今回は「巨大地震注意」ということで、初めての発令ということがあって、多分、全国的にというか、発令された対象エリア、南海トラフ沿いというか、その行政は、どこも結構困ったんじゃないかなと。対応が分かれたところであります。

コロナのときもそうだったんですけれども、なかなか国から明確な基準を示されて、明確な指示というのは、なかなかこういうときは出されないという傾向がありますので、やはりそこは基礎自治体、地方自治体がしっかりと受け止めて、対応するしかないのかなというふうに思っております。

御質問いただいた今回の稲取の池尻海岸や熱川海岸での遊泳ということですが、これも多分、全国的にいろいろな対応がたしかあったと思います。記憶では、和歌山辺りはもう泳がないという話にして、結構損害が出たという話もあれば、比較的このエリア、神奈川とかあの辺りは、あまりそういう遊泳禁止までにはなかったのかなという、あくまでもイメージですけれども、そんなイメージを持っております。

その中で、当町における対応ということですが、稲取温泉、熱川温泉の海水浴場については、遊泳禁止とはしませんでした。国が示した指針を読み取って、こういう判断をしたということですが、当然、経済のことも考えながらということですが、経済と安全・安心、そこをどうバランスを取るかということを考えながら、遊泳禁止とはしないという判断を行いました。

しかし、地震が発生した際には、津波の危険が及ぶ可能性もあるため、対応策としては、避難場所の確保として、近くの高層旅館の受け入れ態勢の確認や避難所の把握をし、海岸を管理している方々にお客様の避難誘導をお願いをしたという対応をさせていただきました。

さらに、現地には、地震が発生した際には係員の指示に従って行動してくださいという看板を掲示を重ねてさせていただいた次第でございます。

続きまして、地震臨時情報発出により、水がなかなか確かにどこへ行ってもなくなりました。私もびっくりしたんですけれども、そのような中で、井戸の活用ということだと思えます。

大規模災害発生時は、道路の破損などによって物流がストップいたします。被害が大きくなるほど復旧は遅れ、救援物資が届くのに時間がかかります。今回は被害が起こらなかったんですけれども、ある意味風評被害というか、風評的な話の中で物資がなくなったということだと思えますが、ただ、町では最低3日間、できれば1週間分以上の備蓄を、そういう水

等ですね、飲料水などはしていただくということをお願いをしておりますので、今回は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令され、備蓄品の確認をすることによって、当町のスーパーでも品薄の状態になったと。慌てたというところだと思いますが。

南海トラフ地震に関しては、沖縄から関東までの約500キロにも影響するとされております。災害はいつ起こるか分かりませんので、町民の皆様方におかれましては、今回の教訓を踏まえまして、日頃から食料、水、携帯トイレ等の備蓄品を常に確認し、地震が発生した場合に対応できるようにぜひお願いをしたいと思っております。

災害時には、適切な水源地において給水車によって、給水車に補給した水を町民に対して供給することを考えております。なので、今のところペットボトルで水を配布するという考えは持っておりません。

最後に、3番目、昨日も同じような質問がありましたけれども、庁舎の移転や災害対策本部の設置場所等についての御質問をいただきました。

まず、本庁舎が大津波警報並びに津波警報に伴う津波を受けた場合、その機能を喪失する可能性は高いと考えております。昨日もお話をしましたが、その理由としては、津波の浸水により役場内の電源回路がダメージを受ける。また、役場の発電機は津波の襲来を考慮し、5階に設置されておりますけれども、発電機に燃料を供給するタンク自体は1階に設置されておまして、燃料の発電機への供給ができなくなる可能性があるということであります。

それと、東伊豆町においては、この近辺は砂浜であったということで、ただ、昨日も御指摘いただいたんですけれども、支持杭というのが打たれておまして、要はある程度強固な地層まで杭を打っているということですが、ただ、一方で、今年発災をした能登半島地震においては、支持杭があったコンクリート構造物、あれは四、五階建てかな。映像を見る限り、四、五階ぐらいのコンクリート構造物が見事に倒れているという事象、これ、初めてだと伺っておりますが、その原因としては、軟弱地盤を通ったときに地震動が激しく揺れる傾向、1.数倍から2倍ぐらいでしょうか。揺れる傾向があつて、それに耐え切れずに、杭が折れたということでありまして、そのようなリスクは持ち合わせているという意味で、この本庁舎が機能を失う可能性があるというような私見ということでお話をさせていただいている次第でございます。

本庁舎の耐用年数に関して、その辺で移転という話が恐らく出てくるのかもしれませんが、本庁舎の耐用年数に関してですが、本庁舎は昭和58年12月の竣工から本年12月で築41年を迎えます。鉄筋鉄骨コンクリート造の建築物の耐用年数というのは一般的に65年であることか

ら、耐用年数からいうと、まだ建て替えの時期は迎えていない。引き算で出てくると思います。20年ちょっとでしょうか、まだ残っているということになります。

一方で、現状の東伊豆町の役場の位置する箇所は、先ほどお話ししたとおり、津波被害を受けるリスクは間違いなくあるということで、また津波被害を受けた場合には、役場が災害対策本部としての機能を果たさないおそれがあるということもありますので、今後、有識者を交えて、そのリスクがどれぐらい、どのようなことが考えられるかというのを、私の私見ではなくて、しっかりと議論をしながら、その中で有識者を交え、庁舎の建て替えまたは移転についても、全庁的な課題として検討する必要があるというふうに現状は考えております。

災害対策本部の設置場所については、具体的な話は、まだ当然議論ができてないので、お話しすることはできませんが、職員の参集状況、避難物資の受入れ、津波及びその他の災害から被害を受けにくいこと、災害対策本部を持続的かつ機能的に運営できるように、電源の確保ができる並びに十分な駐車スペースまたは会議室等があるという様々なところも考慮しながら、今後検討が進むのではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ありがとうございます。

この臨時情報によって、やはり観光客の出足といいますか、そういったものは確実に鈍っていきまして、その地域として非常に損害が発生したということはあるかと思います。

ただ、地震というものに対しての備えという意味で言いますと、今、町長言われたように、海水浴場への対応ということで、看板を掲げて、万が一のときには避難をするということを徹底したというお話だったので、そこについてはよかったのかな。

そういったことが現場できちっと伝えられて、避難場所、それからホテルでの誘導というものを、この形というものをしっかりとつくることによって、安心して遊泳いただくという、レジャーを楽しんでいただくということが何より大切かなというふうに思います。

その中で、結構うちのお客さんなんかでも、「白浜の海水浴場は閉鎖されたんですってね」と言うようなお客さんがいて、「いや、そんなことはないですよ」と言ったら、南紀白浜と下田の白浜を一緒に考えちゃっているというお客さんもいたり、情報が錯綜しているというのがこのところの状況だったかなと思います。

ですので、もう少しですね、この地域ではこういう安全・安心のために取り組んでいるん

ですよということのPR、告知というものを災害時にしっかりしていただけると、例えば各宿ですとか、そういう施設において、こういうことをやっぱり海水浴場やっていますから、大丈夫ですよというような形のお墨付きをその施設に送っていただけると、より安心してお客様に御案内できるというようなことがあるかと思いますので、その辺のところをちょっと気をつけていただけるとどうかなというふうに思いました。

それと、あとキャンセルが発生しています。観光協会にちょっと確認しましたところ、臨時情報においてのキャンセルというのをしっかり把握しているのかちょっと分からないような状況です、当時私が確認したときには。

ですので、ここに新聞の記事付けたんですけれども、下田市では、加盟施設で748件のキャンセルの申込みがあったということがございます。少なくともこれだけのキャンセルが発生して、また今井浜でも、臨時情報発表の影響や異常な気温による海水浴場離れ、まあまあこの辺もあるんですけれども、その辺のところで、実際に臨時情報でキャンセルになった数というのは把握しておいてもらいたいなと私としては思うんですよね。

というのは、今後、国がどういう形で、損害賠償とかそういったことはしないという話ですけれども、何かといったときに、情報を蓄えておくということが大事だと思うんですけれども、その辺のところは町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

災害時で特に重要なポイントの1つとして、正しい情報をしっかりとお伝えをする。それは観光客以外にも、地域住民の方々にも全く同じで、それが間違った情報が広がると、いろいろな混乱を来すということがあるので、正しい情報を的確に発信をするというのは、とても重要な視点だというふうに思っております。

東伊豆町のBCPの計画の中をぱっと見渡したときに、現状、恐らく観光という切り口が少し少ないのかなというふうに思っております。対応という意味でですね。そのあたりは、昨日も答弁でお話をしましたが、一度そのあたりも見直しをさせていただいて、よりの確な対応が図れるように、その中身を深化をさせたいと思っております。

災害時の、この間の臨時情報でキャンセルがどれくらいあったかというのは、多分現状、多分把握はしておりますので、この後、担当課から少しお話をさせていただこうと思いますが、先ほどの話にもあったとおり、なかなか災害と賠償みたいな話については、じゃ臨時情報で賠償して、じゃ台風の時、キャンセルは、じゃどうするんだみたいな話になってくるので、

そこは冷静に、今後の動向を見ながら、的確に判断をしなきゃいけないと思っております。

じゃ、担当課のほうから説明をさせていただきます。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） この間の臨時情報と、あと台風10号においても、キャンセル数の把握ということをしなければならないということで、調査はしております。須佐議員がお聞きしたときには、ちょっとまだまとまってなかったようなんですけれども、現在は、完全に正確な数字ではないですけれども、回答していただけたところからの聞き取りで数字は出ております。

ですので、南海トラフの臨時情報につきましては、町内の回答いただいたところで、キャンセル件数が1,333件、台風10号においては、キャンセル数が1,241件という相当大きい数字にはなっております。

ですけれども、この後、再予約された方ですとか、そちらの数字は全然まだ集計されていませんので、実際これだけ全然来なかったかどうかという、これよりも少しは復活はしたかなとは思うんですけれども、この時点では相当大きいキャンセル数にはなっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ありがとうございます。

組合経由でキャンセルの数を把握されたとのこと。今、私も初めて聞きました。1,333件ですか。実際もうちょっと多いかもしれませんが、それだけのキャンセルが発生しているということですね。しっかりその数字ということは私、把握しておくべきだと思いますし、何かといったときに、公表できるような準備というのもしていただければな。台風10号もすごく大きな数ですね。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと水の問題ですね。この水の問題は、私もこれまでも何度かやったことがあります。質問させてもらったことがあるんですが、資料でもちょっと付けましたので、ちょっと見ていただけるとあれですが、最近、ペットボトルというよりか、アルミ缶でこうやって保管といいますか、アルミ缶に入れて、ボトルウォーターというんですかね、形で、自治体が、これ、全国では137の自治体で製造、配布されている。静岡県では5つの自治体で展開しているという形があります。

例えば、「静岡市のおいしい水」という形で、静岡市の水道水のおいしさをPRするため

ですとか、あるいは沼津市でもそうですね。これ、柿田川湧水の水を使っているということですが、裾野市もそうで、裾野市の場合、災害用の備蓄及び市の水道事業並びに裾野市をPRするため、あるいは藤枝市の水、または富士市の水ということで、こういうふうな形で展開されている。

4号井戸、5号井戸というのが、水質が非常に今、いいというふうに前評判で聞いております。実際に町でそういうペットボトルなどに詰め替える工場なんかを造るとというのが私、難しいと思いますけれども、事業者に委託して、そこで製造してもらうということは可能なのかなと思ったり、また井戸の周りに町有地があることを考えると、そこに将来的にはそういうものを造って、自分のところで詰めて、各戸に配布して、非常時にはその水が各家庭にあるというような体制が築けると理想ではないかと思います。

なかなか、今、町長の答弁ですと、そこまで考えてないということなんですけれども、その辺のところで、もう少しちょっと踏み込んだお話がいただけるとどうかなと。

それと、あと、今、BCPのお話が出てきましたけれども、報道によりますと、町長が全面的に考えを見直したいと。体制を見直したいという話がありました。

これまで町が防災課を中心につくってきたものがありますよね。それに対して、町長はそういう形で、トップダウンとは言いませんけれども、それを基にしたものを見直したいということで、私、客観的に見て、どこまでどういうふうに、ここ、今回具体的な質問じゃないんであれなんですけれども、その辺のところの担当課との意思疎通とかっていうものは、今後どういうふうになっていくのか、ちょっとその辺が心配だったんですけれども、もしお答えいただけるんでしたら、その辺のところお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

BCP自体の見直しというのは、別に基本的には見直すべきものだと思っておりますので、ただ、ここしばらく見直しをしていなかったということもあるし、この間の南トラの臨時情報という話もあるので、なるべく早いタイミングで見直しをかけたいということでもあります。

恐らく、多分見直しの時期にかかっていると思うので、特に担当課と意思疎通を図る問題ではないような気がするんですが、そこは別に連携をしっかりと取りながら、適切な対応、恐らくボリュームが多いので、これは多分担当課だけでは難しいところがあるというふうに認識をしております、既に幹部職員の皆様方には、それを見直しに当たっては、各課の協力のほうをお願いをしますということで、ある程度の話はもう既にさせていただいております。

以上です。

(「ペットボトルの水の関係」の声あり)

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

お話を伺っていてちょっと思ったんですけども、頂いた資料にも書いてあるんですけども、ペットボトルを自治体、水を製品として作って、ただ、PRの場合は無料で配布するが、基本的には有料で、500ミリリットルを100円から120円で売っているということで、そんなことを考えると、これは何か災害時のペットボトルというよりも、東伊豆町で水を作る事業をやるかどうかみたいな話なのかなと、そういう受け止めをさせていただきました。

既にたしか東伊豆町で東伊豆町の水を使った商品が多分できていると思います。その辺も町民の皆さんには日頃から活用していただけると、ウィン・ウィンになるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 終わりです。

○議長（笠井政明君） 終わり。はい。

次に、第3問、ふるさと納税基金についてを許します。

10番、須佐議員。

(10番 須佐 衛君登壇)

○10番（須佐 衛君） 3問目です。ふるさと納税基金について。

ふるさと納税基金について、以下の点について伺う。

(1) 昨年度のふるさと納税収入とふるさと納税基金残高はどれほどか。また、今年度のこれまでの状況はいかがか。

(2) このところのふるさと納税基金の使い道を見ると、財政調整基金との垣根がないように感じるがいかがか。

(3) 観光の財源としてふるさと納税基金を考えることはできないか。また、財源を元に記憶に残る花火大会を実施し、寄附者を観覧席に招待したらどうかと思うがいかがか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） 第3問の答弁を申し上げます。

ふるさと納税の基金についてということですが、基金の納税収入と基金残高についての御質問を最初にいただきました。

昨年度、令和5年度のふるさと納税寄附金寄附額の合計は6億1,020万3,700円で、ふるさと納税基金の額は7億1,765万834円でございます。

また、令和6年度の状況は、8月25日現在で寄附額が9,045万8,000円、前年度対比で1.2%ほど伸びております。基金の額については、7億4,215万1,834円となっております。

続きまして、ふるさと納税基金の使い道についての御質問でございます。

まず、ふるさと納税基金と財政調整基金について触れられておりますけれども、まずそれぞれの基金についてですが、どちらの基金も、条例によって処分できる場合に限り、取り崩すことができることとなり、条例にのっとって基金を運用しております。

その中で、ふるさと納税基金は、東伊豆町を応援するために寄せられた寄附金について、それぞれの寄附者の思いを実現するための事業の財源に充てるため、処分できることとなります。

具体的には、教育環境の充実及び子育て支援や地域福祉の充実、または生活環境、諸施設等の整備充実、または指定事業に充てる財源になりますが、事業の選択、これ、されない方もいらっしゃるので、そういう場合の寄附については町長の私に一任をさせていただいております。

また、災害が発生した際に、ふるさと納税の寄附額が増える場合があると聞いております。これは寄附者の発災した地域の復旧復興を願う気持ちの表れであり、この場合は災害支援もふるさと納税の事業対象となり得ると考えております。

一方、財政調整基金は、経済事情の変動等により財源が不足する場合や災害による財源不足を埋める場合、緊急を要する建設事業等の経費、財産取得等の経費、地方債の繰上償還の財源に充てる場合に限り、処分できることとされております。

自治体によっては、ふるさと納税の寄附金を財政調整基金に積み立てるところも散見されることから、ふるさと納税と財政調整基金の使い道が重なる場合は十分考えられると思っております。

大切なのは、ふるさと納税を寄附いただいた方々の思いになるべく応えることであり、東伊豆町にとって未来につながる事業、町民の幸福度を上げる事業に使うことだと認識しております。

一人でも多くの方々に当町を応援してもらえよう、今後も適正に基金の処分を行い、予算の調製に努めてまいります。

続きまして、花火大会の話です。

ふるさと納税基金を使って皆さんに喜ばれる花火大会というお話ではありますが、ふるさと納税は、寄附する方が使い道を選べる制度となっておりますが、特に指定がない場合は、私、町長の判断で活用することになります。そのため、まちづくりに効果的であれば、観光の財源として活用することも可能ではあります。

一方で、ふるさと納税基金を観光の財源として使うことですが、確かに東伊豆町は観光産業が大きな柱の1つなので、その分野を支えるためには、一定のコストがかかると考えておりますが、観光の財源には入湯税の財源も期待できることもあり、また農業や漁業などの1次産業などのほかの分野の産業もあります。そして、東伊豆町が抱える課題や実施すべき事業も多岐にわたることから、どの分野にどのようにコストをかけていくかは、バランスを考慮した慎重な検討が必要だというふうに考えております。

今回議員からいただいた質問の要点の1つは、東伊豆町における花火大会の開催の在り方に関係する問題かと認識をしております。

東伊豆町で実施されている花火大会ですが、特に稲取温泉においては、夏の観光シーズン中に小さな規模で数多く実施されております。この花火大会は、大きな規模で1日だけ多くの集客を得るという考え方ではなく、宿泊するお客様に部屋からも観賞でき、気軽な感覚で喜んでもらうために実施しているというふうに伺っております。

小規模多数開催の背景には、このような方法で付加価値をつけることにより、観光地の印象を高め、リピートを促す方向の考え方によるもので、観光関係者の皆さんの検討の結果を踏まえたものとなっているというふうに認識をしております。

ふるさと納税を財源とするとしても、まずは花火大会の在り方を現場サイド、つまり観光関係者の方々としっかり検討していくことが必要かというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 時間がちょっと押してきましたので、要点を絞って質問させていただきます。

今現在で7億4,000万円ぐらい基金があるというお話だったかと思います。

その中で、うちの町の基金の使い方ということで、町長、今、お話しいただきました。これが、今回成果説明書に具体的な使われ方というのがちょっと出てなかったんですけれども、今年度決算書に。実際にポータルサイトとか見ていきますと、東伊豆町の場合、教育環境整備ですとか子育て支援、地域福祉を充実させる、生活環境等の整備、指定事業で、町長にお任せというのがあります。

ほかの自治体をちょっと見てみました。伊東市なんかでも、やっぱり伊東市は医療環境の整備とか、福祉とかっていう形の中で、観光振興に関する事業というのが伊東市あります。

西伊豆町も、地域資源を生かした魅力ある産業の育つまちづくり、自然保護とか産業振興という形であります。

南伊豆町も、やはり自然環境とか環境保護。その中で、観光、農林漁業の振興に関する事業ということで、観光という言葉結構うたっている自治体が多いんですよ。

私は、この話は入湯税の話になっちゃってあれなんですけれども、安定的にこのふるさと納税の基金が積まれていく、寄附が期待できるということであれば、観光に特化したことも銘打って、ここから財源を捻出するという、それ、寄附者の方の東伊豆町っていうのは観光の町だからっていうことのPRもそうですし、分かっていた。そのところは、花火という形で今、今回質問させていただきましたけれども、やはり一番分かりやすいのが花火なのかな。やっぱり印象に残るのは花火なのかなということで、そうなんですけれども、寄附でも、リピートしてくださる方というのもあると思うんですよ。その数というのを把握していますかね。

毎年必ず寄附してくださる方ってどれぐらいいるのかっていう、これ、もし御答弁いただけるとありがたいです。もし無理だったらいいです。そういう方たちに、せめてもの観覧席等のサービスをしていただけたというのが観光地としてどうなのかなというふうに思ったものですから、お願いしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、まずふるさと納税のリポートについては、担当課が申し訳ございません、今日はここにおりませんので、ちょっと答えることが現状できませんが、かなりの比率でリポートはされているのではないかなと思います。

ふるさと納税の項目として観光という項目を入れている自治体が多いというお話がありましたが、先ほども少し触れましたけれども、それは個々の自治体で状況がそれぞれ違うということもありますので、入湯税の絡みも全然違います。ちなみに、伊東も入湯税を入れると

いう方向でたしかかじを切ったような気がしておりますが、その辺がまた随分変わってくるので、そこを一概にふるさと納税の項目、観光が多いから、観光を東伊豆も入れなさいと言うのはちょっと違うのかなと。

先ほどもお話ししたとおり、観光に必要な、観光の項目で、これはふるさと納税が必要な、使ってもいいなという様々な状況を見て、バランス上問題がないのであれば、町長が判断をして入れるという選択肢も残っているので、大丈夫だと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） ふるさと納税の関係なんですけれども、ごめんなさい、ここにはリピートが何名いるっていう数字、ちょっと持ってきてございませんので、後ほどすみません、お持ちいたします。

○10番（須佐 衛君） じゃ、終わりにしてください。

○議長（笠井政明君） 以上で須佐議員の一般質問を終結、ごめんなさい。

（「訂正」の声あり）

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、今、担当する課がいなかったと言いましたけれども、間違っておりまして、観光課が担当をいたします。すみません。

○議長（笠井政明君） 以上で須佐議員の一般質問を終結します。

この際、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 鈴木 伸 和 君

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員の第1問、大規模地震における建築物の耐震対策につ

いてを許します。

2 番、鈴木議員。

(2 番 鈴木伸和君登壇)

○2 番(鈴木伸和君) 皆さん、こんにちは。

2 問通告させていただいておりますので、よろしくお願いします。

まず 1 問目、大規模地震における建築物の耐震対策について。

本年 1 月 1 日の能登半島地震は、私たちに阪神・淡路大震災や熊本地震、東日本大震災など過去の大震災の記憶を蘇らせる大きな衝撃を与えました。その中でも、旧建築基準法で建てられた建築物の倒壊による被害は、死傷者の発生はもとより、自衛隊や消防、警察などの緊急車両の通行が妨げられ、応急対策にも支障を来しました。そこで、以下の点について伺います。

1 点目、昭和56年 5 月31日以前に新築された住宅の総数を把握していらっしゃいますか。

2 点目、そのうち耐震診断義務づけ対象道路沿いにあつて、倒壊により前面道路を閉塞するおそれのあるものはありますか。

3 点目、この対象となった建築物の所有者にはどのような対応を求めているか。また、所有者不明等の状態のものがありましたか。

4 点目、令和 6 年度に無料の耐震診断を受けられる県の制度が終了するが、その後も町が引き続き実施する計画はおありですか。

よろしくお願いします。

○議長(笠井政明君) 第 1 問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

まず第 1 問でありますけれども、新築された住宅の総数、昭和56年 5 月31日以前ということですが、東伊豆町耐震改修促進計画の中で、昭和55年以前に建設をされた住宅は 3,434 戸、うち木造が 2,347、非木造が 1,087 というふうに把握をしております。

そして、2 番目ですが、そのうち耐震診断義務づけ対象の道路沿いにあつて、倒壊により前面道路を閉塞するおそれのあるものはあるのかという御質問であります。緊急輸送ルートに沿線にある建築物 25 戸について耐震診断を実施しており、そのうち 13 戸が耐震性がないと診断をされております。

続きまして、3番目のこの対象となった建築物の所有者にはどのような対応を求めているか。また、所有者不明等の状態のものはあるかという御質問であります。まずは対応ということですが、まずは静岡県から調査票を送付し、無料の専門家の派遣や耐震化の意向について確認をしており、耐震化を図っていただくようお願いをしているという状況です。

所有者不明ということですが、所有者不明という建物はございません。

最後、4番目であります。令和6年度に無料で耐震診断を受けられる県の制度が終了いたしますが、その後の町の対応ということですが、プロジェクト「TOUKA I-O」については、計画年度が令和7年度となっており、令和7年度については補強工事の補助はありますが、無料診断の補助はございません。無料診断については今年度で終了となっております。

余談ではありますが、これまでの東伊豆町における耐震診断については、耐震診断を実施しても、耐震改修には結びつきにくい傾向がございました。これは耐震診断をして、その結果、自宅の耐震強度が足りない状況であったとしても、例えば跡継ぎもおらず、高齢化した世帯では、なかなか耐震改修の大きなコストをかけて自宅の耐震化を図らなかったのではないかという原因が今、考えられているところです。

一方で、阪神・淡路大震災や熊本地震及び能登半島地震では、家屋の崩壊が大きな課題となっております。それらを踏まえる形で、静岡県からは、その対策として、家屋の耐震化に加え、命を守る対策、具体的に言うと、住み替えとか防災ベッド、耐震シェルターを図る方向性も出されています。

補強工事や建て替えなど家屋を耐震化するには多額のコストがかかり、それが耐震化の進展を阻害していたというお話は先ほど述べました。これに比べ、今お話をした命を守る対策である対策というのは、比較的安価で対応ができることから、東伊豆町としては、そこに支援をさせていただき、この命を守る対策を積極的に推進していきたいと考えております。

静岡県から示されているスキームには、命を守る対策を受けるためには、耐震化と同様に耐震診断を受けて、耐震性がないことが要件としてうたわれておりますので、耐震診断の継続は必要だと受け止めております。

以上より、令和8年度以降の耐震診断についても、県も現在、協議を行っている段階で、現時点で方針がまだ決まっていない状況ですが、県の動向を注視しながら検討したいと考えております。

町としても、何らかのスキームを考えて、その推進を継続したいというふうに考えている

ということでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 御答弁ありがとうございました。

今、3回目になりますこの防災に対しての私の一般質問、去年は全般的なものから津波の対策を話させていただいて、今回は特に建物の倒壊によるものが非常に映像と、それからプレス等でも盛んに能登の数字が入ってきて、非常に気になったことで、また町長が建築の専門家でもあるということで、質問を絞らせていただきました。

一番この質問をすることになったきっかけは、公費解体が能登半島においてまだ依然に進捗率が悪くて、7月で4%、8月でまだ10%という数字が新聞等にも出されていました。2万8,000弱ぐらいの倒壊の数字の中で、申請件数が2万3,000ぐらいあるという新聞の記事がとても気になって、この公費解体が進まない理由が幾つかもある中で、やはり最初に考えなきゃならないのは、さっき言いました耐震化の話なんですけれども、静岡県と石川県は根本的に建築基準法に対する姿勢が違うのは皆さん御承知かと思うんですけれども、法改正あったときに、静岡県は建築基準法の中の地震地域係数というのが地域によって0.7から1.0まで示されていて、安全率は掛けなさいよになっているんですけれども、これを静岡県はもう既に1.2ということで、全国で一番厳しい基準で条例化して、なおかつ平成29年にはこれを義務づけしているということで、ましてや先ほどの「TOUKAI-0」の県の事業も、すぐ法改正の後に始まって、非常に長くやっている。これについては、やはり東海地震に対する静岡県の備えというのが非常に今、生きているのかなというふうに個人的には思っていますが、そんな中で、今話になりました残っている住民の方々、2点目に言いました緊急輸送ルート、静岡県が設定しました国道135号から中心地の災対本部があるこの役場までのルートを指定して、そこの沿線のある住宅を特定して耐震診断を行ったという中で、今、25戸のうち13がバツだよという話の中で、その耐震性がない13のうち、まだ12については耐震補強されてないというお話だったと思うんですけれども、基本的にこの閉塞する道路をやっぱり優先的に開けていくという静岡県のこの緊急輸送ルートの耐震化の推進という事業の中で、この12軒がまだという今、町長の御答弁だったんですけれども、これらについても、今後、昨日のいろいろお話がありましたけれども、ダイレクトメールや県からの促進だとか、そういうものを今後も続けていくというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 耐震改修については、なかなかハードルが高いという認識であります。

具体的に耐震診断を行ったとしても、それが進展しないということなので、ほかの手段でしっかり進めるということに対しては、積極的に働きかけていきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） そういたしますと、この県の緊急輸送ルートの沿線の指示に伴って、危険が伴う建物については、静岡県も東伊豆町も共同で認識しているという形でよろしいかと思うのですが、あと耐震化の推進という形で、東伊豆町が今年度出しています住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024というのを見させてもらったんですが、この中で、やはり今、町長の答弁であるように、令和4年度の実績としては、耐震の改修工事やられている戸数1戸、同じように令和5年度も1戸、耐震診断をされている方は、令和4年度には12戸、5年度には27戸というような形で、まだまだ診断はしていただきたいがというニーズはあるのかな。

少し詳しい方が御自分の家をいつ建てたかとか、どういうものというのは、中身を知っている方がいらっしゃるのでは、それはそれでなくても、自分の家は何年の家だよというのが分かっている方は、しなくても、耐震上よくないなというのは把握されている方もいらっしゃるかもしれません。

この目標の中に、今年の耐震診断が60戸、東伊豆町の目標で。耐震の工事を3戸という目標を掲げていますけれども、この60の耐震診断の目標値ですけれども、これが、先ほど言いましたこの「TOUKAI-0」が無料で耐震診断するのが今年で終わっちゃう。8年度に向けて、また今、検討を始めたという話ですけれども、この60戸をもし町の目標のとおりやられるとすると、ほぼほぼ耐震の診断はされていくのかなというような御判断をお持ちでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、60戸の目標値を達成できるかという話でよろしいですね。

ちょっと現状は担当課のほうから御説明をさせていただこうと思いますが、まずはやれるところをしっかりとやっていくということと、希望的観測ではないですね。一応考えの1つと

しては、それを継続してやるのが有効だという今、現時点で判断をしているので、そのあたりの考えも踏まえながら、なるべく耐震診断ということに対してはしっかりとやっていただきたいという施策を打っていきたいというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 耐震診断の本年度の60戸という形なんですけれども、一応「TOUKAI-0」も診断のほうが最終年度ということもありまして、今年度、通常よりも件数が多い形での予算を計上させていただきました。

あわせて、改修のほうも来年度までというところがありますもので、件数は通常よりも多く計上させていただいております。

それから、その60戸で全てがというか、全般的に終わるのかというお話ですけれども、実際、今現在、まだ耐震診断を行っていない56年以前の木造住宅というのは1,300戸くらいあるという状況になっておりますもので、今年度60戸の計上はしておりますけれども、まだまだ耐震診断もできていないという建物はあるという認識でおります。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

耐震診断をやっぱり続けていっていただきたいなというのは痛切にやっぱり思う話なんですけれども、今、静岡県でも、今年度取りあえず診断のほうは終了するという事で、伊豆新聞等使って、カラー版でかなり頻度が多くPRもされているようなんですけれども、これに付随して、やはり町のほうもこの60戸の目標を掲げて、何とか皆さんに持家の診断を無料のうちにどんどんしてくださいねというのは、もっともっと告知されてもいいのかなと私は思っ、今日一般質問の中に入れさせていただきました。

この町がつくったアクションプランと、それから緊急避難ルート、静岡県が示しているこの道路以外、やはり前回町内全域に配ってきました防災マップの中に東伊豆町の避難地、避難所一覧という項目がありまして、この中に一時避難地、広域避難地、広域避難所という明記の中で、それぞれ説明をつけて場所の明記がしてあります。

この最終的な広域避難所へ続くルートを考えた場合に、今、役場が防災拠点となる静岡県のこの緊急輸送ルートについては、優先してここをどんどん開けていくよという姿勢があって、そこを示されて、建物も調査したと思うんですけれども、この広域避難所が旧大川小学校、それから北川と片瀬のそれぞれ防災センター、それから熱小、熱中、それから稲小、稲

中、稲高という形で、こう明示されている。

いわゆる広域避難所というのは、長期にわたって、そこに住まいをなくした方々等々が長期にわたって避難をするところですから、私もテレビで何回か見たんですけれども、ここへの物資の供給ですね。それと、具合が悪いような方が出た場合の緊急車両のルートあたりも、先ほどの、話をしましたけれども、県は役場まで来るルートをもう積極的に開けますよ。ですから、今後、町はその示された広域避難所までの、例えば管理する町道ですね。例えば国道の135号から広域避難所の旧大川小学校までの間のルートに沿って建っている建物にそういった該当のものがあるのかなのか、そういったものが道路を閉塞することによって、追従で行く生活物資やいろいろなものの車両の通行の妨げにならないのか、こういう視点でもって、その辺の判断は、やはり抜本的な見直しをされるということです。この辺もちょっと項目に入れていただいて、今後の検討は必要なんじゃないかな。

先ほど言いました公費解体が進まない中のいろいろな原因の中で、報道等によりますと、所有者が分からないとか、どこに避難しているか分からないとかいう形なんですけれども、公費解体をするには、皆さんも御承知ですけれども、まずは罹災証明の発行、申請から始まって、その後、現地へ行ってその建物の状況を判定していくと。その中で、解体業者が入ってくるという中なんですけれども、今回町長にお願いしたいのは、その公費解体に伴う手続の中で、罹災証明の発行については、いろいろなところからいろいろな種類の方々、役所の方々応援に来て、手続等はしていくと思うんですけれども、その次の現場の視察というのが非常に時間を要していて、専門家が少ないという報道もありました。

ひも解いていくと、ここの町の中でも、そういうことがあった場合に、必要なのが、土地家屋調査士さんとか建築士さんをお願いをして、現地の判断をして、全壊から半壊、いろいろな算段をすると思うんですけれども、まずその判定をされますよね。判定をしてから、また壊して更地にするまでに非常に時間がかかる今の現状の制度なんですけれども、その間に、やはりそこが広域避難所へ向かうルートの途中であれば、非常にやっぱり支障を来すのかな。そうではなくて、事前にこの「T O K A I - 0」のシステムを利用して、専門家による町道の広域避難所近辺の危険な家屋を事前に把握していく。それ、必要じゃないかなと思うけれども、どうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 幾つか論点があったかもしれませんが、まず広域避難所に向かうアクセス道の安全を確保という話だと思いますが、実は今年の何月かな。今年になってか

らなんですけれども、今年度になってから、国土交通省の海岸室の室長に来ていただいて、要は海岸室なんで、津波関係とか、そういう災害を見ている方なんですけれども、東伊豆の幾つかのエリアを見て歩きました。

そのときに御指摘いただいた内容というのが、かなり家屋が密集しているところで、これだと、能登半島のことを考えると、避難ができなくなる可能性があるので、その安全確保は必要ですよという実はもう指摘はいただいております。

その中で、そのとき言われたのは、ある意味、道幅を広くするという案を出されたんですけれども、なかなかそれをやろうと思っても、除却していくというのは、地域の方が住んでいる家をなかなか広げるというのは難しいので、そのときに、先ほどあった津波シェルターですね。家屋を守るような、比較的安価で、命をまず守ろうというものがうまく使えないかなというアイデアとか、そういうことも含めて、これから検討を進めたいというふうに思っております。

それと、公費解体の話というのは、崩壊をしてからの話なので、ここもしっかりとその後の対応ということで議論しなければいけないんですけれども、まずは最初になるべく崩壊、壊れないような手だて、壊れたとしても通行できるような手だてというのをまず最初に考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 国交省の方の地域のあれについては、新聞報道等でも見させていただいて、非常に指摘がずばりと当たっているところで、特にD I D地区という形で、稲取辺りは全国で4つしかないなんて指定されたところなので、避難に関しては非常に困難な地域であるというのは以前から分かっていることで、非常にこれを表に出してもらったのはよかったなと思うんですけれども、今、私が特に大川小学校と北川の防災センターを考えたときに、役場が避難物資のハブになっていて、ここからいろいろなところへと配送されるような計画書になっていたと思うんですけれども、先ほども言いましたけれども、静岡県は自分たちが東伊豆の役場まで来るルートは積極的に開けていきますよということなんですけれども、これと同様に、やっぱり大川小学校の付近とか北川の防災センター付近を考えたときに、いろいろな医薬品も含めて、いろいろなものをそこへ持って行く車両のルートについては、さっきも言った町内の土地家屋調査士さんとか建築士さん、こういう方々に、もう事前にこの家

危ないよねとか、耐震があれだよって、建物のトリアージじゃないんですけれども、事前にそういうものを地区ごとに御協力を願って、仕事としてやっていただいて、それを町も把握して、もう一歩先にその所有者さんと町でお話をもう既にしていく。例えばですけれども、うちのこれが倒れていたら、もう同意書、判を押すから、事前の同意はしておきますよ。道路の通行に支障がある場合は、どうぞ優先的にここは開けてくださいねなんていう方向に持っていくような、この「T O K A I - 0」がなくなるということがあったものですから、そういう制度も、地域ごとに一つずつ、業務委託のような形で進めていかれないかなというふうに思って、今日お話をさせていただきました。

こういう考え方というのは、町長、どうなんですかね。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

能登半島地震から得られる教訓というのはたくさんあると思っていまして、そういう考えがあるので、今年の賀茂地域における職員研修というところに石川県の副知事をお招きをしたという経緯がございます。そこでもいろいろな教訓を得ることができたと思っておりますし、加えて東伊豆町の各職員を被災地に派遣をさせていただいておりまして、当然罹災証明の手伝いとかもしている職員がたくさんおります。そこで具体的な経験を積んでいただきながら、そのときの教訓をまたフィードバックしていただきたいという方針を立てておりますので、その集約というのはこれからだと思いますが、そういうことも含みながら、いろいろな制度設計というのを大川なら大川に落とし込んでいくという作業になるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

ぜひ抜本的な見直し、BCPも含めてされるという話を昨日からもいただいておりますけれども、私が昨年いただきました行財政運営と改革の基本方針2022の中の令和5年度に対する安全・安心の確保の中で、この中では「令和5年度までに防災体制の再点検を完了させ」という形で、庁舎や防災機能移転も含めた議論を議会や町民に広げていくという明記がありましたので、これらに含めまして、今後、昨日からいろいろ町長のほうで言われていますその見直しの作業も、工程をしっかりと、もちろん見直しじゃないですけれども、していただいて、今、昨日から言うような形の中の抜本的な見直しをそれぞれ示しいただいて、1つでも安心

な材料が皆さんに届けられるような形でしてくれればなと思いますので、以上で質問終了いたします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

今考えている様々なものの見直しというのは、しっかりとやらなければいけないという危機感の下にお話をさせていただいています。

そこに至るまでというのは、ここ何十年にもわたる行政があって、その積み重ねで今がありますので、そこも踏まえながら、しっかりこれから対応していきたいというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、人口減少問題の取り組みについてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 2問目、よろしくお願いします。

人口減少問題の取り組みについて。

現在、日本の人口は、2023年5月1日現在で約1億2,450万人で、ピーク時の2008年から15年間で358万人も人口が減少しました。

当町の実態を見ると、1980年に1万7,030人をピークに、今年の7月、2024年7月末には1万1,187人と、5,843人の減少でありました。本年の4月に人口戦略会議が発表した消滅可能性自治体744のうちの1つとして挙げられたことは衝撃的であり、記憶に新しいところがあります。

人口減少を食い止めるために、政府をはじめ、各都道府県、また全国の市町村で少子化対策、人口ビジョンを策定し、様々な対策を行っています。

当町の第2期人口ビジョン総合戦略では、町の目指す将来人口を2040年に6,762人、2060年に3,572人と目標を設定し、施策を展開していらっしゃいます。そこで、以下の点についてお伺いします。

1点目、当町の人口が減少していくことをどのように認識されていますか。また、人口減少時代をどのように乗り越えていくべきとお考えですか。

2点目、当町で取り組んでいる人口減少対策、少子化対策のうち、特に結婚・妊娠・出産・子育て支援や移住・定住に関する施策について、ここ数年の具体的な内容と成果はいかがですか。

3 点目、目標年の人口を達成するために現状の対策・施策で十分ですか。

4 点目、令和 4 年 3 月に策定の第 2 期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略を基に令和 6 年 3 月に策定の東伊豆まちづくり総合指針が策定されていると考えてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第 2 問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） 第 2 問の答弁を申し上げます。

当町の人口減少についての所感ということではありますが、令和 4 年 3 月に策定した人口ビジョンの将来人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所、俗に言う社人研の推計を準拠した推計パターンでは、2040年に6,286人、2060年に2,841人と推計されております。この人口減少のスピードは、国も何度か使用している表現を使うと、まさに災害級ということでありまして、災害級の人口減少が今、進展しているという認識を持っております。

新幹線も高速道路もない半島に位置する当町にとって、国全体の人口が減少傾向となっている中で、当町の人口も減っていくことはある程度仕方がない。なので、なるべく人口を減らさないような手だてという話と、減ったとしても成り立つような体制づくりというのを今やりましょうという話を、なのでしているということでもあります。

しかしながら、20年間で半減というこのスピードというのは、明らかに速過ぎであり、このスピードに町内のあらゆる社会システムが対応できないということを予想しております。実際、町内会活動、消防団、地域交通、労働力確保などで大変厳しい状況に既にもう陥り始めております。

また、人口戦略会議が発表した消滅可能性自治体から脱却できなかったことは非常に残念でなりません。

この消滅可能性自治体は、20歳から39歳の女性人口の、若年女性人口が減少する限り、出生数は低下することから、若年女性人口の将来動向に着目して分析したものであり、2014年に公表して、注目された分析の第 2 弾に当たります。

若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体と定義しておりまして、分析の結果、消滅可能性自治体は744自治体でした。2014年に分析した896自治体から比べると、少し改善が見られましたが、残念ながら当町は脱却できませんでした。

県内の消滅可能性自治体は、熱海市、下田市、伊豆市、東伊豆町、松崎町、西伊豆町、川

根本町に加え、新たに御前崎市と牧之原市が加わりました。一方で、伊東市、南伊豆町、小山町、森町は脱却をしております。

私は、町長就任以来、この人口減少問題には非常に危機感を持っており、取り組んでまいりました。先ほどお話しした人口を減らさない。減っても耐え得るまちづくりをだから進めてきたということでございます。

令和6年3月に策定した東伊豆町まちづくり総合指針にも、人口減少問題への対応は反映させています。

この総合指針は、「緩和」、「適応」、「全員参加」という3つのコンセプトが設定されております。

まず、「緩和」では、ベビーファーストや移住・定住で急激な人口減少を穏やかにしていくというものです。

また、「適応」では、コンパクトシティを目指し、人口が減っても耐え得るまちづくりを進めていきます。

最後に、「全員参加」では、ライドシェア「ノッカル」のように、課題に全員で取り組み、町民の幸福度を向上させてまいります。

以上のようなコンセプトでまちづくりを進め、この人口減少時代を乗り越えていきたいというふうに考えております。

続きまして、結婚、特にですね、その対策、人口減少対策の中で、特に結婚・妊娠・出産・子育て支援等に関わる内容はいかがかという話ではありますが、結婚・妊娠・出産・子育て支援においては、具体的なサポート事業と補助金助成を主とする経済的支援を行っております。

まず、サポート事業としては、保健福祉センター内に子育て世代包括支援センターを開設したことで、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、総合的相談支援を提供することができるようになりました。特に、産前・産後サポートとして、助産師による電話相談等は大変好評をいただいております。

また、子育て中の保護者が就労時に子供を一時的に預けられる環境を整備することを目的に、小学校1年生から6年生までを対象とした放課後児童クラブを稲取、熱川の各小学校に開設しています。

そのほか、子育て支援としては、子育てに関する悩みや不安を解消させることを目的に、稲取保育園を子育て支援センターと、就園していない児童同士、保護者同士が交流する環境

を整備しています。これにより、効果的な子育て支援の場となるよう、協力体制を構築することが可能となっております。

ほかにも子育て支援助成事業を行っており、子ども未来支援事業として、不妊・不育症治療助成を行っております。

出産によって親の経済的負担の軽減を図るとともに、本町の活性化と福祉の増進につなげることを目的として、子供の人数に応じて5万円から30万円を出産後に支給する子宝祝金制度を支給しています。

また、子育て用具購入費助成事業も、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、若い世代が定住し、子供を安心して産み育てる環境を整備することを目的として、チャイルドシートまたはベビーカーを購入した世帯に対し、費用の一部を助成しています。

医療費補助関係では、出生日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供に対し、医療費の診療分を無償化しています。

そのほか、新婚世帯に住居費や引っ越し費用、リフォーム費用を補助する結婚新生活支援補助金やおむつ定期便、災害備蓄用液体ミルクの配布なども行っております。

また、施設面では、公園の遊具や雨でも遊べる施設の要望がとて多い中で、旧稲取幼稚園、このたび「よりみち135」という名称になりましたが、その改修に向け、現在、設計の準備を進めているところです。

子育てに疲れた若いお母様方に少しゆっくりしていただくというコンセプトもあり、今後、公園の遊具を増やしていくとともに、「よりみち135」の施設の整備を進めていきます。

続きまして、移住・定住推進に関する施策については、お試し居住事業では、移住を検討する方の生活への不安を解消し、本町の移住促進を図ることを目的に実施しています。

また、首都圏で開催される移住相談会等に出展したり、移住相談に対するワンストップ窓口を設置するなど、当町への移住促進を図ることを目的として、総合パンフレットを活用して、当町での暮らしの魅力、仕事及び住まいの情報を提供する移住者サポート事業を実施しています。

昨年度から保育園留学を実施し、子供には自然豊かな環境でたくさんの体験を、親には町内のワーケーション施設等を活用しながらリモートワークをしたり、自身を見詰め直す機会を提供することで、子育てのしやすい町として、首都圏等から子育て世帯の移住・定住を促進しています。

地域おこし協力隊受入れ事業も、任期満了後、当町への定住を目的としており、実際にこ

れまでの隊員も定住したり、関係人口として活躍していただいております。

そのほか、東伊豆町若者定住促進住宅取得補助金や東伊豆町移住就業支援金などの経済的支援も行っております。

成果については、出生数では、コロナ禍で約半減した出生数がまだ回復できずにいます。合計特殊出生率も、前回発表の1.42から0.2ポイント減少し、1.22となり、県平均1.33や全国平均1.26を下回っております。

いずれにせよ、人口減少や出生数、人口社会増減は、子育て支援策や移住・定住策だけで決まるものではなく、住む場所、働く場所の確保、通院、通学、買物のしやすさ、教育、交通、つまり住みやすい町に人が集まると言えますので、今後も人口減少問題を最重要課題として位置づけ、住みよい幸福度の高いまちづくりを進めていく考えです。

そして、3番目ではありますが、目標年の人口を達成するために、現在の現状の対策、施策で十分かという質問ですが、現状の対策、施策で十分かというと、これは100%全てが大丈夫かというと、それは十分とは言えないところが多々あると思っております。

当町が策定した人口ビジョンは、2015年を基準とし、国勢調査人口、国立社会保障・人口問題研究所が推計したデータを基に計画しております。

この基準である2015年から5年経過した2020年の国勢調査人口は、5年前より減少していますが、目標より147人多く推移しております。

目標との比較について、内訳を見ますと、14歳以下の年少人口が101人減、15歳以上64歳以下の生産年齢人口がプラス128人、65歳以上の老年人口がプラス120人となっています。生産年齢人口と老年人口は目標を上回っていますが、年少人口が下回っています。年少人口対象者は、将来の親になるため、現在はよいが、将来の人口減少を加速化してしまうと危惧しております。これは2点目でお答えした出生数や合計特殊出生率の低迷にも反映されていると言えます。

これまで様々な結婚・妊娠・出産・子育て支援や移住・定住推進の施策を行ってきました。一定の成果を出しているものの、さらに人口減少対策を進めなくてはなりません。

先ほど触れました出生率向上の鍵を握る20代から30代の女性の数に着目した効果的な施策をさらに加速化し、出生数を増やすために、親世代の人口を増やすことと出生率を増やす施策、つまり若い親世代に選ばれるまちづくりを行い、当町で子供を産みたい、育てたいと思っただけのまちづくりも進めてまいります。

そのほか、当町の特徴である未婚率や離職率の高さ、当町に若者の働きたい職場が少ない、

住む場所が少ないといった様々な課題も克服していく所存でございます。

最後に、第2期のまち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略と今年の3月策定いたしました東伊豆町のまちづくり総合指針に関する質問であります。

第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略を基に、東伊豆町まちづくり総合指針が策定されているわけではありません。そこは誤解だと思います。

総合指針は、総合計画に代わる指針であり、当町の中では最上位クラスの計画となります。コロナ禍で総合計画、総合指針の策定が延期されたので、少し分かりにくくなっているかと思いますが、今年の3月に総合指針を策定しましたので、現在、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の見直し作業に入っています。

今後、議会の皆様の意見を反映するため、ある程度固まった変更可能な時期にお示ししますので、その際は御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 御丁寧な説明、ありがとうございました。

具体的な数字もいただいて、これご覧になっている方々は、町がこれだけのことをやって人口減少対策をやっているなと改めて認識されていると思うんですけども、もともとが2014年でしたかね。安倍政権の下で出された地域創生というのがスタートじゃなかったかなと思うんですけども、今言われていました具体的な施策をたくさん、職員の皆さんがいろいろここを検討されて、町の制度として、お答えいただいてあれなんですけれども、ホームページと、あとはほかのウェブサイトで移住・定住のところのページを開いていくと、東伊豆町という形の中で、いろいろな、子育てもそうなんですけれども、移住・定住施策もたくさん出てきています。

今さらこうやって町長に質問させてもらったのは、やはり町長がいろいろなところで人口減少は避けられないと。抜本的な対策はないよと。でも、緩やかな角度にしたいとか、目標年度の人口に対して対応できる町にしないといけないというのを盛んにいろいろなところでお話しなさっていますので、そういった意味でも、なかなかこういうホームページまで見て、町の人口減少対策を見られない方々に対しても、こうやって町が存続可能なために、公共交通だけではないんだよという形を一回オープンにしたかったなというのが私の今回の意図なんですけれども、もう一つは、今言われた100%はないこの対策、施策というのの中で、

先ほども言いましたけれども、いろいろなサイトを見ていくと、ほとんどやはり経済的な支援で、すごいところになると、20年ぐらい住むと家とか土地とか頂けるような自治体があったり、非常にその辺の、ちょっとこれ、指摘なんですけれども、サービス合戦がすごくなっているのかなという中で、総務省の人口のグラフを見ていきますと、東伊豆町もそうなんですけれども、先細りしている、人口が減っていく、こういう下が細くなっていくグラフを見ていくと、こういったものの人口を全国で何か取り合っているような、そんな印象にもなって、ちょっとそれと違う認識で、やっぱり東伊豆町を選んでいただきたいなというのがあります。

その中で、さっき町長のほうも言いましたけれども、独特な町の、子育てをしながらワーケーションをするとか、そういう特色のあるものが非常に多く出てきている中で、もう少しこのお金だけでなく、東伊豆町を選んでもらえるような、そういった施策を、全国で少ない人口をみんなお金を出して取り合っている状況の中では、ちょっとその辺がもう少し何とかならないかなと私は思ったんですけれども、そういう考えは町長、どうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） どの分野でもそうなんですけれども、安売り合戦みたいにはなっている。昨日の答弁でももしかしたら少し触れましたけれども、そこの中で、同じ土俵で規模の小さな自治体が戦うとなると、圧倒的に経済規模でなかなか勝てないというところがあるので、お金、そういう努力も多少は必要だと思いますが、そこだけではなくて、保育園留学のように、この地域の魅力をしっかり生かしながら、向こうのニーズをしっかりとキャッチアップした施策というのがこれから重要になってくるのかなというふうに思っておりますので、引き続き役場としても、町としても、それは発案をして、アイデアを出し合いながら、効果的なものを探っていきたいと思いますし、ぜひ議会の皆様方からもすばらしい御提案をいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 前向きな御回答ありがとうございました。

この中で、1つ検討していただきたいのは、もう既にそうやっていろいろな中で東伊豆町の魅力を発信していこう、なぜ選ばれるのがどういうふうにしたらいいのかなというのを、今年からたしか地域おこし協力隊の会議の中にも町長が参加されて、皆さんといろいろな会議

をされているという中で、彼らはもう既に東伊豆町を選択された方々ですので、そういうところからの意見なんかも非常に重要じゃないのかな。住んでいる我々よりも東伊豆が見えているんじゃないかなと思うんですけれども、そういう方々の意見というか、そういうのもぜひ参考にしていただいて、東伊豆町が選ばれるような、お金のばらまきではなくて、施策として選ばれるようなものをもっともっと磨いていただきたいと思うのが1つと、最後ですけども、Uターン者、Uターンの方に対する助成というのが町はちょっとないのかな。

例えば、1次産業の方でも、そろそろ帰ってきて、家の農業を、施設栽培を継ごうかなといった考えの方々に対しては、ちょっといろいろ調べたんですけれども、国の制度としてはいろいろ、新規就農者ほどはないんですけれども、ある中で、農協が施設を造ると補助するとかってある中で、それよりも先に人が帰ってきてくれる。このまちづくりの中にもありましたけれども、郷土愛を持って戻ってきてくれる若者に対して、町としては何かしらの支援といたしますか、応援と言いますか、そういう形も少し考えていただければなと思って、今回の質問も、これもその中で考えたんですけれども、Uターンの方々が戻ってきたい、戻ってくる方々に対しての支援というのは、町長、どのように考えますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

Uターンしたいと思っている方々への助成ということでございますが、その前の御意見の中で、サービス合戦に陥らないという話をいただきましたので、このUターン者に対する支援についても、これはサービス合戦にしないほうがいいと思いますので、なので昨日の答弁でもお話をしました。30歳というお話をさせていただきましたけれども、一度出た方々が戻りやすいような環境づくりを、きっかけとして30歳ということが挙がっていると思いますので、そういうことを生かしながら、気持ちと気持ちをつなげるような施策をこれからも考えていきたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

町内には既に奨学金制度をつくった会社があつて、地元の方々がその会社が指定する学校へ行って、資格を取って、戻ってきて、自分の会社に入ってきてくれば、返却不要な奨学金制度をつくった会社もあります。そうやって若者を何とか町に戻そう、郷土愛を育もうという形は、もう既に町の中にも、一般企業の中にもそういった芽があるもんですから、そう

いった形も含めまして、これは最後をお願いになりますけれども、今言ったように、Ｕターンの方にも何か戻ってくるきっかけになるような、そんなものがこれから考えていただければなと思っております。

これで私の質問を終了させていただきます。

○議長（笠井政明君） 以上で鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、午後１時まで休憩とします。

休憩 午前１１時４０分

再開 午後 １時００分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◎日程第２ 議案第３１号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第２ 議案第３１号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第３１号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

これまで特別職の職員で常勤の者の給料等のうち、通勤手当に関する条件等が同条例に規定されておりませんでしたので、今回、東伊豆町職員の給与に関する条例を準用して、通勤手当の額を算出できるよう条文の整備を図るものです。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長(福岡俊裕君) それでは、ただいま提案されました議案第31号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

ただいま町長が申し上げました特別職の職員で常勤の者の通勤手当については、同条例に条件等が規定されておらず、支給できない状況でございました。このため、一般職の職員に支給されている通勤手当の例に倣い、同手当を支給できるよう条文を整備するものです。

お手元の新旧対照表を御覧ください。

第1条、目的中「給料」の次に「、通勤手当」を加え、第2条、給料中、数字の表記を改めます。

次に、現行の第3条を次のように改めます。

(通勤手当)

第3条 町長等の通勤手当の額は、東伊豆町職員の給与に関する条例(昭和40年東伊豆町条例第12号)第10条の規定を準用して算出された額とする。

第4条第2項中「箇月」を「か月」に改めます。

第5条中「東伊豆町職員の旅費に関する条例」を「東伊豆町職員の旅費に関する条例(昭和43年東伊豆町条例第16号)」に改めます。

附則として、この条例は、令和6年10月1日から施行するというもので、以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第31号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第32号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第3 議案第32号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第32号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険法に基づく罰則規定の一部が削除されることから、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 山田義則君登壇）

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第32号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容につきましては、資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが、3ページの議案資料を御覧ください。

背景としましては、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国における国民健康保険法に基づく罰則規定の一部が削除されることになったため、東伊豆町国民健康保険条例についても同様に改正を行います。

次に、改正の内容についてですが、東伊豆町国民健康保険条例第13条中「又は同条第3項及び第4項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削除し、国民健康保険法の改正に合わせた条文の整理を行うとともに、第6条、第7条、第13条、第14条中の金額の表記についても改めます。

附則として、施行期日については、この条例は、令和6年12月2日から施行します。

経過措置として、第２項、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第32号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第３３号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第４ 議案第33号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第33号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和6年度介護保険制度の改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正省令が公布されたため、町の条例で定めた基準を改正すべく、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 山田義則君登壇）

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第33号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、128ページの議案資料を御覧ください。

背景としましては、令和6年度介護報酬改定にて地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保が掲げられ、これにより厚生労働大臣が定める省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されました。この改正に伴い、当町における各地域密着型介護保険サービスの運営基準についても、同様に所要の改正を行うものです。

根拠法令ですが、国の基準省令である厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」によります。

次に、改正内容につきましては、地域密着型サービスの各事業の運営基準について、令和9年3月31日までの経過措置に関する事項の追加、介護報酬に係る加算事項に対する施設運営上の基準を改正します。

この条例は、129ページから131ページに記載されている9つの介護サービス、地域密着型サービスについて規定されており、それぞれ基本方針、人員、設備、運営に関する基準が厚生労働省令により変更されたことから、その基準内容を町の条例に反映させるものです。

改正後の条例については、第1章の総則から第10章の雑則まで、第1条から203条までの条立てとなります。

127ページを御覧ください。

附則として、施行期日は、第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

身体的拘束等の適正化に係る経過措置として、第2項、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における改正後の第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるように努めなければ」といたします。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置として、第3項、施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の第106条の2（改正後の第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第106条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」といたします。

協力医療機関との連携に関する経過措置として、第4項、施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の第172条第1項（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「おこななければ」とあるのは、「おくよう努めなければ」といたします。

以上、簡単ではございますが、概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） すみません、附則の第3のこの利用者の安全及び介護の質の確保及び職員の負担軽減に資する対策を検討するための委員会の設置に対する経過措置の部分なんですけれども、これは条例ですから、町としてそういう委員会を設置するということになると思うんですけれども、町としては、具体的にこの辺の検討委員会というのはいつ頃設置をするというお考えでいますでしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） この委員会なんですけれども、これは町ではなく、これは事業所、このサービスを行う事業所の中でこういう委員会を置かなければならないということになりますので、町のほうで設置とするようなものではございませんので、御承知ください。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうしますと、これ、全体的な問題があるんですけども、そういう各事業所の取組というのは、町としては集約して、把握されるということと理解してよろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） この様々なサービス事業につきましては、やはり包括支援センターのほうで指導、監督、それで2年に1回事業所に入って検査等も行いますので、そういう形の中で適正に指導を図って行って、サービスのこういう内容の徹底をさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第33号 東伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第34号 東伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第5 議案第34号 東伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの

事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第34号 東伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和6年度介護保険制度の改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正省令が公布されたため、町の条例で定めた基準を改正すべく、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

(健康づくり課長 山田義則君登壇)

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第34号 東伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、49ページの議案資料を御覧ください。

背景としましては、令和6年度介護報酬改定により、介護予防に係る自立支援や良質な介護サービスの効率的、効果的な提供について、厚生労働大臣の定める地域密着型介護保険サービスの運営基準を基に、介護保険法第115条の13第1項及び第2項の規定に基づいた地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準も改正されました。この改正に伴い、当町における地域密着型介護予防サービスにおける基準についても、所要の改正を行うものです。

根拠法令ですが、国の基準省令である厚生労働省令「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」によります。

次に、改正内容につきましては、地域密着型サービスの運営基準の改正に伴い、地域密着型介護予防サービスにおいても、令和9年3月31日までの経過措置に関する事項の追加、介護報酬に関する施設運営上の基準、介護予防に関する支援の方法についての基準を改正します。

この条例は、50ページに記載されている3つの介護サービス、地域密着型介護予防サービスについて規定されており、それぞれ基本方針、人員、設備、運営に関する基準が厚生労働省令により変更されたことから、その基準内容を町の条例に反映させるものです。

改正後の条例については、第1章の総則から第5章の雑則まで、第1条から第91条までの条立てとなります。

48ページを御覧ください。

附則として、施行期日は、第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

身体的拘束等の適正化に係る経過措置として、第2項、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における改正後の第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」といたします。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置として、第3項、施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の第63条の2（改正後の第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第63条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第34号 東伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第35号 東伊豆町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第6 議案第35号 東伊豆町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第35号 東伊豆町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、厚生労働大臣が定める東伊豆町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等の改正を踏まえ、基本方針を改正するほか、所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 山田義則君登壇）

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第35号 東伊豆町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、概要

を説明させていただきます。

恐れ入りますが、3ページの議案資料を御覧ください。

改正する内容につきましては、1つ目として、厚生労働省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の追加により、条例についても同様に追加するものです。

厚生労働省令で追加された項目につきましては、基本方針、第1条の2第5項及び第6項であり、この2つの項を町の条例の第4条中にそのまま5項、6項として加えます。

2つ目として、町独自の運営基準に変更し、条例に追加するものになります。

厚生労働省令では、記録の整備については、その完結の日から2年としていますが、条例では、指定居宅介護支援台帳等の保存期間を5年とし、第5条中に第2項として加えます。これにつきましては、地方自治法236条第1項、金銭、債権の消滅時効が5年と定められており、介護給付費の返還請求権の時効に係る台帳の保存年限もこれに合わせる必要から、独自の基準として、文書の保存期間を5年といたします。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の東伊豆町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から施行することといたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第35号 東伊豆町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第36号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第7 議案第36号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第36号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例の改正につきましては、消防団員の定員の改正、消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金掛金の整合性を図るため、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

（防災課長 鈴木尚和君登壇）

○防災課長（鈴木尚和君） ただいま提案されました議案第36号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

現在の条例では、機能別団員が定員の中に含まれていないため、公務災害補償の対象が「民間協力者」という形となり、適切な補償が受けられない状態となっております。

適切な補償とは、消防団員等公務災害補償に機能別団員が訓練等に参加し、負傷等したときに「民間協力者」となるため、福祉事業の外科後措置、補装具の購入、リハビリテーション、アフターケア、援護金や給付金など18項目の補償を受けることができないことになるため、条例を改正するものです。

また、定員を明確化することにより、消防団員等公務災害補償、消防団員退職報償金掛金の整合性を図るため、東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものです。

新旧対照表を御覧ください。

東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（令和2年東伊豆町条例第2

号)の一部を次のように改正します。

第2条中「消防団」を「団員」に、「基本団員280人」を「300人(内、機能別団員95人)」に改め、同条に次の2項を加えます。

第2項、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令346号。以下「政令」という。)第4条第1項第1号の規定に基づき、消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算出するために用いる条例定員は前項の団員の定員とする。

第3項、政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算出するために用いる条例定員は、第1項の団員の定員から当該定数のうち機能別団員である95人を控除した数とします。

附則、この条例は、令和6年10月1日から施行します。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第36号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第37号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算(第6号)

○議長(笠井政明君) 日程第8 議案第37号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第37号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に3億2,134万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を65億8,064万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、定額減税実施により町税の減収が見込まれるため、町税予算を減額する一方、定額減税減収分を補うため、国から交付される特例交付金、前年度繰越金、普通交付税がそれぞれ確定したため、予算を増額措置しております。

次に、歳出の主な内容ですが、役場や保健福祉センター、道路などの公共施設の修繕料の増額、ワーキングホリデー支援補助金、子ども医療費、扶助費、町観光協会補助金の予算などを増額しました。

また、上野墓園への仮設トイレの設置、プレミアム商品券の発行、感震ブレーカー設置費用に対する補助金などの予算を新規で計上しました。

必要な財源配分を行った後、財政調整基金の取崩し額を減額するなどして予算の調製をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第37号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について、概要を説明いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,134万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,064万6,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

1款町税、1項町民税、1目個人、補正前の額から4,189万1,000円を減額し、3億7,344万8,000円といたします。

1節現年課税分、細節1個人町民税普通徴収現年課税分1,563万4,000円の減及び細節2個人町民税特別徴収現年課税分2,625万7,000円の減につきましては、国の定額減税実施により個人町民税の減収が見込まれるため、その減収分を調整するものでございます。

10款地方特例交付金、1項1目減収補てん特例交付金、補正前の額に2,060万2,000円を追加し、4,562万5,000円といたします。

1節細節1減収補てん特例交付金2,060万2,000円の増につきましては、住宅ローン減税に対する減収補てん特例交付金及び定額減税に対する減収補てん特例交付金の交付額がそれぞれ確定したことによる予算の増額措置であります。

11款1項1目地方交付税、補正前の額に1億2,617万7,000円を追加し、15億9,617万7,000円といたします。

1節地方交付税、細節1普通交付税1億2,617万7,000円の増につきましては、交付額の確定に伴う増額分の予算措置であります。

9ページ、10ページを御覧願います。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、補正前の額に791万円を追加し、791万円といたします。

1節細節1介護保険特別会計繰入金791万円の増につきましては、介護保険特別会計での過年度分返還金発生に伴う予算の増額措置であります。

11ページ、12ページを御覧願います。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目ふるさと納税基金繰入金、補正前の額に874万8,000円を追加し、2億5,110万4,000円といたします。

1節細節1ふるさと納税基金繰入金874万8,000円の増につきましては、歳出で計上したワーキングホリデー支援補助金と創業支援補助金の財源にふるさと納税を充当するため、ふるさと納税基金を取り崩し、一般会計に繰り入れるものであります。

3目財政調整基金繰入金、補正前の額から1億1,594万7,000円を減額し、8,071万円といたします。

1 節細節 1 財政調整基金繰入金 1 億1,594万7,000円の減につきましては、今回の補正予算に係る財源調整額を財政調整基金へ戻入れ処理するものでございます。

20款 1 項 1 目繰越金、補正前の金額に 3 億1,030万円を追加し、4 億8,030万円といたします。

1 節繰越金、細節 1 前年度繰越金 3 億1,030万円の増につきましては、前年度の決算剰余金を全額前年度繰越金の歳入として措置するものであります。

21款諸収入、4 項雑入、1 目過年度収入、補正前の金額に439万円を追加し、439万2,000円といたします。

1 節民生費過年度収入、細節 1 後期高齢者事務費負担金過年度返還金306万8,000円の増につきましては、前年度の事務確定により、負担金が返還されるものでございます。

15ページ、16ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算では、4 月に行われた職員の人事異動を反映した人件費に関わる予算の調整を事業番号90の人件費事業で行っております。

なお、人件費事業に係る予算の補正額は、合計で79万2,000円の増額となります。

続きまして、事業番号90人件費事業以外の主な歳出補正予算の内容を説明させていただきます。

19ページ、20ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、17目財政調整基金費、補正前の額に 2 億4,015万1,000円を追加し、2 億4,015万1,000円といたします。

事業コード 1 財政調整基金管理事業、24節積立金、細節 1 基金積立金 2 億4,015万1,000円の増につきましては、令和 5 年度の決算剰余金のうち 2 分の 1 を下らない金額を地方財政法第 7 条の規定により積み立てるものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高は18億3,642万円となります。

25ページ、26ページを御覧願います。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正前の金額に884万6,000円を追加し、2 億3,567万1,000円といたします。

事業コード 7 子ども医療費助成事業、19節扶助費、細節 1 子ども医療費扶助費700万円の増につきましては、例年に比べ入院した児童に対する医療費が増加し、当初予算で想定した金額を上回ることが見込まれるため、増額するものであります。

33ページ、34ページを御覧願います。

6 款 1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の額に1,613万5,000円を追加し、5,747万円といたします。

事業コード1 商工振興事業、12節委託料、細節2 プレミアム商品券発行事業業務委託料820万円の増につきましては、町商工会からの要望で、プレミアム率20%の商品券を発行するに当たり、プレミアム分の費用事業に係る事務費及びふるさと抽選会の費用を計上しています。

18節負担金補助及び交付金、細節5 創業支援補助金700万円の増につきましては、創業予定の申請者7名分の補助金を計上しております。

なお、700万円の補正予算の財源として、ふるさと納税を活用させていただきます。

37ページ、38ページを御覧願います。

7 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費、補正前の額に259万1,000円を追加し、473万8,000円といたします。

事業コード1 町営住宅維持管理事業、10節需用費、細節5 修繕料259万1,000円の増につきましては、町営住宅に現在設置してある住宅用火災報知器の取替え及び追加設置のための費用と、熱川町営住宅B棟の雨漏り対策として建物外壁の塗装を行う費用を計上しております。

41ページ、42ページを御覧願います。

9 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食費、補正前の額に349万6,000円を追加し、7,335万6,000円といたします。

事業コード1 学校給食センター事業、18節負担金補助及び交付金、細節6 学校給食食材費等負担金350万円の増につきましては、学校給食で使用する食材費の物価高騰に対応するため、学校給食会計に対して一般会計から補助するための予算を増額しております。

恐れ入りますが、4 ページへお戻りください。

第2 表地方債補正であります。臨時財政対策債の借入れ限度額を、補正前の額1,500万円から19万6,000円増額し、1,519万6,000円といたします。

5 ページ、6 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額62億5,929万8,000円に3 億2,134万8,000円を追加いたしまして、65億8,064万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額62億5,929万8,000円に3 億2,134万8,000円を追加いたしま

して、65億8,064万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が85万5,000円の増、その他財源が875万6,000円の増、一般財源を3億1,173万7,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 町長にちょっと考え方を再度お伺いをしたいと思います。

ページの34ページ、商工会に対するプレミアム商品券の関係なんですけれども、過日の議案等説明会の中でもちょっとそこを触れさせていただいたんですけれども、今回20%ということで実施をする予定だと思うんですけれども、限りある財源というか、厳しい財政状況の中で、あるいは今まで実施をして、効果性もこの数字で効果があったということの中から、20%ということだったと思うんですけれども、先ほどの一般質問の中でも10番議員からもちょっとその辺が出たんですけれども、9月から物価値上げの項目が1,000項目以上ということで、電気代も皆さんも驚いていますし、燃料費等もやっぱりすごい高止まりをしている中で、この数字で町長は十分効果が出るというふうにお思いですか。そこをお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） この数字については、一方的に決めたというよりも、現場サイドからの要望も伺いながら決めさせていただきました。

商工会に対する支援というのは、ここだけではなくて、多角的に行わせていただいておりますので、当面はこれで大丈夫かと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 議案等説明会のときにそういう説明を受けて、ある程度納得はしたんですけれども、その後のちょっと新聞記事を見て、あれっていうふうに思ったのは、河津町が50%のプレミアムの実施をしたという記事を見て、あれ、うちの町できなかったかなというふうな思いで質問をさせていただきました。

町長は町は町だよ、よそはよそだよという考え方を常に示していますので、東伊豆町はこれで行くということだとは思いますが、その辺、何か感じるものがあったら、ちょっとお願いできますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 町ごとで打っている施策は違いますので、プレミアム感がうちは20%で河津が50ということなんです、50が正解かどうかというのは、いろいろな条件で変わってくるのかなと思います。

ただし、今回の議会で中小企業・小規模事業者のお話も出ましたので、そのあたりは施策的に支援策足りない場合は、しっかりに対応していきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） すみません、小さい金額のところの話なんです、説明会のときには質問ができなかった、この場を借りてお願いします。

26ページの民生費の14節工事請負費の中の児童遊園の事業ということで、お塚児童遊園内外支障木の伐採ということで計上されていますけれども、9月の補正とした理由と、これ、工事請負費になっていますので、ちょっと事業の内容をもう一度説明を教えてください。

それから、34ページの商工費の関係ですけれども、地域観光振興対象事業ということで、まずはほし★そらシネマさんのイベントに台湾の獅子舞を呼ぶということで、その謝礼と施設の借上料の38万5,000円を計上していますけれども、これがいわゆる九份の明かりを灯す熱川のというのそのまのつながりというか、台湾との交流となっていくのかという説明をいただきたいです。

それから、もう一つ、この中の旅費ですね。台湾の国際フォーラムと田中マラソンというんですかね。これらについて参加するためのもろもろの費用が補正されていますけれども、これらについてももう一度、観光協会の旅費まで補正となっていますので、これらに参加するメリットも含めた理由をお示しをいただきたいと思います。

それから、40ページの教育費のところですが、学校管理費の管理用品備品、稲小のAEDの耐用年数が切れるという話ですけれども、教育委員会の所管で、今、AEDは何台抱えていて、どういう管理をされているのかをお願いします。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいまの御質問の一番初めにありました児童遊園内支障木伐採工事の関係ですけれども、これ、場所はお塚の児童公園になります。主には桜の木になりますが、公園内外の樹木がかなり、枝がかなり近隣に迷惑をかけているということで、それでこの補正で緊急に対応したいということで計上させていただきました。主な内容は、そ

の樹木の伐採ということになっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） それでは、観光産業課関係の補正について説明させていただきます。

補正の説明があらうかと思ひまして、ちょっとまとめてきましたので、もし抜けていましたら、読み上げる形になってしまいますので、お願いいたします。

まず、ほし★そらシネマの獅子舞をという形なんですけれども、ほし★そらシネマを運営する団体というのが、今まで年1回ほどのペースで町の活性化のために子供たちに喜んでもらおうというようなイベントをいろいろ開催してきてくれていました。昨年度までは企画調整課が持っている提案型まちづくり補助金というのを活用しまして活動しておりましたが、3回までの限度があるということで、今年度については、自己資金で熱川温泉を盛り上げるというイベントを計画を進めていております。

今年度のテーマとしまして、台湾をテーマに開催していただけるということで、町長を含め、町とも話合いを行ってきたところでございますが、ほし★そらシネマの方々からも、台湾の獅子舞、一度点灯式のときにやっていただいたんですけれども、物すごい好評だったものですから、ぜひお招きできないかなという相談を受けておりました。

台湾の獅子舞は、こちらの点灯式にお招きしたといういきさつなんですけれども、町と台北中日経済文化代表処の横浜支所の所長様との町長との交流もありましたので実現したもので、獅子舞のメンバーというのは、全国どこでも行ってやってくれるというわけでもなかなかなくて、特別なときにしか行けないという条件がまずございました。その事情がありまして、熱川温泉の活性化のために開催してくれるイベントですので、今回、なかなか民間からお願いしても来てくれないだろうから、町から正式にお願いして、町でお金を応援できればなということで御用意したという形です。

あと、台湾に出向くような旅費の関係なんですけれども、まずキンメ馬拉ソンのときに、台湾の田中馬拉ソンの関係の方々からいろいろ御支援をいただいたことがあります。こちらにつきましても、先ほど申しました横浜事務所の所長様の厚意がございまして、所長さんもキンメ馬拉ソンに参加していただいたんですけれども、いろいろ台湾の田中馬拉ソンという結構な大きい大会、1万数千人参加する大会なんですけれども、そちらからの参加券なども頂いております。

それにプラスしまして、台湾ブースも設けていただいたり、景品もいろいろな台湾関連企業の方からも頂きました。

そういうお礼も兼ねまして、台湾の田中マラソンにこちらの参加券、キンメマラソンの参加券もお持ちして、ノベルティの配布なども含めて応援に行きたいなというのと、恩義にお応えするためにも、そちらでの相手側との交流も含めて、また話合いを持ちたいということで、今後の交流にもつながるということを期待しまして、出向く計画を立てております。

もう一つ、台湾の商店街国際フォーラムというのがございますので、そちらにも参加する予定を立てておりますけれども、こちらは商店街ということですが、会場が北投温泉というところ、台北の近くにあるんですが、そちらで開催されるフォーラムでございますので、同じ温泉地ということで、東伊豆町のアピールもしてきまして、商店街の今、町で取り組んでいる、商店街というか、熱川温泉の活性化策なども紹介させていただいて、台湾の方々に東伊豆町をもっと知ってもらおうということと、そちらの温泉街との交流も盛んになればいいなという期待も込めまして、売り込んでまいります。

補足ですけれども、その横浜の関係者の方々から、台北の動物園との交流もいかがかなというようにお話もいただいておりますので、可能であれば、アニマルキングダムや熱川バナナワニ園との交流もお話できればなんていう形で考えております。

最後に、施設の借上料ですけれども、こちらはほし★そらシネマが台湾のテーマでやっていただけるということですので、そちらにまた台湾の関係者の方をお招きして、施設を借り上げて実施したいなと思っております。そんな流れで補正をお願いしました。

以上です。

○議長（笠井政明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） それでは、学校管理の管理用備品、AEDの関係ですが、けれども、現在、幼稚園から中学校まで各学校それぞれ本舎のほうに1台ずつ、それから体育館にもございますけれども、学校側で管理しているものが、本舎のほうの、本校分のAEDそれぞれでございます。

設置年数がそれぞればらばらなものですから、今回、稲取小学校につきましては、10月いっぱいまで耐用年数が切れるということが分かりまして、補正を上げさせていただいたというように形となっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 観光課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） すみません、今回の補正に直接関係ないので、お話ししませんでしたけれども、台湾との交流の中で、実際、今年の年末までに台湾関係の2つの団体がこちらへ宿泊してくれるような今、算段を取っておりまして、2団体、30数名と70名近くです。100名以上が宿泊してくれるということもありますので、決して無駄ではないなどこちらは踏んで、用意させていただいています。お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

まずは、公園の支障木の伐採なんですけれども、桜の木が周りに支障があるよということで、切られるということなんですけれども、内容が反対でなくて、これ、支障木の伐採だけなら委託費じゃなかったのかなということで質問をさせていただきました。

それから、次の観光課の台湾の関係ですけれども、なかなか内容が説明会のときにもなかなか聞けなかったのと、こっちから質問ができないんで、ありがとうございます。

我々もその意図を踏んで、議員連盟に参加していますけれども、今後もほし★そらシネマさんのような団体が台湾に特化した何かイベントをやろうということについては、町も応援していくよという姿勢で行くということでもいいですね。と理解してよろしいのかな。

今後も台湾との交流を深めていくということで、今回、年度の途中であったお話で、補正という形になったというふうに理解してよろしいですかね。

もう一点、学校のほうは、AEDの管理体制が何かいまいちだったのかなということで、今後ちゃんと管理していただければいいなというふうに感じましたので、了解しました。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 台湾の部分について補足をさせていただきます。

今回、ほし★そらシネマさんを応援させていただくというのは、タイミング的にも、今年初めて点灯式をやって、これから台湾と東伊豆町の関係性をこれから深めていくということを考えている中で、ある程度一定の事業はやらなければいけないという念頭があったということ。

加えて、ほし★そらシネマさんがこれまでも、台湾にかかわらず、町の活性化事業というのを町の補助金を使いながらやっていただいていたという、その辺の継続性も少しありながら、今回はほし★そらシネマさんの台湾をテーマにしたイベントを、まちづくりという観点をやっていただけるという前提で応援をさせていただくということなので、これが何でもか

んでも全て台湾をやれば応援なのかというわけでは多分違うのかなとは認識しておりますが、その辺は、御提案をいただいた時点でしっかり精査をさせていただいて、適切な対応をしていきたいというふうには思っております。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） 先ほどの児童遊園の支障木の伐採の関係ですけれども、これ、予算科目の関係になりますが、例えば遊具の整理、撤去であったり、このような伐採、枝打ちなどを行う場合は、通常というか、この児童遊園の関係は、この工事請負費でいつも対応させていただいておりますので、そういったところで御理解をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） ほか質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 幾つかお聞きします。

まず1つ目に、7ページ、8ページのところの定額減税の関係なんですけれども、町民税のところで4,100万円減額しているんですけれども、私は当然、補てん特例交付金のところは4,100万円ぐらい来るんじゃないかなと思ったんですけれども、この定額減税の枠組みというのは、2分の1は市町が負担しなきゃならないという形の制度設計ですか。その点をまず1点伺います。

2点目に、31、32ページの一番下の市民農園運営費で、燃料費で3万円の計上ですけれども、これは当初の計上漏れみたいな話もあるんですが、そうすると、一体これまでの間、燃料費の計上がない中で、管理上の草刈りや何かについては、どういう形で対応していたんでしょうか。その点を伺います。

3点目に、35、36ページで、町道全般の維持補修工事費で507万5,000円というものが計上されていますが、これはどういう内容の活用になるのかという点をまずお聞きしたいと思います。

最後に、41、42ページのところで、学校給食の食材費等の負担金ということで、物価高騰に対する対応ということで、評価されるものだなというふうには思うんですけれども、僅かこの4、5、6、3か月を過ぎて、4、5、6、7月までとして、ここで350万円の計上ということなんですけれども、これで残り3月までの状況については足りるというお考えでの計上ですか。どういう中身で考えておりますか。

以上、お願いします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいまの14番、山田議員の御質問にお答えいたします。

まず、7ページ、8ページの減収補てん特例交付金の関係でございますが、こちらにつきましては、既に予算で2,102万3,000円を計上させてもらっておりまして、そこに交付見込額、交付のほうが決しまして、4,189万1,000円が交付されるということで、その差額の2,086万8,000円を今回補正させていただく内容となります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 市民農園の補正の燃料費の件なんですけれども、申し訳ございません、私のチェック漏れなんですけど、以前建設産業課のほうで持っていた事務が観光産業課のほうに、観光商工課から観光産業課のほうになりまして、農林水産関係の振興のほうで観光産業課のほうに来たということで、丸1年経っているんで、本当は同じように上げなきゃならなかったもの、以前は上がっていた燃料費なんですけれども、それをチェック漏れで私が落としてしまったという内容ですので、こちらは本当にお詫びするしかない形の補正となります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 町道全般維持補修工事の内容になりますけれども、こちらにつきましては、町道石塚線の石積みの補修工事としまして357万5,000円、それから維持補修といたしまして150万円を追加をするということで、内容になりますけれども、稲取のほうの水下のコーポ稲取、国道山側のほうですね。そちらから国道沿いに沿って山側に入る道、そちらの部分の石積みなんですけれども、ちょうどここ、火災が以前ありまして、その際に、その石積みがすごくはらんでいて、もう弱くなっていて、非常に危険な状態だということが分かりまして、ちょっと至急これは直さなければいけないということで、今回その金額の補正を上げさせていただいたということと、あと全般的な維持補修の関係で150万円ほど、かなり現在もう執行が進んでいるもので、ちょっと今後のために150万円ほどの補正のほうを入れさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） 給食費の助成のほうなんですけれども、4月から6月までで計上いたしまして、年間で見込みますと、その時点でも500万円近く不足が見込まれたんですけれども、まだおっしゃるように数か月ということで、今後の見込み、9月以降も

物価高騰、いろいろ材料費言われていますけれども、見込みが立たないということもありまして、一応7割程度、350万円を補正をお願いしたというような説明をさせていただきました。

今後もちっと状況が分からないところで、下がるような気配もないところから、またもし不足するようであれば、補正のほうをお願いしたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうしますと、歳入のところは、見込みと最終的な確定申告等によって町民の税務状況が把握できたことによる補正をしたという、精査をしたこういう結果だということですね。それは分かりました。

2つ目の農園の燃料代の問題でいうと、そうはいっても、もう、この予算がまだできてない段階で、4、5、6、7、8月と、一定の本来なら草刈りとか、あそこでの作業が必要だったわけで、そうしたら、その分のお金って、どこからどういうふうに使ったのよという問題が、それは金額小さいんだけど、出てくる。

でも、予算のやっぱり執行という部分でいうと、本来予算が通ってないものについて執行したのかというような、そういう問題がそこには出てきている問題じゃないかなということの私はちょっと認識があるので、そういうことをお聞かせいただきたい。

道路の維持管理の問題なんですけれども、水下のところは、確かに私もこの間見て、なるほどなというふうに思ったんですが、私も前から言っていると思うんですが、やっぱり町道全般、かなり老朽化の状況がひどいじゃないですか。もうアスファルトがもういわゆる亀甲状況になって、剥がれるというような、もう本当にアスファルトの劣化、もう本当最終段階まで来ているようなところが何か所もあるというような状況の中で、例えば決算で見ると2億7,000万円ぐらいの不用額が出ていて、当然当初予算の段階では、1,000万円だとか2,000万円だとか大きな予算編成できなかったとして、でもせっかく、じゃ2億7,000万円ぐらい不用額が出たならば、たとえ10%でもそういうものに回して、やっぱり町民生活のやっぱり道路の維持管理をやっぱりちゃんとしようとかってというような発想っていうのは起きないんでしょうか。

不用額が大きく出ること自体は悪いことではないと思いますが、なかなか当初予算で組めなかったこの道路の劣化に対しては、そういう意味では、箇所は分かるけれども、全般修繕費は、そうすると150万円ぐらいしか残らなくなるわけで、町の道路の現状から考えると、

そういうところは不用額を使って、大胆にここで補正するなんていうことがあってもよかったんじゃないかなと。そういう点では、ちょっと心もとない予算だなというふうに私は見ています。

最後の給食費の食材等の問題ですけれども、局長さん言われたように、今後の状況を見て、どちらもこちらもなかなか下がってくるという話は聞かない今、状況ですから、非常に大変だと思うんですが、12月に補正しなければ、対応はなかなか厳しい部分もあるかと思いますので、その辺はよく状況を把握して、適切な対応を求めたいと思います。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 9月補正となってしまうと、これまでどうしていたのかというお話なんですけれども、昨年度の残りを使っていたのと、年度末の予算を執行できるぎりぎりになるべく多く買わせていただいて、なるべくもつように今まで頑張っておりました。

農園の草刈り機なども、他課に貸し出すこともありまして、そのときに満タンで返してねというような内部でも調整をちょっとさせていただいたり、そういった形で、何とか今までもたせておりました。

ですので、事前にほかのところから変に回して使ったというのはございませんので、その辺は御理解ください。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 維持補修費の関係ですけれども、町道全般維持補修費、当初予算2,200万円ほど頂いております、執行をさせていただいておりますが、おっしゃるところ、町道至るところ舗装とかもありますし、側溝などもかなり傷んでいるところはあるかと思いますが、順次、各区からの要望などにも応えながら執行しております、現時点でももう半分以上の執行をしているという状況ですが、今回補正を入れますと、もうちょっと増えますけれども、の経費を使って、少しずつでも維持はしていきたいと考えております。

大きく補正をとということだったんですけれども、なかなかちょっと大きい補正予算を入れるというのはちょっと考えできませんでしたので、今回はやりたい箇所と少しの金額の町道補正という形で予算は計上させていただきました。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 大体分かりました。

やっぱり道路整備の問題でいうと、確かに岩井町長になって、道路補修予算も増やしてきたというふうには認識はしています。

ただ、老朽化の状況がやっぱり本当ひどいという中で、穴ぼこが空いたところだけ埋めて、何とか体裁を保つというような状況で、もう対応できる状況じゃないような箇所がどんどん増えているわけですよ。

そうすると、当初予算で、そうは言っても大変厳しい中ですから、当初から大きなお金が設定できないとしたら、何でこれ、町長あたりが、こういう2億7,000万円ぐらい不用額が出ているのに、少しは大胆にやっぱりここの道直そうよと。観光客が通る道路であれ、町民が使う主要道路でさえ、本当にもうアスファルトが剥げている状況の場所が幾らもある。また、白線がもう消えているような場所が幾らもあるという、こんな状況を放置するのかなと。当初からできないんだったら、普通はこういうところで不用額が出たら、そういうものを有効に活用するために、道路のところなんか大幅に活用していくなんていうような大胆なことを私は町長やなんか考えられてもいいんじゃないかなと。たくさん残すことばかり考えないで、有効適切な私は活用をぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） かつてアメリカでインフラがかなり老朽化をして、橋に穴が空いたりとかという状況が起きました、もう何十年も前に。そのときにアメリカはどうやってそれを乗り越えたかという、新しい税収を、税金を取った。つまり、何をお話をしたいかという、何をやるんでも、やっぱりそれなりの財源がないとできないという中で、不用額については、有効的な活用というのは、確かに御指摘のとおりなんで、そこは少し考えていきたいとは思いますが、老朽化対策について考えると、余ったから使うというよりは、多分計画的に、ある程度把握をして、計画的に、場合によれば優先順位を決めてやっていくとか、その辺の手法というところも重要なのかなと思っておりますので、そのあたり、担当課ともう一度ちょっと確認をしながら、やり方等含めて、少し考えていきたいと思っております。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第37号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、14時35分まで休憩とします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時35分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開いたします。

建設整備課長より発言の訂正の申出がありますので、これを許可します。

建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 先ほど議案第37号の一般会計補正予算の質問の中で、回答の中で、町道全般維持補修工事費の関係の工事費の金額、内訳につきまして、金額をお話しさせていただいたんですけれども、その金額の部分につきまして、削除のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎日程第9 議案第38号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（笠井政明君） 日程第9 議案第38号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第38号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1,928万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億9,853万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、国民健康保険システム改修業務委託料に関わる歳入歳出の予算を計上いたします。

また、令和5年度決算剰余金の繰越しを行い、財源調整として国民健康保険事業基金積立金の予算額を増額いたします。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

(健康づくり課長 山田義則君登壇)

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第38号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明させていただきます。

令和6年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,928万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,853万5,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

3款国庫支出金、1項16目国庫補助金、補正前の金額に478万5,000円を追加し、643万8,000円といたします。

1節国民健康保険補助金、細節2社会保障・税番号制度システム整備費等補助金478万5,000円の増は、国民健康保険システムの改修業務委託料に係る経費分に対し、国から交付される補助金を計上します。

7款1項1目繰越金、補正前の金額に1,450万3,000円を追加し、1,450万4,000円といたし

ます。

1 節細節 1 繰越金の1,450万3,000円の増は、令和5年度の決算見込みで実質収支額が1,450万3,000円となる見込みですので、全額を令和6年度に繰越し措置するものでございます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明をいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額に478万5,000円を追加し、1,167万3,000円といたします。

12節委託料、細節 4 国民健康保険システム改修業務委託料478万5,000円の増は、国民健康保険法の改正に伴う国民健康保険システムの改修に係る経費を計上するものでございます。

7 款 1 項基金積立金、1 目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額に1,450万3,000円を追加し、1,450万3,000円といたします。

24節積立金、細節 1 国民健康保険事業基金積立金1,450万3,000円の増は、令和5年度決算剰余金を基金積立金に計上するものです。

3 ページ、4 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億7,924万7,000円に1,928万8,000円を追加いたしまして、17億9,853万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億7,924万7,000円に1,928万8,000円を追加いたしまして、17億9,853万5,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金で478万5,000円、一般財源で1,450万3,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） これ、マイナンバーとの接続関係の課題で、いわゆる資格確認書の関係してくる問題かと思うんですけれども、まず町として、資格確認書の有効期間の問題等は、保険者が設定することとするというふうな通知が出ているかと思うんですけれども、この辺の確認をどういうふうに、何年間という状況で対応するのか。また、資格確認書の交付

については、どのような手続をもって行うのかというような問題をまずお聞かせください。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） まず、国のほうから、8月30日の政令、省令で、一応5年間、有効期限は通常5年間ということで、資格確認書についてはそういう形で対応するということになります。

それで、あと資格確認書の手続の関係ですけれども、今回その政令、省令によりまして、マイナンバー導入されない方については資格確認書の発行になるんですけれども、取りあえずそれに対しては職権で行うということが示されております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） あと、その5年間との関係で、前も説明のときも聞いたんですけれども、今までは1年ごとの保険証更新だったので、いわゆる資格証明書とか、短期保険証とか、いろいろなものを税金滞納の中で活用してきたわけなんですけれども、これらの仕事はどうなるのかなという点が非常に疑問だということと、今、課長が言われたようなことから考えると、何か本来保険証がそのままあっても、何の問題もなかったんじゃないかと。どこかの大臣が医療D Xだとか言って、保険証をなくしますと言ったがために、今回こういう接続の経費が、国家的に無駄になるような経費が計上されたんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、現状、被保険者の町民の皆さんは、不利益を得ることなく、ちゃんと皆保険の中で医療が受けられるという形になったということを考えると、あえて保険証を資格証明書とか、そういうふうな呼び方にすると、何かメンツをかけたような部分があるんだけれども、本来的には特に必要がなかったんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） まず、滞納者の対策なんですけれども、今までは短期保険証、あと資格証明書ということで、短期については3か月、6か月ということで出していました。資格証明書については、今、1年間ということで、それについては、療養費については10割負担してもらって、それで、あと保険者のほうに請求するような、そういう手段でやっておりましたけれども、この資格確認書、マイナンバー制度に移行することによって、実質短期保険証、この扱いが全くなくなるということで、今度は資格確認書が、これも8月30日付の政令で出たんですけれども、特別療養費という形の支給に変更する旨の事前通知とい

うこの新たな仕組みの中で規定ができて、それにのっとって被保険者のほうが療養給付を受けるような形になります。

結局のところ、今までの資格確認書というやつが、今度新たに特例療養費という形で制度が変わるということになります。

それと、あとマイナンバーカードのひもづけ、必要ないではないかということなんですけれども、一自治体の保険者のほうでそれがどうのこうのということを言えるものでもないですし、我々、この保険者の事務を司どっているものに対しては、住民には不利益が出ないように、制度の範囲内でしっかり周知して、サービスを受けるという形で職員は臨んでおりますので、それに対して、職員が、保険者がどうのこうのということの意見はない状況です。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうしますと、今、課長さん言われたように、短期保険証とか資格証明書という形のものとはなくなってきた、例えばマイナンバーの場合だったら、カードで確認する段階で、もしかしたら役場のほうから3割負担のところを5割とか10割とかって、ある面いじれるのかもしれないんですけども、いわゆるマイナンバーじゃなくて、資格確認書という形でそれを発行している人の場合は、そういう対応というのはなかなかできないんじゃないのかなというふうに思って、そうすると、やっぱりこれはいい悪いはいろいろある問題なんだけれども、やっぱり国民健康保険の収納上は、この辺、なかなか厳しいものが出てくるのではないかなと。

そうすると、じゃマイナンバーの場合でいけば、資格証明、5年間の期限ということで、じゃ5年間経ったときにどう対応できるのかなというふうなものも出てくるんですけども、これらについてはいかがですか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 今まで資格確認書であったもの、今度それが変わるということで、取りあえず滞納が長期にわたる者については、10割負担で対応してもらおうと。それについては、マイナンバーカードへのひもづけ、落とし込みができますので、医療機関はそれで対応してもらおうというふうな形になります。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。

14番、山田議員。

賛成。

○14番（山田直志君） 賛成でもいい。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 反対しようと思えば反対できるところもあるんですけども、このやっぱりシステムの接続をしないと、資格確認書というもののマイナンバーを持ってない方たちが被保険者として認められてこないという性格をこのシステム改修は持っていますから、この点で見ると、私は特段反対はしません。

しかし、国がこういうマイナンバーでやる、推進するために、保険証を廃止と言ったことから、ある面では、こういう無駄な予算執行が生じたんじゃないかなというところについては、厳しく担当大臣、内閣の問題があるよなという点については指摘をして、私は賛成したいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） これをもって討論を終結します。

これより議案第38号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（笠井政明君） 日程第10 議案第39号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第39号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,497万4,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は、令和5年度決算剰余金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、その繰越金を後期高齢者医療広域連合に前年度精算分として納付するために増額補正するものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 山田義則君登壇）

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第39号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

令和6年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,497万4,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

5款1項1目繰越金、補正前の額に160万2,000円を追加し、160万3,000円といたします。

1節細節1繰越金160万2,000円の増は、令和5年度の決算見込みで実質収支額が160万

1,000円となる見込みですので、全額を令和6年度に繰越し措置するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明いたします。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に160万2,000円を追加し、2億4,440万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1後期高齢者医療広域連合納付金160万2,000円の増は、令和6年度に繰り越した額を後期高齢者医療広域連合に納付し、精算するものであります。

3ページ、4ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額2億4,337万2,000円に160万2,000円を追加いたしまして、2億4,497万4,000円といたします。

次に、歳出についてですが、補正前の額2億4,337万2,000円に160万2,000円を追加いたしまして、2億4,497万4,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、一般財源で160万2,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第39号 令和6年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 4 0 号 令和 6 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（笠井政明君） 日程第11 議案第40号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第40号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に3,003万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,847万2,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は、令和5年度決算剰余金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、介護給付費及び地域支援事業費並びに事務費繰入金などの過年度分について、精算金の返還を行うものであります。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 山田義則君登壇）

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第40号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

令和6年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,003万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,847万2,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護保険給付費準備基金繰入金、補正前の額から1,446万1,000円を減額し、884万9,000円といたします。

1 節細節 1 介護保険給付費準備基金繰入金1,446万1,000円の減は、財源調整により繰入金を減額します。

8 款 1 項 1 目繰越金、補正前の額に4,449万2,000円を追加し、4,649万2,000円といたします。

1 節繰越金、細節 1 前年度繰越金4,449万2,000円の増は、令和 5 年度の決算見込みで実質収支額が4,649万1,000円となる見込みですので、当初予算計上額の200万円を差し引いた金額を令和 6 年度に繰越し措置するものでございます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明いたします。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、補正前の額に3,003万円を追加いたします。

22 節償還金利子及び割引料3,003万円の内容は、令和 5 年度の介護給付費、地域支援事業費等の確定に伴い、それぞれ精算するものです。

介護給付費につきましては、細節 2 国庫介護給付費負担金過年度分返還金1,788万6,000円から細節 5 一般会計介護給付費繰入金過年度分返還金401万4,000円までを返還いたします。

地域支援事業費につきましては、細節 6 国庫地域支援事業交付金過年度分返還金209万1,000円から細節 9 一般会計地域支援事業繰入金過年度分返還金107万8,000円までを返還いたします。

その他については、細節10一般会計事務費繰入金過年度分返還金224万円から細節13低所得者保険料軽減負担金過年度返還金57万8,000円までを返還いたします。

3 ページ、4 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億843万7,000円に3,003万5,000円を追加いたしまして、14億3,847万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億843万7,000円に3,003万5,000円を追加いたしまして、14億3,847万2,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金で3,000円、一般財源で3,003万2,000円といたしま

す。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 返還金が生じた要因というものについて、担当課のほうではどのように把握して、分析しておりますか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 返還金、これにつきましては、年度当初、それぞれ国、県、基金、それぞれから概算の請求が来まして、それによりまして予算立てされております。1年間それで給付が終わりますと、過年度精算という形で、それぞれ措置が取られまして、これは毎年同じように事務的にされることですので、そのルールというか、やり方にのっとって処理しています。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第40号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

号)

○議長（笠井政明君） 日程第12 議案第41号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第41号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に274万1,000円を追加し、総額を4億3,981万4,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的支出の既決予定額に2,440万円を追加し、総額を3億6,826万9,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、修繕費の不足額の増額や人事異動に伴う人件費の調整、工事請負費の増額となっております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

（水道課長 中田光昭君登壇）

○水道課長（中田光昭君） ただいま提案されました議案第41号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について、概要を御説明いたします。

総則。

第1条 令和6年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

収益的支出の補正。

第2条 令和6年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億3,707万3,000円に274万1,000円を追加し、4億3,981万4,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億1,922万7,000円に274万1,000円を追加し、4億2,196万8,000円といたします。

資本的支出の補正。

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「2億7,586万9,000円」を「3億26万9,000円」に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額「2,242万1,000円」を「2,463万9,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「2億5,344万8,000円」を「2億7,563万円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款資本的支出、既決予定額3億4,386万9,000円に2,440万円を追加し、3億6,826万9,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額2億4,832万2,000円に2,440万円を追加し、2億7,272万2,000円といたします。

次ページを御覧ください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号職員給与費、既決予定額9,122万3,000円から181万9,000円を減額し、8,940万4,000円といたします。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入及び支出についてですが、支出、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、22節修繕費311万2,000円の増及び3目簡易水道事業費用、22節修繕費90万円の増につきましては、いずれも今後の不足見込額を増額させていただく内容です。

なお、給与費関係につきましては、人事異動に伴う調整及び時間外手当等の過不足分を増額及び減額させていただいております。

8ページ、9ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出についてですが、支出、1款資本的支出、1項建設改良費、2目簡易水道施設整備費、39節工事請負費190万円の増は、大川浄水場1号ろ過池の捨水弁が故障したことによる工事費の増額となります。

3目配水及び給水施設整備費、39節工事請負費2,250万円の増は、町道松葉線配水管更新工事、7月に故障した赤川加圧ポンプ場3号電動弁の取替工事、湯ヶ岡山田水路改修に伴う配水管新設工事を実施することにより増額となっております。

なお、10ページに給与明細書を添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） 4条のほうの8ページ、9ページ、資本的支出の建設改良費、配水及び給水設備事業費の工事請負費について、3件の今、御説明がありましたけれども、修繕以外の松葉線の更新工事、それから湯ヶ岡山田水路の新設工事について、補正とする理由を説明してください。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（中田光昭君） 松葉線の更新工事につきましては、当初予算編成時に、令和5年度中なんですけれども、職員が1人退職するということが分かっておりました。4月の人事異動でどういった体制になるかというのが分からない中で、旧百山荘の解体工事であったり、4号、5号井戸の配管工事等が大きな工事が大分あったものですから、ちょっと体制的に、もし1人減だと、ちょっと松葉線まで手が回らないというような、その当時の話合いの中で、当初予算として計上することはちょっとやめようということで、やめた経緯があります。

補正での対応というのが、4月の人事異動で技師のほうで1人こちらのほうに来て、旧百山荘の解体工事、ちょっと延期というか、今、延びている状態でありまして、新人の早く仕事を覚えてもらいたいというのを含めまして、9月補正での対応とさせていただきます。

湯ヶ岡山田水路については、水道課の中では令和5年度で湯ヶ岡山田水路の改修工事は終わるという認識の中で進んでおりまして、そのことを建設整備課のほうに確認しなかったことによる不手際による当初予算に計上できなかったという部分がありますので、今後については、そういったことを改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） 松葉線については、更新しているという中で、4年度にも更新している。それで、去年の決算のとき、それから今年の当初予算にでも、特別委員会の中で議会のほうで、管の工事が全然少ないんだけど、その辺大丈夫なのかな。更新もしてないけれども、いいのかなという指摘はさせていただきました。

今の松葉線については、人的な理由で、専門職がないということの中での想定で計上しなかったということで、それは理解できましたけれども、湯ヶ岡山田水路については、もう電

源立地交付金で建設整備課がもう何十年も前からずっとやっている事業の中で、土木の工事と一緒にやることによって、水道課の工事費も削減できると、一緒に配管することだね。それを計画立ててやっているの、今言われるように、道路占有者に対しては、やはりこの予算の編成時にはちゃんとした事前打合せをして、こういった記載漏れがないようにしていただきたいと思います。了解しました。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第41号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 報告第2号 令和5年度東伊豆町健全化判断比率の報告について

◎日程第14 報告第3号 令和5年度東伊豆町資金不足比率の報告について

○議長（笠井政明君） 日程第13 報告第2号 令和5年度東伊豆町健全化判断比率の報告について及び日程第14 報告第3号 令和5年度東伊豆町資金不足比率の報告についてを一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第2号 令和5年度東伊豆町健全化判断比率及び報告第3号 令和5年度東伊豆町資金不足比率の報告について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年度決算における東伊豆町の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき東伊豆町監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました報告第2号 令和5年度東伊豆町健全化判断比率報告について、報告第3号 令和5年度東伊豆町資金不足比率の報告について御説明させていただきます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和5年度決算における各比率を報告するものであります。

それでは、初めに令和5年度決算における当町の健全化判断比率について御説明いたします。

健全化判断比率につきましては、4つの判断比率がございます。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、実質収支額が黒字で、赤字額がないため、数値は記載してございません。

2つ目の連結実質赤字比率は、当町の全ての会計の赤字額と黒字額を合算した連結赤字額の標準財政規模に対する比率であります。全会計の合計が黒字で、連結赤字額がないため、こちらも数値は記載してございません。

3つ目の実質公債費比率は7.4%であります。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金や元利償還に準じた支出の標準財政規模に対する比率であり、算定におきましては、普通交付税における基準財政需要額算入分を差し引いて算出しております。

4つ目の将来負担比率は20.0%であります。将来負担比率は、一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担額の財政標準規模に対する比率であり、算定におきましては、将来負担額から負債の償還に充てることができる基金や基準財政需要額算入分等を差し引いて算出しております。

健全化判断比率につきましては、令和5年度決算におきましても全ての比率が早期健全化基準を下回る結果となりました。

次に、令和5年度決算における当町の資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業特別会計（法適用企業）と風力発電事業特別会計（法非適用企業）が対象となります。

令和5年度決算におきましては、2会計ともに資金不足額がないため、比率は記載してございません。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第15 報告第4号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

○議長（笠井政明君） 日程第15 報告第4号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第4号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）について、提案理由を申し上げます。

本件は、東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例第7条の規定により水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第8条の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権は水道料金で、放棄した日は令和6年3月31日、放棄した事由、人数、件数、金額は表に記載のとおりで、合計で20人、75件、35万9,882円となっております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

（水道課長 中田光昭君登壇）

○水道課長（中田光昭君） ただいま提案されました報告第4号 債権放棄の報告について

(水道料金に係る債権)の概要を御説明いたします。

東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例第7条の規定により水道料金に係る債権を放棄しましたので、同条例第8条の規定により報告いたします。

恐れ入りますが、資料の別紙を御覧ください。

昨年度末、令和5年決算において不納欠損、債権放棄したものを報告させていただく内容であります。

1の放棄した債権の名称は水道料金です。

2の債権を放棄した日は令和6年3月31日であります。

3の債権を放棄した事由、人数、件数、金額につきましては、1、消滅時効期間満了ですが、こちらは条例7条第1項第3号の該当分であります。転出等による居所不明は死亡による徴収不能債権がこの項目に該当しており、20人、75件で35万9,882円となっております。

令和5年度決算において不納欠損、債権放棄したものは、全て条例第7条第1項第3号に該当するものとなっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時22分

令和6年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月12日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第43号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第44号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第45号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第46号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第47号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第48号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

出席議員（12名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 山 田 豪 彦 君 | 2 番 | 鈴 木 伸 和 君 |
| 3 番 | 楠 山 節 雄 君 | 5 番 | 笠 井 政 明 君 |
| 6 番 | 稲 葉 義 仁 君 | 7 番 | 栗 原 京 子 君 |
| 8 番 | 西 塚 孝 男 君 | 10 番 | 須 佐 衛 君 |
| 11 番 | 村 木 脩 君 | 12 番 | 内 山 慎 一 君 |
| 13 番 | 定 居 利 子 君 | 14 番 | 山 田 直 志 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 嘉 久 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
総 務 課 参 事	森 田 七 徳 君	企画調整課長	太 田 正 浩 君
税 務 課 長	木 田 尚 宏 君	住民福祉課長	鈴 木 貞 雄 君
健 康 づ く り 課 長	山 田 義 則 君	健康づくり課参事	柴 田 美保子 君
観 光 産 業 課 長	梅 原 巧 君	建設整備課長	村 上 則 将 君
防 災 課 長	鈴 木 尚 和 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	齋 藤 和 也 君
水 道 課 長	中 田 光 昭 君	会 計 課 長	国 持 健 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 木 善 幸 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第3回定例会3日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 議案第43号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第44号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第45号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第46号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第47号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第48号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業

特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（笠井政明君） 日程第1 議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8 議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

町長から、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま、一括上程されました議案第42号から議案第49号までについて、提案理由を申し上げます。

まず、議案第42号から議案第48号まで各会計の令和5年度歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付すものでございます。

議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額66億5,049万3,000円に対しまして、歳入は調定額69億4,113万7,784円、収入済額67億7,659万1,351円となり、調定額に対する収入率は97.6%でございます。

歳出につきましては、支出済額62億9,629万1,011円で、予算現額に対する執行率は95.9%であります。

歳入歳出差引残額は4億8,030万340円となり、地方自治法第233条の2の規定により、翌年度の歳入に編入することとなっております。

収入の根幹をなす町税につきましては、固定資産税の地価の下落や設備投資等の落ち込みにより、収入額は減額となりましたが、収納率は僅かではございますが前年を上回る結果となりました。景気は物価高などにより足踏みも見られますが、緩やかに回復、町民税、軽自動車税、入湯税の収入額が増加しております。

当町では、引き続き町政運営における貴重な自主財源である町税の確保と、納税秩序の維持に努めるとともに、各種税務研修による専門的知識及び技能の習得を通じて、職員の資質向上を図り、適切かつ公平な賦課徴収事務の執行に努めてまいります。

続きまして、議案第43号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額18億1,665万8,000円に対しまして、歳入は調定額18億53万245円、収入済額17億6,001万9,548円となり、調定額に対する収入率は97.8%でございます。

歳出につきましては、支出済額17億4,551万5,745円で、執行率は96.1%であります。

歳入歳出差引残額は1,450万3,803円となっております。

次に、議案第44号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額2億1,927万8,000円に対しまして、歳入は調定額2億2,094万2,206円、収入済額2億1,779万8,506円となり、調定額に対する収入率は98.6%でございます。

歳出につきましては、支出済額2億1,619万7,206円で、執行率は98.6%であります。

歳入歳出差引残額は160万1,300円となっております。

次に、議案第45号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額13億9,996万4,000円に対しまして、歳入は調定額14億1,413万827円、収入済額14億481万1,127円となり、調定額に対する収入率は99.3%でございます。

歳出につきましては、支出済額13億5,831万9,516円で、執行率は97.0%であります。

歳入歳出差引残額は4,649万1,611円となっております。

次に、議案第46号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額79万4,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに79万5,448円でございます。

歳出につきましては、支出済額74万4,000円で、執行率は93.7%であります。

歳入歳出差引残額は5万1,448円となっております。

次に、議案第47号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額867万1,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに675万2,641円でございます。

歳出につきましては、支出済額404万6,150円、執行率は46.7%であります。

歳入歳出差引残額は270万6,491円となっております。

次に、議案第48号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し

上げます。

予算現額218万6,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに218万6,104円でございます。

歳出につきましては、支出済額214万7,158円、執行率は98.2%であります。

歳入歳出差引残額は3万8,946円となっております。

以上、議案第42号から議案第48号について、7会計の決算概要を申し上げました。

詳細につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度東伊豆町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

決算概要を申し上げます。

収益的収入の状況であります。コロナ禍の行動制限がなくなり、観光業が回復傾向となり、使用水量が増加したため、水道事業収益のうち営業収益が4億2,377万4,160円で、前年対比1.6%の増となりました。

収益的支出につきましては、国が実施した電気・ガス価格激変緩和対策事業による電気料金の補助により、動力費が減少し、水道事業費用のうち営業費用が3億8,625万7,773円で、前年対比4.1%の減となりました。

また、資本的支出につきましては、配水管新設工事や水道事業変更認可申請書等作成業務委託などを実施し、決算額が2億137万2,348円で、前年対比32.0%の減となりました。

最後に事業損益についてですが、営業収益の増加や動力費の減少により1,729万999円の純利益となりました。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 会計管理者に決算概要の説明を求めます。

会計管理者。

（会計課長 国持健一君登壇）

○会計課長（国持健一君） ただいま提案されました議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算から議案第48号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町

及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算まで、順次御説明させていただきます。

なお、説明につきましては、お手元にお届けしてございます主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては決算書の款のみの朗読をもちまして御説明とさせていただきます。

各会計とも、歳入につきましては、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に朗読させていただきますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

初めに、議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算書の1ページ及び2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款町税18億7,136万7,693円、5,000万4,519円、1億1,341万7,536円。

2款地方譲与税5,570万7,000円、ゼロ、ゼロ。

3款利子割交付金47万7,000円、ゼロ、ゼロ。

4款配当割交付金738万8,000円、ゼロ、ゼロ。

5款株式等譲渡所得割交付金1,192万8,000円、ゼロ、ゼロ。

6款法人事業税交付金2,805万6,000円、ゼロ、ゼロ。

7款地方消費税交付金2億9,024万8,000円、ゼロ、ゼロ。

8款ゴルフ場利用税交付金1,169万1,120円、ゼロ、ゼロ。

9款環境性能割交付金793万4,000円、ゼロ、ゼロ。

10款地方特例交付金407万円、ゼロ、ゼロ。

11款地方交付税16億8,411万円、ゼロ、ゼロ。

12款交通安全対策特別交付金95万3,000円、ゼロ、ゼロ。

13款分担金及び負担金2,307万8,240円、ゼロ、43万1,810円。

3ページ及び4ページをお開きください。

14款使用料及び手数料6,422万1,696円、8万8,876円、60万3,692円。

15款国庫支出金7億5,504万4,950円、ゼロ、ゼロ。

16款県支出金3億4,649万3,882円、ゼロ、ゼロ。

17款財産収入6,199万3,078円、ゼロ、ゼロ。

18款寄附金 6 億1,190万7,700円、ゼロ、ゼロ。

19款繰入金 2 億5,585万7,668円、ゼロ、ゼロ。

20款繰越金 4 億5,570万146円、ゼロ、ゼロ。

21款諸収入8,270万6,178円、ゼロ、ゼロ。

22款町債 1 億4,565万8,000円、ゼロ、ゼロ。

5 ページ及び 6 ページをお開きください。

歳入合計予算現額66億5,049万3,000円。調定額69億4,113万7,784円。収入済額67億7,659万1,351円。不納欠損額5,009万3,395円。収入未済額 1 億1,445万3,038円。予算現額と収入済額との比較 1 億2,609万8,351円でございます。

次に、歳出でございます。

7 ページ及び 8 ページをお開きください。

1 款議会費6,198万9,410円、ゼロ、115万5,590円。

2 款総務費17億9,026万5,685円、1,361万8,000円、7,851万5,315円。

3 款民生費16億6,792万9,774円、7,013万6,000円、7,597万4,226円。

4 款衛生費 7 億4,940万8,458円、27万5,000円、1,452万1,542円。

5 款農林水産業費 1 億1,247万4,356円、ゼロ、985万7,644円。

6 款商工費 2 億7,191万1,389円、ゼロ、921万8,611円。

7 款土木費 3 億1,769万5,340円、ゼロ、3,655万5,660円。

8 款消防費 3 億7,647万6,646円、ゼロ、1,650万1,354円。

9 ページ及び10ページをお開きください。

9 款教育費 4 億855万2,383円、ゼロ、1,767万5,617円。

10款災害復旧費681万9,279円、ゼロ、39万721円。

11款公債費 5 億3,276万8,291円、ゼロ、297万4,709円。

12款予備費ゼロ、ゼロ、683万2,000円。

歳出合計予算現額65億5,049万3,000円。支出済額62億9,629万1,011円。翌年度繰越額8,402万9,000円。不用額 2 億7,017万2,989円。予算現額と支出済額との比較 3 億5,420万1,989円となった内容でございます。

歳入歳出差引残額 4 億8,030万340円、うち基金繰入額ゼロ円でございます。

続きまして、169ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、各会計とも区分、金額の順に御説明申し上げます。

- 1、歳入総額67億7,659万1,000円。
- 2、歳出総額62億9,629万1,000円。
- 3、歳入歳出差引額 4 億8,030万円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。
- 5、実質収支額 4 億8,030万円。
- 6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、国民健康保険特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第43号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款国民健康保険税 2 億9,496万9,030円、284万6,958円、3,763万718円。

2款使用料及び手数料21万3,100円、ゼロ、ゼロ。

3款国庫支出金 3 万円、ゼロ、ゼロ。

4款県支出金12億8,940万1,392円、ゼロ、ゼロ。

6款繰入金 1 億5,146万3,150円、ゼロ、ゼロ。

7款繰越金987万604円、ゼロ、ゼロ。

8款諸収入1,407万2,272円、ゼロ、3万3,021円。

歳入合計予算現額18億1,665万8,000円。調定額18億53万245円。収入済額17億6,001万9,548円。不納欠損額284万6,958円。収入未済額3,766万3,739円。予算現額と収入済額との比較マイナス5,663万8,452円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

1款総務費879万2,067円、ゼロ、165万933円。

2款保険給付費12億5,347万3,513円、ゼロ、6,602万7,487円。

3款国民健康保険事業費納付金 4 億3,459万1,947円、ゼロ、2,053円。

6款保健事業費3,348万5,669円、ゼロ、206万7,331円。

9款諸支出金1,517万2,549円、ゼロ、50万5,451円。

10款予備費ゼロ、ゼロ、88万9,000円。

歳出合計予算現額18億1,665万8,000円。支出済額17億4,551万5,745円。翌年度繰越額ゼロ

円。不用額7,114万2,255円。予算現額と支出済額との比較7,114万2,255円でございます。

歳入歳出差引残額1,450万3,803円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、23ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額17億6,001万9,000円。

2、歳出総額17億4,551万6,000円。

3、歳入歳出差引額1,450万3,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額1,450万3,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はゼロ円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の1ページ、2ページをお開きください。

議案第44号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料1億6,575万6,000円、103万6,200円、210万7,500円。

2款使用料及び手数料3万800円、ゼロ、ゼロ。

3款繰入金5,121万9,506円、ゼロ、ゼロ。

4款諸収入37万2,000円、ゼロ、ゼロ。

5款繰越金42万200円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額2億1,927万8,000円。調定額2億2,094万2,206円。収入済額2億1,779万8,506円。不納欠損額103万6,200円。収入未済額210万7,500円。予算現額と収入済額との比較マイナス147万9,494円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金2億1,580万4,706円、ゼロ、290万2,294円。

2款諸支出金39万2,500円、ゼロ、17万8,500円。

歳出合計予算現額2億1,927万8,000円。支出済額2億1,619万7,206円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額308万794円。予算現額と支出済額との比較308万794円でございます。

歳入歳出差引残額160万1,300円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 2 億1,779万8,000円。

2、歳出総額 2 億1,619万7,000円。

3、歳入歳出差引額160万1,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額160万1,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、介護保険特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第45号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款保険料 2 億7,350万5,300円、334万9,400円、597万300円。

2款使用料及び手数料 5 万800円、ゼロ、ゼロ。

3款国庫支出金 3 億3,954万9,140円、ゼロ、ゼロ。

4款支払基金交付金 3 億4,246万2,000円、ゼロ、ゼロ。

5款県支出金 1 億9,066万9,961円、ゼロ、ゼロ。

6款財産収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。

7款繰入金 2 億591万1,700円、ゼロ、ゼロ。

8款繰越金4,852万407円、ゼロ、ゼロ。

9款諸収入 4 万9,685円、ゼロ、ゼロ。

11款分担金及び負担金409万2,134円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額13億9,996万4,000円。調定額14億1,413万827円。収入済額14億481万1,127円。不納欠損額334万9,400円。収入未済額597万300円。予算現額と収入済額との比較484万7,127円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費1,810万1,925円、ゼロ、265万8,075円。

2款保険給付費12億4,275万3,429円、ゼロ、3,211万2,571円。

3款財政安定化基金拠出金ゼロ、ゼロ、1,000円。

4款基金積立金1,695万4,000円、ゼロ、ゼロ。

5款地域支援事業費5,143万8,150円、ゼロ、586万9,850円。

6 款諸支出金2,907万2,012円、ゼロ、17万2,988円。

7 款予備費ゼロ、ゼロ、83万円。

歳出合計予算現額13億9,996万4,000円。支出済額13億5,831万9,516円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額4,164万4,484円。予算現額と支出済額との比較4,164万4,484円でございます。

歳入歳出差引残額4,649万1,611円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、33ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額14億481万1,000円。

2、歳出総額13億5,832万円。

3、歳入歳出差引額4,649万1,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額4,649万1,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、稲取財産区特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第46号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款財産収入74万3,731円、ゼロ、ゼロ。

2 款繰越金5万1,717円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額79万4,000円。調定額79万5,448円。収入済額79万5,448円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額との比較1,448円でございます。

次に、歳出でございます。

3 ページ、4 ページをお開きください。

1 款管理会費41万9,000円、ゼロ、ゼロ。

2 款諸支出金32万5,000円、ゼロ、ゼロ。

3 款予備費ゼロ、ゼロ、5万円。

歳出合計予算現額79万4,000円。支出済額74万4,000円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額5万円。予算現額と支出済額との比較5万円でございます。

歳入歳出差引残額5万1,448円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額79万5,000円。

2、歳出総額74万4,000円。

3、歳入歳出差引額 5 万1,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額 5 万1,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、風力発電事業特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第47号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款繰越金270万6,491円、ゼロ、ゼロ。

2款諸収入404万6,150円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額867万1,000円。調定額675万2,641円。収入済額675万2,641円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額との比較マイナス191万8,359円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款電気事業費404万6,150円、ゼロ、318万5,850円。

2款予備費ゼロ、ゼロ、143万9,000円。

歳出合計予算現額867万1,000円。支出済額404万6,150円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額462万4,850円。予算現額と支出済額との比較462万4,850円でございます。

歳入歳出差引残額270万6,491円、うち基金繰入金ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額675万2,000円。

2、歳出総額404万6,000円。

3、歳入歳出差引額270万6,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額270万6,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー

共同設置事業特別会計の 1 ページ及び 2 ページをお開きください。

議案第48号 令和 5 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款分担金及び負担金113万8,000円、ゼロ、ゼロ。

2 款繰越金 7 万8,104円、ゼロ、ゼロ。

3 款国庫支出金97万円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額218万6,000円。調定額218万6,104円。収入済額218万6,104円。不納欠損額ゼロ円。収入済額ゼロ円。予算現額と収入済額との比較104円でございます。

次に、歳出でございます。

3 ページ及び 4 ページをお開きください。

1 款総務費214万7,158円、ゼロ、3 万8,842円。

歳出合計予算現額218万6,000円。支出済額214万7,158円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額 3 万8,842円。予算現額と支出済額との比較 3 万8,842円でございます。

歳入歳出差引残額 3 万8,946円、うち基金繰入金ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額218万6,000円。

2、歳出総額214万8,000円。

3、歳入歳出差引額 3 万8,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額 3 万8,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の 2 の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

なお、財産に関する調書は、決算書の巻末に詳細が記されておりますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 引き続き、水道課長より決算概要の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 中田光昭君登壇）

○水道課長（中田光昭君） 続きまして、議案第49号 令和 5 年度東伊豆町水道事業会計決算

認定について御説明いたします。

決算書の 1 ページ、2 ページをお開きください。

款項の区分による説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

収益的収入及び支出ですが、収入の第 1 款水道事業収益は、予算額 4 億 3,200 万 1,000 円に対し、決算額は 4 億 4,100 万 5,485 円で、予算額に比べ 900 万 4,485 円の増です。

第 1 項営業収益は、予算額 4 億 1,559 万 1,000 円に対し、決算額は 4 億 2,377 万 4,160 円で、予算額に比べ 818 万 3,160 円の増です。

第 2 項営業外収益は、予算額 1,641 万円に対し、決算額は 1,723 万 1,325 円で、予算額に比べ 82 万 1,325 円の増です。

次に、支出ですが、第 1 款水道事業費用は、予算額 4 億 2,407 万 6,000 円に対し、決算額は 4 億 1,468 万 4,697 円で、不用額 939 万 1,303 円です。

第 1 項営業費用は、予算額 3 億 9,559 万円に対し、決算額は 3 億 8,625 万 7,773 円で、不用額 933 万 2,227 円です。

第 2 項営業外費用は、予算額 2,703 万 5,000 円に対し、決算額は 2,697 万 6,360 円で、不用額 5 万 8,640 円です。

第 3 項特別損失は、予算額 145 万 1,000 円に対し、決算額は 145 万 564 円で、不用額 436 円です。

第 4 項予備費につきましては 100 万円を充用し、不用額がゼロ円となりました。

3 ページ、4 ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第 1 款資本的収入、第 5 項負担金は、予算額 358 万円に対し、決算額は 294 万 8,000 円で、予算額に比べ 63 万 2,000 円の減です。

支出ですが、第 1 款資本的支出は、予算額 2 億 9,842 万 4,000 円に対し、決算額は 2 億 137 万 2,348 円で、不用額 9,705 万 1,652 円です。

第 1 項建設改良費は、予算額 1 億 9,611 万円に対し、決算額は 9,905 万 8,400 円で、不用額 9,705 万 1,600 円です。建設改良費の内容ですが、白田取水場取水ポンプ電動弁更新工事など 20 件の建設工事と、水道事業変更認可申請書等作成業務委託など 2 件の業務委託を実施いたしました。

建設工事、業務委託の概要につきましては、15 ページから 18 ページに記載してございます。

第 2 項企業債償還金は、予算額 1 億 231 万 4,000 円に対し、決算額は 1 億 231 万 3,948 円で、不用額 52 円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 9,842 万 4,348 円は、当年度

損益勘定留保資金 1 億8,967万2,348円及び当年度消費税資本的収支調整額875万2,000円で補填いたしました。

次の 5 ページ、6 ページには、損益計算書を記載しております。

6 ページをお開きください。

事業損益についてですが、当年度純利益が1,729万999円となりました。

次の 7 ページから 9 ページには、貸借対照表を記載し、10ページにはキャッシュ・フロー計算書、11ページ、12ページには、剰余金計算書を記載しております。

11ページ、12ページをお開きください。

未処分利益剰余金 3 億4,796万5,717円につきましては、剰余金処分計算書（案）のとおり、翌年度へ繰越しとさせていただきます。

13ページ以降には、事業報告書、附属資料、参考資料及び注記を添付しておりますので、御確認ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） ただいま決算概要の説明がございました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号 令和 5 年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第49号 令和 5 年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまでの 8 件については、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第49号までは11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、決算審査特別委員会に付託しました議案第42号から議案第49号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月27日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会において、9月27日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として決算審査特別委員会は、大会議室を充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、9月13日から9月26日までの14日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、9月13日から9月26日までの14日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから、決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る9月27日は、午前9時半から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、来る9月27日は、午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行うことに決しました。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時32分

令和6年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和6年9月27日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第43号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第44号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第45号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第46号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第47号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第48号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 意見書案第2号 地震財特法の延長に関する意見書について
- 日程第10 発議第 2号 適正な予算編成に努めることを求める決議について
- 日程第11 議員派遣について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（12名）

1 番	山 田 豪 彦 君	2 番	鈴 木 伸 和 君
3 番	楠 山 節 雄 君	5 番	笠 井 政 明 君
6 番	稲 葉 義 仁 君	7 番	栗 原 京 子 君
8 番	西 塚 孝 男 君	10 番	須 佐 衛 君
11 番	村 木 脩 君	12 番	内 山 慎 一 君

13番 定居利子君

14番 山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
総務課参事	森田七徳君	企画調整課長	太田正浩君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	鈴木貞雄君
健康づくり課長	山田義則君	健康づくり課参事	柴田美保子君
観光産業課長	梅原巧君	建設整備課長	村上則将君
防災課長	鈴木尚和君	教育委員会事務局長	齋藤和也君
水道課長	中田光昭君	会計課長	国持健一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村木善幸君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第3回定例会第18日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 議案第43号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第44号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第45号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第46号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第47号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第48号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業

特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（笠井政明君） 日程第1 議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8 議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 皆さんおはようございます。

それでは朗読をもちまして、審査の結果を報告いたします。

お手元に配付がされていると思いますけれども、報告書を御覧ください。

令和6年9月27日。

東伊豆町議会議長、笠井政明様。

決算審査特別委員会委員長、楠山節雄。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、付託案件。

事件の番号、件名。

議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算。

議案第43号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

議案第44号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

議案第45号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算。

議案第46号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算。

議案第47号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算。

議案第48号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算。

議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算。

2、審査の経過及び結果。

本委員会は、令和6年9月12日、13日、17日及び25日に委員会を開催し、付託された各議案について、関係職員から詳細な説明を受け、慎重に審議を行った。その結果、令和5年度各会計決算は、議案第42号から議案第49号までの8議案については賛成多数で、次に述べる意見を付して原案を認定すべきものと決定しました。

3、審査意見。

令和5年度決算審査の意見として、特に以下の5点について改善を図られたい。

(1) 決算書と併せて配布される主要施策の成果説明書は、決算の理解と共に予算がどのように活用されたかが分かる決算審査の重要な資料である。

成果説明書の説明シートは改善を図り、事業ごと1ページにまとめられ事業説明がされている。しかしながら、事業ごと1ページの制約からか、事業の実績、委託料や補助金について、説明不足が多かった。

決算は、「単に使ったお金の確認」ではない。地方分権が推進され、市町村の自律を高めることが重要となっており、議会における決算審査はその重要な機能である。また、議会は単なる議決機関ではなく、現在は二元代表制における議決機関であるということが強調されている。「予算・税金が能率的に活用されているか。」「事業・支出は成果を上げたか。」など予算や行政の評価を行い、よりよい町政運営となるように改善や提言を行っている、その意味からも決算審査の重要性が増している。

上述の視点で主要施策の成果説明書を見ると、①事業実績の記載がない②政策立案や政策推進のための委託料に対する説明が足りない③条例や要綱を設けて施行している補助金④事業実施の考察・総括の4事項の説明が不十分である。

このことから令和4年度までの成果説明書も参考にしつつ、決算審査がその責務を果たす上で主要施策の成果説明書の見直し・充実を求める。

(2) 今年は、団塊の世代昭和24年生まれの方が後期高齢者となり、高齢化率は47.1%に達し、2人に1人が高齢者という時代が目前に迫っている。

しかし、町のお達者年齢^{*}は男性73.8歳、女性81.7歳と県平均男性80.1歳、女性84.3歳と比べ大きく落ち込み男女とも県下最低位である。

町では健康寿命を伸ばし、健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりを進める「東伊豆町健康増進計画（令和6年3月）」を策定した。しかし、前計画では、数値目標を設定した項目54事業で目標を達成したのは僅か8事業に留まっている。健康診断を勧める体制、運動や食生活の取組でもライフステージに沿った事業・メニューは整えられている。

問題は、これら健康増進の取組は役場職員の取組に留まっており、対応できる人数に限度があることから、取組が町民に広がっていない。

「東伊豆町健康増進計画」の基本方針で「地域活動の促進」をうたっている。町内会・班・別荘・マンション、職場に健康づくりの取組の中心となる人を配置していただくなどして、町民に働きかけるような大きな動きをつくることが重要である。

※ お達者年齢 自立した生活ができる期間

計算式 平均寿命－不健康寿命（障害・介護期間）＝お達者年齢

（３）高齢者のみ高齢者世帯数は2,171世帯で全世帯数の39.4%を占めている。また、厚生労働省の研究では、高齢者の15%程度が認知症を発症しているとも言われている。高齢者や認知症患者の増加は、自立した生活ができない、病気や介護支援でも自ら判断して対応できない人が激増することを意味している。

町では、地域包括支援センターにおいて、総合相談支援や権利擁護事業を通じて高齢者等の支援・サポートをしているが、相談数は郡内でも非常に多くさらに増加傾向である。介護の現場においても上記の問題が課題となっている。現状では、地域包括支援センターだけでは対応しきれない。

高齢者や患者さんに身近に寄り添う市民後見人の育成を図ること。終活サポートセンターなど専門家の結集などの民間の力も活用して地域包括支援センターのサポート体制の充実を図りたい。

（４）地方公共団体の契約は、競争入札が原則であり、例外の契約方式である随意契約を安易に用いることは、厳に慎むよう注意が必要である。随意契約によるとした場合には、根拠法令、随意契約とした理由、当該事業者を選定した理由を明確にしておくことが必要で、また、これらは庁内において統一かつ公正に行えなければならない。「業務に精通している」「実績がある」等の理由だけでは随意契約の理由とはならない。特に１者による随意契約とする場合は、１者しかいないと判断した理由を具体的に明らかにし、町民に対しての説明責任を明確にしておくことが必要。公平性や透明性を確保した上で競争性の理念に基づき契約の相手方を選定すること。

（５）町道は亀甲状のひび割れや剥離が進み穴あき（ポットホール）にまで進んでいる道路が数多く存在するなど、町道全般の経年劣化が進んでいる。また、外側線の白線、路面標示も消えかかっているところが数多く見受けられる。

しかし、全面的な改修は１路線のみで、残りは各区からの要望で穴を埋める程度の補修に

留まっている。町の道路台帳は幅員を確認できるが、道路の施工、補修などの管理の状況は把握できていない。道路の適正な管理と計画的に道路改修を行うよう強く求める。

4 ページをお開きください。

4、主な質疑の内容。

(1) 一般会計。

総務課。

問：不要額について記載方法、決まりごとはあるか。

答：事務負担の軽減のため、歳出は30万円以下、歳入は10万円以下を目安としているが、事業継続中や契約差金等は据え置いている。

問：職員研修実施事業について、職場内職場外研修及び自主研修の人数内訳は。また自主研修の希望者が減少しているとのことだが、実際減っているのか。

答：令和5年度の職場外研修は107名。職場内研修でも、講師が外部の方だったため、職場外研修に含んでいる。ほかに自主研修や総務課が他の課へ研修の勧奨を行っている分もあるが、含まれていない。自主研修は減少傾向にあり、令和4年度は13名の参加があった。自主研修の希望者が減少しているため、更なる制度のPRに努める。

問：昨年度の決算審査の意見書で、「技術職員の慢性的な不足により業務執行に支障が生じている中で、県への派遣要請や調査研究をされたい」と意見を出したが、それを受けて令和5年度は何を行ったか。

答：県への派遣要請については、近隣自治体等の状況を確認し、これまで事例のない技法を用いる事業や大規模事業時に要請していることを確認した。東河環境センターへの派遣実績もあり、当町でも必要時に活用したい。また、令和6年度よりワーキングホリデーという形で保健師の確保に取り組んでいる。採用に向けて方策を検討していきたい。

企画調整課。

問：成果説明書の広報ひがしいずについて、町民の声の評判はよいがリターンはどうか。

答：河津町を参考にした。当初いただいた意見については参考にするとのことだったが、町長の意向で氏名や住所があるものについては返事を返している。

問：いろいろな委託事業を行っているが、随契理由、業者選択理由を教えてください。

答：シティプロモーション、ワーケーションは地元企業を使っており地元のことが分かるような企業が選ばれている。

問：地域力創造アドバイザー業務委託について、成果などはあるか。状況を教えてほしい。

答：地域力創造アドバイザー事業は1年間で成果が出るわけではなく、細野高原で実証実験を行う話が進んでいたが、細野高原未来協議会が立ち上がり止まってしまった。稲取温泉場の旧伏見跡地については話が進んでいる。

問：東伊豆町ファンクラブ「うちっち」は、112人申込みをいただいたとあるが、担当課としての評価は。また、受付とか申込みが少し煩雑なので簡略化し、もっと簡単に加入できるようにした方がよいのではないか。

答：計画では50人を目標としていたので反応はよかったと思える。クーポンについては熱川バナナワニ園や、こらっしえなど町内加盟店で使える。継続的に利用されるお客が多い。加入手続は、今後簡略化を検討していきたい。

税務課。

問：固定資産基礎資料更新業務委託の内容は。

答：土地の評価額は3年間据え置くことを原則としているが、土地の下落局面においては評価額の据置は納税者に不利になることなどから、地価の下落状況を評価額に反映させるため、基準年度以外でも不動産鑑定士による鑑定評価を基に、地価の下落修正措置を講じ、時点修正を行い評価額が決定される。この修正データや地番図の修正、家屋の状況等のデータをシステムに反映させるため、件数及び内容によって価格は変動する。

住民福祉課。

問：郵便局の窓口業務包括委託事業について、取扱件数が減っているが、その効果、必要性について検討をしたか。

答：最初は年に100万円単位で委託していたが、令和5年4月1日からは契約方法を見直し、委託料についてはだいぶ下がっている。利用件数は減っているが、やめる方向では検討していない。コンビニ交付などもあるので、件数などを対比して、効果性を含め検討していく。

問：放課後児童クラブ運営状況について、入所児童数の内訳及び委託したことによる支援員からの苦情対応や不具合等はあるか。また、滞納金対応はどのように行っているか。

答：児童数の内訳は稲取放課後児童クラブが27名、熱川放課後児童クラブが33名。職員の給与支払いや休暇管理、支援員からの要望や苦情対応等は委託事業者が行っており、職員の事務負担軽減となっている。また、滞納対応は毎月督促状の送付、電話での納付依頼、臨宅徴収などを実施しているが、なかなか納付に応じない状況にある。なお、支援員からの要望

により熱川児童クラブの支援員配置を2名から3名にし、年々増えている児童数に対応できるよう改善している。

問：ごみ処理対策事業において、ごみ袋有料化に関して令和5年度はどのような取組があったか。

答：新しい取組はなかったが、河津町では紙ごみ回収、南伊豆町では紙おむつ回収、生ごみの24時間菌での処理を行っている。当町では、資源ごみを天候を気にせず出せるごみステーション設置を検討している。

健康づくり課。

問：子育て世代包括支援センターの利用人数は。産後ケアのほかに障害・ことばの遅れ等の対応もやっているのか。

答：ASOB0利用者数は延べ289名、紙おむつの支給は22名に対し、123袋を配付した。産後ケア事業については、2件の利用でデイケアの利用1件と宿泊型の利用1件があった。就園前の幼児を対象に療育教室を11回、延べ49名に行った。ASOB0の中でも、発達に心配な子に対して対応している。

問：東伊豆町健康増進計画の内容は。

答：町民が主体的に取り組める健康づくりを推進するための計画として、令和6年度を初年度とし、目標年度を令和15年度とする10か年計画である。前期計画を令和6年度から10年度の5年とし事業の見直しを行い後期につなげる。

観光産業課。

問：ふるさと納税について、自販機の設置台数、5年度中の増加数、販売金額の実績は。

答：台数は1台で販売金額は増えている。大口の状況で左右されるので、予想はつかない。自販機は経費がかかるので、QRコードを推進していく。QRコードが利用できる場所は9店舗。実績は214件、2,361万円。

問：インバウンド等対策事業補助金450万円の内訳は。

答：営業用宿泊施設の多言語化のパンフレット2,000部作製で77万1,100円とシンガポールファミトリップ関連経費で186万3,925円と宿泊施設合同セールを台湾に向けての売込みと他経費を含めて276万3,928円の合計539万8,953円の事業に対して450万円の補助をした。

建設整備課。

問：昨年における決算審査意見の唐沢汚水処理場使用料、道路河川占有料の見直しについての考えは。

答：唐沢については、毎年計画的に修繕を実施している。利用料は令和元年8月分から値上げを行った。占有料については平成27年度に県に合わせる改正をした。現時点で改正の予定はない。

問：道路維持管理について、道路実態の見える化をし、深刻さを町長、議員や住民に分かってもらうように工夫できないか。

答：職員も頑張って調べて図に落とせるように努力したい。区からの要望と地域の方の声も聞かせていただきたい。

問：道路メンテナンス補助金、地質調査：白田川橋とあるが、橋台調査の結果はどうなっているか。

答：衝撃弾性波試験の結果を反映させて推計した橋台（重量式）の形状が分かった。また、橋台を打音した結果、下部コンクリートは良い品質ではないことが分かった。今後更なる調査が必要である。

防災課。

問：消防団員の昼間の団員数と夜間の団員数は把握しているか。

答：把握できていない。昼夜の団員数については分団長会議等で確認する。

問：移住者の方への募集広報は。

答：募集に関する広報は分団に任せている。

教育委員会事務局。

問：語学指導委託事業と国際教育推進事業のALT2名というのは、同一人物か、また具体的にどのような内容か。

答：語学指導については、県から1名が委託を受けている。県費以外の部分を町が委託。もう1名は8月以降に委託した方で、英語が堪能だが、昨年から中国人の児童が増えており、中国語も堪能ということでお願いしている。国際教育は、JETプログラムを利用した外国人による英語教育は2名。稲取、熱川に別れて小中学校の英語の授業に携わっている。

（2）国民健康保険特別会計。

問：国民健康保険の被保険者は減少していくと考えられるが、実人数及び一人当たりの医療費についてどうなっているか。

答：被保険者は、前年度に比べ198人減少している。一人当たりの費用額は、令和4年度が44万4,176円で令和5年度が45万6,894円となっている。

問：特定健康診査の未受診者へのフォローアップ対策の実施について。

答：キャンサースキャンという業者に委託し、延べ人数4,617人に3回受診勧奨通知を行った。実人数は1,796人で、そのうち302人が受診、16.8%の効果があつた。

（３）後期高齢者医療特別会計。

問：後期高齢者の医療費について県の平均等と比べてどのようになっているか。

答：一人当たりの費用額について、県は80万2,610円、東伊豆町78万6,189円となっており、県に比べると少し低くなっている。

（４）介護保険特別会計。

問：昨年の審査意見書の中で職員の人事の内容があつたが、どうなっているか。

答：包括支援センターの職員は、社会福祉士・保健師（看護師）・主任ケアマネの有資格者となる。募集はかけているが、応募はない。

問：総合相談件数の実人数で増えた要因は何か。

答：総合相談件数のうち、介護保険・福祉サービスの利用についての相談件数が令和4年度717件、令和5年度832件となっており増えた要因ではないと思われる。

（５）稲取財産区特別会計。

問：土地貸付料について、貸し付けた土地で営業をしている方がいるが、売上げ等の確認を行っているか。また、貸付料については、経営状況に気を配るようにしてもらえばと思うが。

答：事業者に施設稼働率について確認をし、経営状況の確認を行った。経営状況から稲取財産区管理会において協議し、令和6年度の貸付料については据え置くこととした。

なお、令和5年3月に土地の減額貸付け等に関する条例の改正を行い、地域の活性化に資するような団体については減額貸付け等ができるという改正をしたので、この趣旨に沿うような事業については、趣旨を踏まえた上で対応をしていきたい。

（６）風力発電事業特別会計。

特になし。

（７）幼児教育アドバイザー特別会計。

問：後継者の確保が喫緊の課題であり、いろいろな方を人選し後継者育成に努めたいとあるが、現状と育成の状況というか見通しはあるか。

答：賀茂地区の教育長会等で各々の市町で幼児教育に精通している方や幼稚園教諭だった方などを探してもらっている段階。また幼児教育センターがあるので、その方面からもお願いしているが、それに見合う方がいないのが現状。

(8) 水道事業会計。

問：昨年度の決算審査時に、料金改定等の検討課題が挙げられているが、それを5年度としてどういう形で反映させているか。

答：料金水準及びコストの改善と経営分析に係る各指標について指摘を受けている。動力費の削減を目的に4号・5号井戸の整備を進めている。完成した時にどういった効果が出たか改めて検証していく。類似団体の指標と比較し、増減理由などを確認することで現状を把握し経営改善に活用していく。

問：施設が老朽化していることは理解している。有収率が令和4年度に対し令和5年度で改善している。簡易水道については53.7%と約半分捨てているような状態であるが、状況をどのように見ているか。

答：簡易水道については流量計が1つしかない。流量計と検針の差が有収水量になるが、正直分からないのが現状。流量計を設置するのに500万円から600万円かかり、何箇所も設置し改善していくことが経営的にいいのか。今後AIなどを取り入れ、効果的な漏水調査ができればと考えている。改善には時間がかかるかもしれないが、いろいろな取組をしていく。

以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより、議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号 令和5年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第43号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第44号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第45号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第46号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についての
討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号 令和5年度東伊豆町稲取財産
区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり
認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第47号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号 令和5年度東伊豆町風力発電
事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり
認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第48号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆
町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号 令和5年度下田市、東伊豆町、
河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳
出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号 令和5年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第9 意見書案第2号 地震財特法の延長に関する意見書について

○議長（笠井政明君） 日程第9 意見書案第2号 地震財特法の延長に関する意見書についてを議題とします。

提出者より、提出理由の説明を求めます。

1番、山田議員。

(1番 山田豪彦君登壇)

○1番（山田豪彦君） それでは、意見書案第2号について、朗読をもって説明させていただきます。

意見書案第2号 地震財特法の延長に関する意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地震財特法の延長を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年9月27日提出。

東伊豆町議会議長、笠井政明様。

提出者、東伊豆町議会議員、山田豪彦。

賛成者、東伊豆町議会議員、西塚孝男、村木脩、栗原京子、稲葉義仁、内山愼一、鈴木伸和、須佐 衛、楠山節雄、定居利子、山田直志。

次のページを御覧ください。

地震財特法の延長に関する意見書。

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本町は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月27日。

静岡県東伊豆町議会

資料の3枚目を御覧ください。

こちらに意見書の送付先が記載されておりますので御確認ください。

説明は以上となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより意見書案第2号 地震財特法の延長に関する意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第2号 適正な予算編成に努めることを求める決議について

○議長（笠井政明君） 日程第10 発議第2号 適正な予算編成に努めることを求める決議についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） それでは、発議第2号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第2号 適正な予算編成に努めることを求める決議について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年9月27日提出。

東伊豆町議会議長、笠井政明様。

提出者、東伊豆町議会議員、鈴木伸和。

賛成者、東伊豆町議会議員、西塚孝男、山田豪彦、栗原京子、稲葉義仁、内山慎一、須佐衛、楠山節雄、定居利子、山田直志。

1枚おめくりください。

適正な予算編成に努めることを求める決議。

当初予算確定後に編成される補正予算は、国、県の補助金・負担金・交付金等の確定や法令改正等のやむを得ないもの、物価変動等の経済事情の変化、災害等緊急を要するもの等が挙げられる。議会では、当局より示された補正予算案に対しては、補正をしても当初予算の骨格が保たれているか、財政事業が悪化することはないか、その理由に正当性があるか、補正の時期が適正か、予算の積算に誤りはないか、といった点に十分留意して審査をしている。

しかしながら、本定例会に示された令和6年度一般会計補正予算（第6号）において、前回補正時と同様に当初予算への計上漏れ、法令等に対する認識不足等の理由で補正する内容が多々見られた。これらは予算編成時におけるミスを防ぐための組織としての危機感の低さやチェック体制の甘さに起因しているとも捉えられ、背景には前例踏襲の習慣や、作業慣れによる思い込みやチェック不足、職場全体の認識・知識不足、事業内容に対する理解不足など、組織全体の問題と考える。

よって、今後の予算の編成全般に当たっては、限りある財源の中で町民生活の向上、よりよい町政の執行に向けての計画であることを十分理解した上で、町全体として組織的に是正し、十分なチェック体制の中で適正に努めることを求める旨を決議する。

令和6年9月27日

東伊豆町議会。

以上説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第2号 適正な予算編成に努めることを求める決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議員派遣について

○議長（笠井政明君） 日程第11 議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、現時点で期日等が確定している行事及び常任委員会の行政視察計画などが対象となります。

お諮りします。お手元にお配りしましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

◎日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（笠井政明君） 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（笠井政明君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長時間、御苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 20 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____